

**第7期呉市障害福祉計画
第3期呉市障害児福祉計画
(案)**

令和6年3月

呉市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要と定める事項	1
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制等	5
第2章 障害者数等の動向と障害福祉サービス等の利用状況	6
1 呉市の人口と障害者数の動向	6
2 各障害者数の動向	7
3 計画における目標の達成状況	12
4 障害福祉サービス等の利用状況	17
第3章 障害者等の福祉ニーズ等	25
1 障害者に対するアンケート調査	25
2 児童に対するアンケート調査	46
3 意見交換会	64
4 事業所に対するアンケート調査	66
第4章 主な課題と取組の方向性	76
第5章 障害福祉サービス等の推進	78
1 将来の障害者数の見通し	78
2 成果目標と活動指標	80
3 サービス見込量と確保のための方策	89
第6章 計画の推進方策	104
1 市民意識の醸成	104
2 計画の推進体制づくり	104
3 計画の進行管理	105

参考 第5次吳市障害者基本計画 -----106

用語解説 -----117

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少により、我が国の人口構造は大きく変化しています。本市においても、人口が減少する一方、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は増加を続けています。障害者福祉においても、高齢化に伴う介護者の負担増などが懸念される中、障害福祉サービス等の利用量は年々増加しており、将来を見据えた総合的な支援が求められています。

このような背景を踏まえ、本市は、令和3年3月に「第5次呉市障害者基本計画」、「第6期呉市障害福祉計画」及び「第2期呉市障害児福祉計画」の三つの計画を一体的に策定し、「障害のある、ないにかかわらず みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちの実現」を目標に掲げ、障害福祉施策を推進してきました。

「第7期呉市障害福祉計画」及び「第3期呉市障害児福祉計画」（以下「次期計画」といいます。）は、三つの計画のうち、令和5年度に計画期間の最終年度を迎える「第6期呉市障害福祉計画」及び「第2期呉市障害児福祉計画」の成果や課題などを検証し、国の指針に即して、提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込みなどを定め、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保することを目的とし策定するものです。

2 計画の概要と定める事項

(1) 根拠法令

「第7期呉市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条第1項に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画となるものです。

「第3期呉市障害児福祉計画」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画となるものです。

注：本文中の * のある用語は、「P117 用語解説」 参照

(2) 計画で定める事項

ア 障害福祉計画

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 2 項及び第 3 項に基づき、次の事項について定めます。

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ⑤ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

イ 障害児福祉計画

障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 2 項及び第 3 項に基づき次の事項について定めます。

- ① 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ④ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

次期計画は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」といいます。）を踏まえて策定を進めていきます。

基本指針には、基本的理念のほか、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）が掲げられています。

成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）の項目は下記のとおりです。

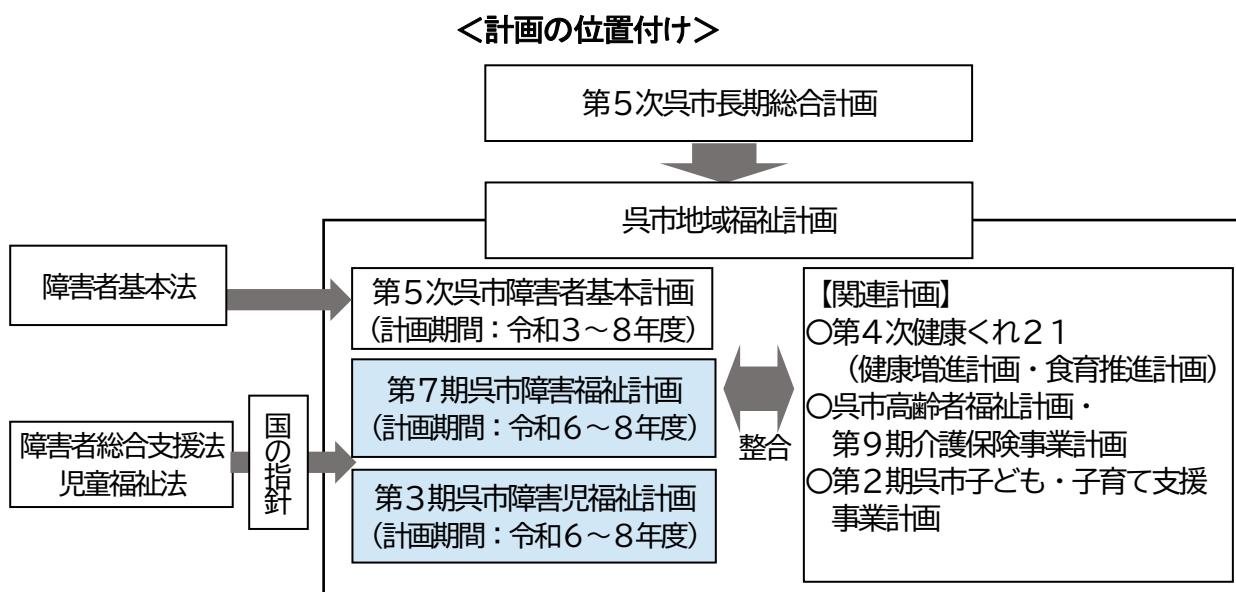
- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築
- ③地域生活支援の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

なお、「第5章 障害福祉サービス等の推進」において、成果目標のほか、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービスなどの量を見込む活動指標も含め設定をしています。

3 計画の位置付け

次期計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく「第5次呉市障害者基本計画」と一体となって、障害者及び障害児の福祉施策を推進していかうとするものです。

下図に示すように、第5次呉市長期総合計画及び呉市地域福祉計画のほか、関連計画との整合をとって推進します。



4 計画の期間

次期計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までとします。

H：平成，R：令和

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
呉市障害者基本計画	第4次計画					第5次計画						
呉市障害福祉計画	第4期計画		第5期計画			第6期計画			第7期計画			
呉市障害児福祉計画				第1期計画			第2期計画			第3期計画		

注：参考として、呉市障害者基本計画の抜粋を末尾に掲載しています。

5 計画の策定体制等

次期計画の策定に当たって、障害者の現状やニーズを把握し、計画に反映するため、市内に居住する障害者及び児童の保護者を対象とする「障害福祉計画等のためのアンケート調査」の実施に加え、障害者とその家族の声を直接聞く意見交換会を市内4か所で開催しました。

また、サービスの実施状況や今後の意向調査などについて、自立支援協議会*に参加している事業者へのアンケートを実施するとともに、本市の社会福祉に関する事項を調査審議するため社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づき設置した呉市保健福祉審議会（障害者福祉専門分科会）において審議されました。

第2章 障害者数等の動向と障害福祉サービス等の利用状況

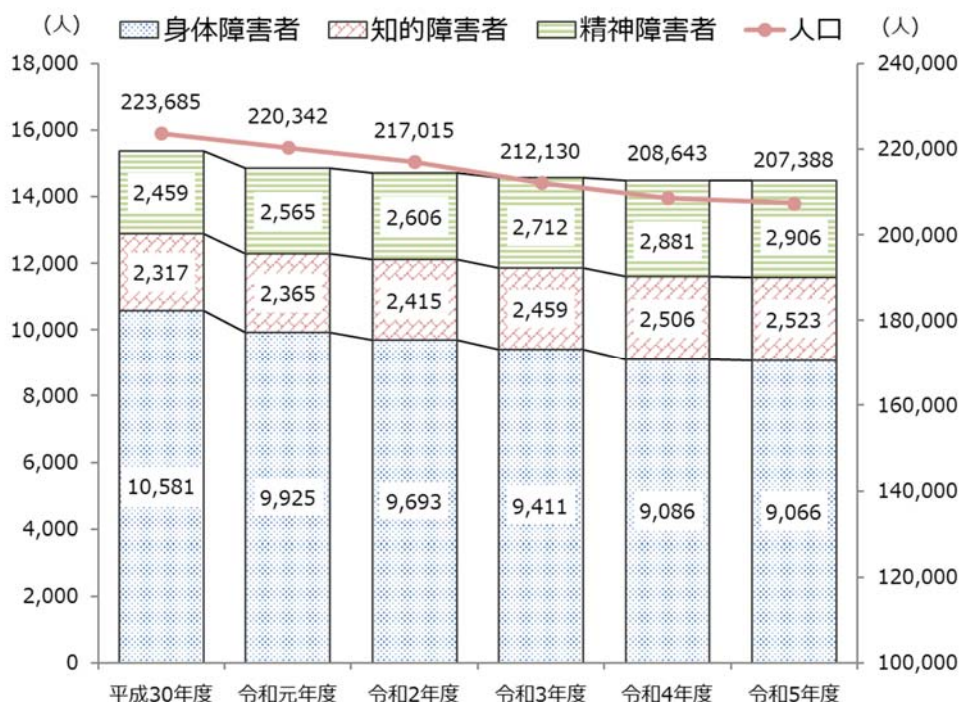
1 呉市の人口と障害者数の動向

呉市の人口（住民基本台帳）は減少傾向が続いており、令和5年度は207,388人で、平成30年度と比較して7.3%減少しています。

障害者数は、身体障害者数（身体障害者手帳*所持者数。以下同様）は減少していますが、知的障害者数（療育手帳*所持者数。以下同様）と精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳*所持者数。以下同様）は増加しています。

<呉市の人口と各障害者数の推移>

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口（人）		223,685	220,342	217,015	212,130	208,643	207,388
身体障害者	人数（人）	10,581	9,925	9,693	9,411	9,086	9,066
	割合（%）	4.7	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4
知的障害者	人数（人）	2,317	2,365	2,415	2,459	2,506	2,523
	割合（%）	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2
精神障害者	人数（人）	2,459	2,565	2,606	2,712	2,881	2,906
	割合（%）	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4



注：人口及び各障害者数は、平成30～令和4年度は3月末時点、令和5年度は7月末時点

2 各障害者数の動向

(1) 身体障害者

身体障害者数は減少傾向が続いており、令和5年度は9,066人で、平成30年度と比較して14.3%減少しています。

令和5年度の障害の種類別身体障害者数は、「肢体不自由」が4,252人で最も多く、「内部障害」が3,257人で続きます。

また、年齢割合は、0～17歳は1.0%、18～64歳は20.3%、65歳以上は78.7%となっています。

<身体障害者手帳所持者数（障害種類別・等級別）>

（単位：人）

区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害
総数	9,066	744	724	89	4,252	3,257
1級	3,030	220	98	0	757	1,955
2級	1,183	258	166	5	705	49
3級	1,867	48	87	39	1,063	630
4級	1,982	58	144	45	1,112	623
5級	536	107	1		428	
6級	468	53	228		187	

注：令和5年7月末時点

<身体障害者手帳所持者数（等級別）>

区分	全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級
人数（人）	9,066	3,030	1,183	1,867	1,982	536	468
構成比（%）	100.0	33.4	13.0	20.6	21.9	5.9	5.2

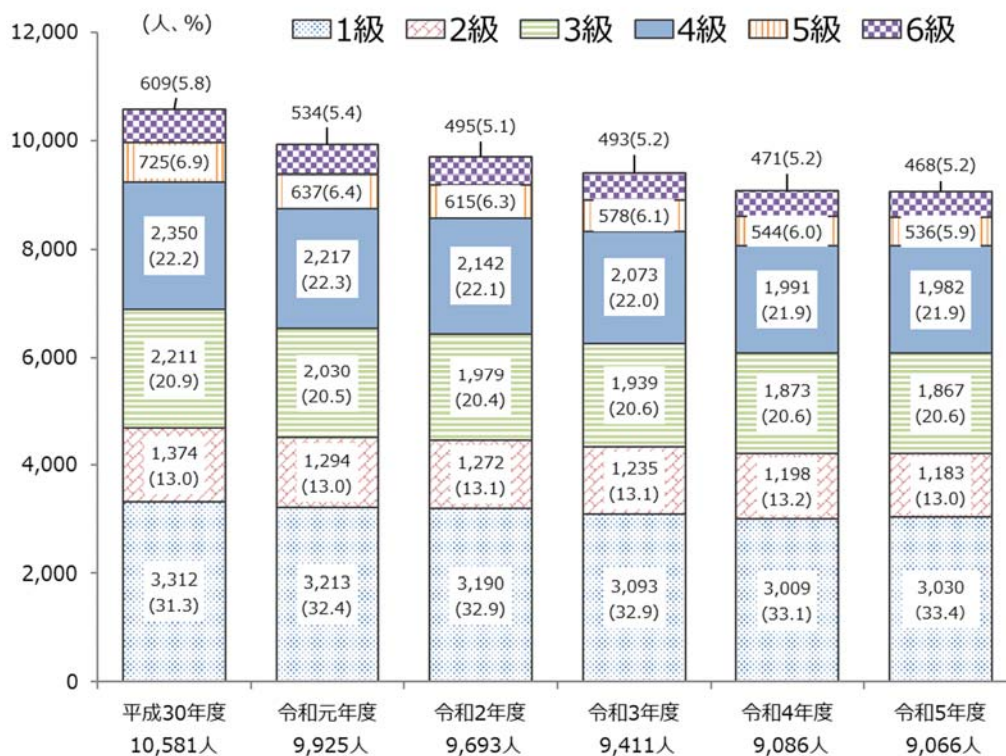
注：令和5年7月末時点

<身体障害者手帳所持者数（年齢別）>

区分	全体	0～17歳	18～64歳	65歳以上
人数（人）	9,066	91	1,843	7,132
構成比（%）	100.0	1.0	20.3	78.7

注：令和5年7月末時点

<障害の等級別身体障害者数の推移>



注1：平成30～令和4年度は3月末時点，令和5年度は7月末時点

注2：図中（ ）内数値は割合（%）を示す。少数点第2位を四捨五入しているため，合計が100%にならない場合がある。

(2) 知的障害者

知的障害者数は増加傾向が続いており、令和5年度は2,523人で、平成30年度と比較して8.9%増加しています。

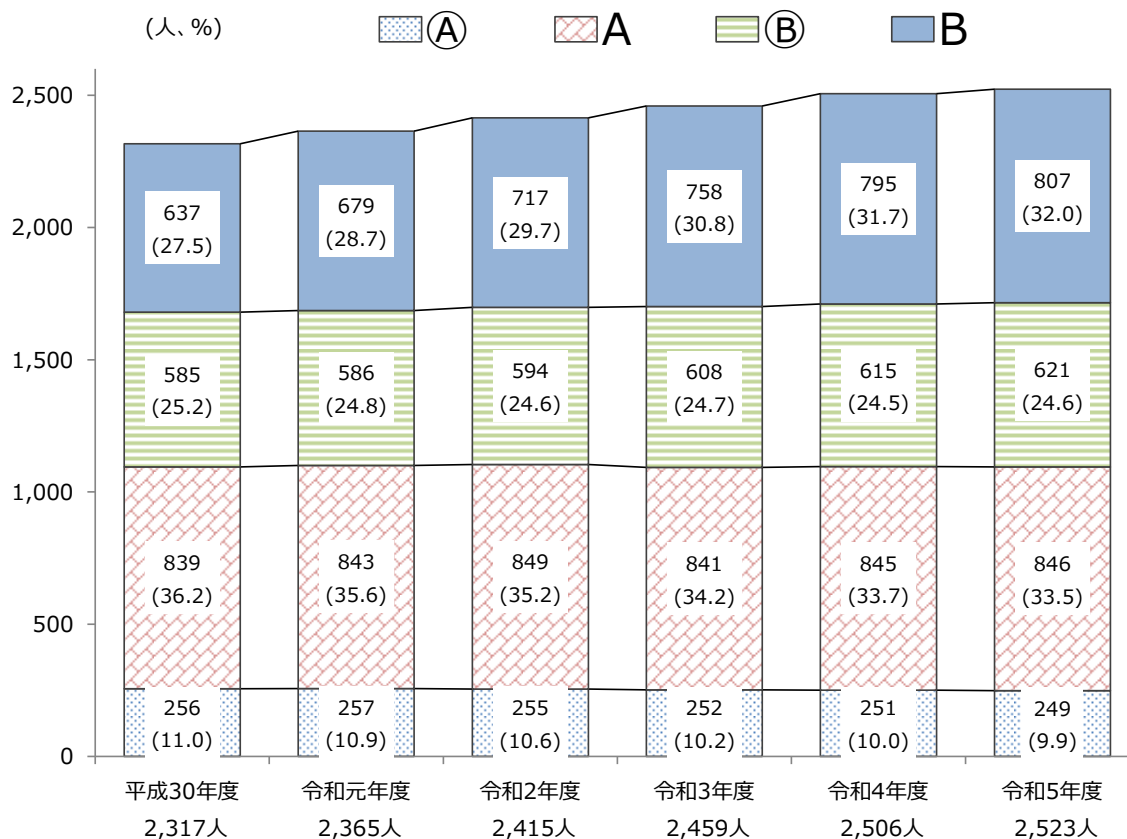
また、年齢区分別の障害の等級については、0～5歳は「㊸」と「B」が、6～17歳は「B」が、18歳以上は「A」が最も多くなっています。「㊸」と「A」は年齢が上がるほど多くなっています。

<療育手帳所持者数(等級別)>

区分		全体	㊸ (最重度)	A (重度)	㊹ (中度)	B (軽度)
人数(人)		2,523	249	846	621	807
構成比(%)		100.0	9.9	33.5	24.6	32.0
内訳(人)	0～5歳	59	2	7	25	25
	6～17歳	439	30	86	83	240
	18歳以上	2,025	217	753	513	542

注：令和5年7月末時点

<障害の知的障害者数の推移>



注1：平成30～令和4年度は3月末時点、令和5年度は7月末時点

注2：図中()内数値は割合(%)を示す。

(3) 精神障害者と自立支援医療費（精神通院）*受給者証交付者

精神障害者数は毎年増加し、令和5年度は2,906人で、平成30年度と比較して18.2%増加しています。自立支援医療費（精神通院）受給者証交付者数は令和2年度で減少したものの、増加を続けており、令和5年度は4,292人で、平成30年度と比較して18.6%増加しています。

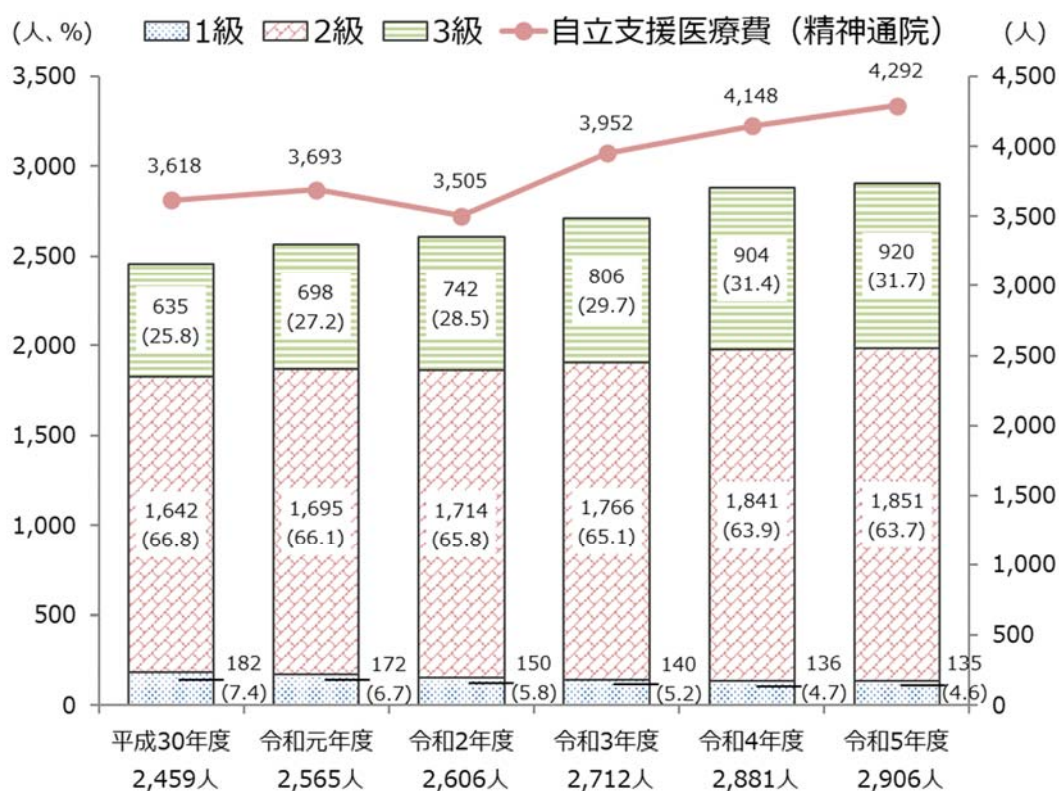
障害の等級別に精神障害者数を見ると、「2級」が最も多く6割台を占め、以下、「3級」が2～3割台で続きます。「1級」は減少傾向にあり、「2級」と「3級」は増加傾向にあります。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）>

区分	全体	1級	2級	3級	自立支援医療費（精神通院）受給者証交付者数
人数（人）	2,906	135	1,851	920	4,292
構成比（%）	100.0	4.6	63.7	31.7	—

注：令和5年7月末時点

<等級別精神障害者数と自立支援医療費（精神通院）受給者証交付者の推移>



注1：平成30～令和4年度は3月末時点、令和5年度は7月末時点

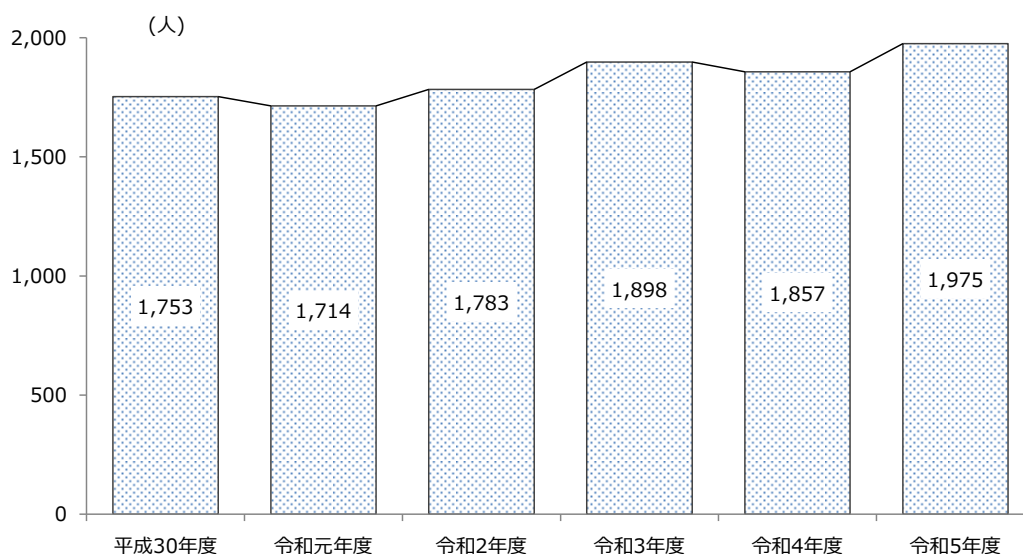
注2：図中（ ）内数値は割合（%）を示す。

(4) 難病*患者

難病患者数を特定医療費（指定難病）受給者証交付者数で見ると、令和5年度は1,975人で、前年度を上回っています。

<特定医療費（指定難病）受給者証交付数の推移>

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
難病患者数(人)	1,753	1,714	1,783	1,898	1,857	1,975



注1：各年度4月1日時点

注2：難病医療費助成制度とは、厚生労働省が定める指定難病にかかり、同省が定める認定基準を満たす場合に、医療費を助成する制度

(5) 留意事項

令和5年7月末現在で、身体障害者は9,066人、知的障害者は2,523人、精神障害者は2,906人で、62.5%が身体障害者です。

身体障害者の数は5年間で14.3%減少しています。また、令和5年度で見ると、障害の等級は、程度が最も重度である「1級」(33.4%)が多く、年齢は65歳以上が全体の78.7%を占めています。

知的障害者と精神障害者の数は増加傾向にあり、5年間で知的障害者は8.9%、精神障害者は18.2%増加しています。

以上のことから、身体障害者については、高齢者の割合が高いことと重度障害者が多いこと、知的障害者と精神障害者については、障害者数が増加傾向にあることを踏まえ、特性に応じた障害福祉サービス等の提供体制を確保する必要があります。

3 計画における目標の達成状況

第6期呉市障害福祉計画及び第2期呉市障害児福祉計画で設定した数値目標は、令和元年度末の実績をベースに、令和5年度末までに達成すべき数値を定めたものです。達成状況を整理すると次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者がグループホーム等に生活の場を移し、自らが選んだ地域において、安心して自分らしい生活を送る地域生活への移行を推進しています。

その中で、福祉施設入所者数の削減及び福祉施設入所者の地域生活への移行は、施設入所から在宅生活に移行した人のほか、機能訓練のために一定期間の予定で施設入所していた人が退所し、在宅生活を行っていることで、令和4年度末の入所者数は315人、地域移行者数は25人となり、目標値を達成できる見通しとなっています。

項目		目標	実績	備考
① 令和元年度末の入所者数		328人		
福祉施設入所者の削減目標	② 令和5年度末入所者数目標	322人	315人	
	③ 削減者数の目標	6人	13人	①-②
	④ 削減率 (令和元年度末→令和5年度末)	1.8%	4.0%	国の指針：①の1.6%以上 ③/①×100(%)
福祉施設入所者の地域生活への移行者数目標	⑤ 地域生活移行者数目標	20人	25人	
	⑥ 移行率 (令和元年度末→令和5年度末)	6.1%	7.6%	国の指針：①の6%以上 ⑤/①×100(%)

(2) 地域生活支援拠点*などの整備

市内を4エリアに分け、エリアごとに担当する事業所が、障害者等の暮らしの相談に、障害種別を問わずワンストップで対応するほか、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり、専門的人材の確保・育成などを行っています。

また、一つの事業所に事務局機能を持たせ、拠点での課題などを検討する会議を毎月実施し、その中で運営状況などを検証しています。

項目	目標	実績	備考
地域生活支援拠点を確保しその機能充実のために、運用状況を検証及び検討する。	1か所 12回/年	1か所 12回/年	基本指針：1回以上

(3) 福祉施設から一般就労への移行など

福祉施設から一般就労へ移行した人は、令和4年度に33人、増加率は2.8倍であり、目標を達成できています。

就労移行支援事業により一般就労へ移行した人は、令和4年度に14人、増加率は2.3倍であり、目標を達成できています。

就労継続支援A型事業により一般就労へ移行した人は、令和4年度に2人、増加率は1.0倍であり、目標値に向け、おおむね予定どおり進捗しています。

就労継続支援B型事業により一般就労へ移行した人は、令和4年度に17人であり、目標を達成できています。

就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用した人は、令和4年度に0人であり、目標は達成できていません。呉市の就労定着支援事業所が1か所しかなく、利用者は全て市外の事業所を利用しています。市内の事業所の増加が課題となっています。

項目		目標	実績	備考
福祉施設から一般就労への移行目標	① 令和元年度移行者数	12人	-	
	② 令和5年度移行者目標数	16人	33人	
	③ 増加率 (令和元年度末→令和5年度末)	1.3倍	2.8倍	国の指針：1.27倍以上 ②/①
就労移行支援事業による移行者数目標	④ 令和元年度移行者数	6人	-	
	⑤ 令和5年度移行者目標数	8人	14人	
	⑥ 増加率 (令和元年度末→令和5年度末)	1.3倍	2.3倍	国の指針：1.30倍以上 ⑤/④
就労継続支援A型事業による移行目標	⑦ 令和元年度移行者数	2人	-	
	⑧ 令和5年度移行者目標数	3人	2人	
	⑨ 増加率 (令和元年度末→令和5年度末)	1.5倍	1.0倍	国の指針：1.26倍以上 ⑧/⑦
就労継続支援B型事業による移行目標	⑩ 令和元年度移行者数	-	-	未集計
	⑪ 令和5年度移行者目標数	5人	17人	国の指針：1.23倍以上 ⑪/⑩
就労定着支援事業利用者数目標	⑫ ②のうち就労定着支援事業利用者目標数	12人	0人	
	⑬ 構成比 (令和元年度末→令和5年度末)	75%	0%	国の指針：70%以上 ⑫/②×100(%)
就労定着支援事業所数及び就労定着率が8割以上の事業所数目標	⑭ 就労定着支援事業所数	5か所	1か所	
	⑮ ⑭のうち、就労定着率が8割以上の数	4か所	0か所	
	⑯ 構成比 (令和元年度末→令和5年度末)	80%	0%	国の指針：70%以上 ⑮/⑭×100(%)

(4) 障害児支援の提供体制の整備など

児童発達支援センター*は1事業所，保育所等訪問支援については3事業所が指定を受けて事業を実施しています。

主に重症心身障害*児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は各2事業所が指定を受けて事業を実施しています。

また，医療的ケア*児の支援については，広島県が圏域単位で関係機関との協議の場を設置するとともに，医療的ケア児等のコーディネーター*研修を受講した相談支援専門員が8名おり，医療的ケア児支援体制の充実に取り組んでいます。

項目	備考
児童発達支援センターの設置	設置済
保育所などで訪問支援を利用できる体制の構築	構築済
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済
医療的ケア児など支援のための関係機関の協議の場を設置	設置済
医療的ケア児など支援のためのコーディネーターの配置	配置済

(5) 発達障害*者支援の充実

ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの受講者は，見込みに対して，年間81人の受講にとどまっています。現在，保健所で実施している「ちびっこ教室」に参加している保護者に対して，ペアレントトレーニングを実施していますが，新型コロナウイルス感染症の影響により，参加人数等が減少している状況になっています。

ペアレントメンター*育成については，見込みに対して，10人となっています。増加はしているものの達成は難しい状況です。

ピアサポート*の活動参加人数については，新たな活動が未実施となっています。こちらも，新型コロナウイルス感染症の影響により，活動を実施することが難しく，今後事業の検討をしていく必要があります。

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラムなど受講者(人/年)	見込値	220	220	220
	実績値	85	81	-
ペアレントメンター育成(人)	見込値	12	14	16
	実績値	9	10	-
ピアサポート活動参加者(人/年)	見込値	10	10	10
	実績値	0	0	-

(6) 精神障害者支援体制の整備など

精神障害者の支援による施設から地域生活への移行は、見込みを達成できていません。ニーズを把握しながら対応を検討していきます。

精神障害者の地域定着支援，自立生活援助及び共同生活援助は，見込みに対しておおむね予定どおり進捗しています。

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の支援による地域移行 (人/月)	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	-
精神障害者の地域定着支援 利用人数 (人/月)	見込量	7	8	9
	実績値	14	13	-
精神障害者の自立生活援助 利用者数 (人/月)	見込量	1	1	1
	実績値	0	2	-
精神障害者の共同生活援助 利用者 (人/月)	見込量	79	86	93
	実績値	89	82	-

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉を結ぶ包括支援体制の整備

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の開催については，広島県が圏域単位で設けている関係機関との協議の場に参加しており，引き続き課題や取組内容など協議を継続していきます。

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による，協議 開催回数 (回/年)	見込量	2	2	2
	実績値	1	2	-
協議への参加者数 (人/年)	見込量	30	30	30
	実績値	16	33	-
実施頻度 (回/年)	見込量	1	1	1
	実績値	1	1	-

(8) まるごとネット呉(呉市地域生活支援拠点)による相談支援体制の充実・強化

地域生活支援拠点において，地域の相談体制の充実を図るため，地域の相談支援事業所や病院などと連携した，地域ネットワーク会議を4拠点ごとで，2か月に1回実施し，地域の課題や困難事例の検討を行っています。そのほかにも，地域の相談支援事業所の人材育成についても取組を開始しました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、訪問などによる専門的な指導・助言は実施できていませんが、今後は設置が努力義務となった基幹相談支援センター*の設置を含め、取組について検討していく必要があります。

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問などによる専門的な指導・助言 頻度（回/年）	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	-
地域の相談支援事業所の人材育成支 援案件数（件/年）	見込量	4	4	4
	実績値	0	1	-
地域の相談支援機関との連携強化の 取組実施頻度（回/年）	見込量	24	24	24
	実績値	16	20	-

(9) 障害福祉サービス等の質の向上

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加は、おおむね予定どおり進捗しています。

また、審査結果の分析と共有実施回数は、令和5年度から事業所からの請求内容のチェックを行うソフトを導入し、請求誤りのパターンを把握するとともに、他都市との意見交換の場にも参加して課題の共有に取り組んでいます。

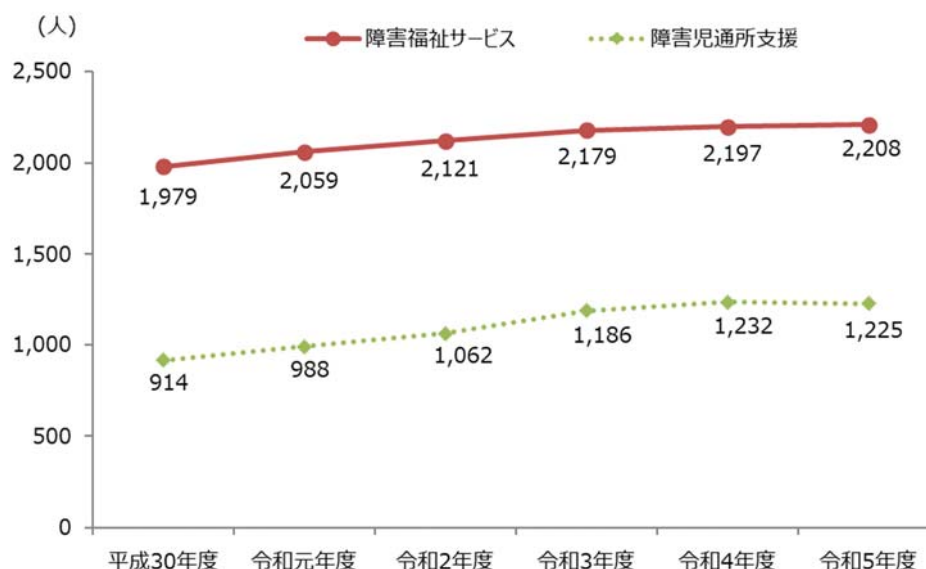
項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る研修など 参加者（人/年）	見込量	18	18	18
	実績値	17	14	-
審査結果の分析と共有実施回数 （回/年）	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	-

4 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス等の支給決定者数

障害福祉サービス等の支給決定者数は、令和5年度は、障害福祉サービスが2,208人、障害児通所支援が1,225人で、どちらも増加傾向にあります。

<障害福祉サービス等の支給決定者数>



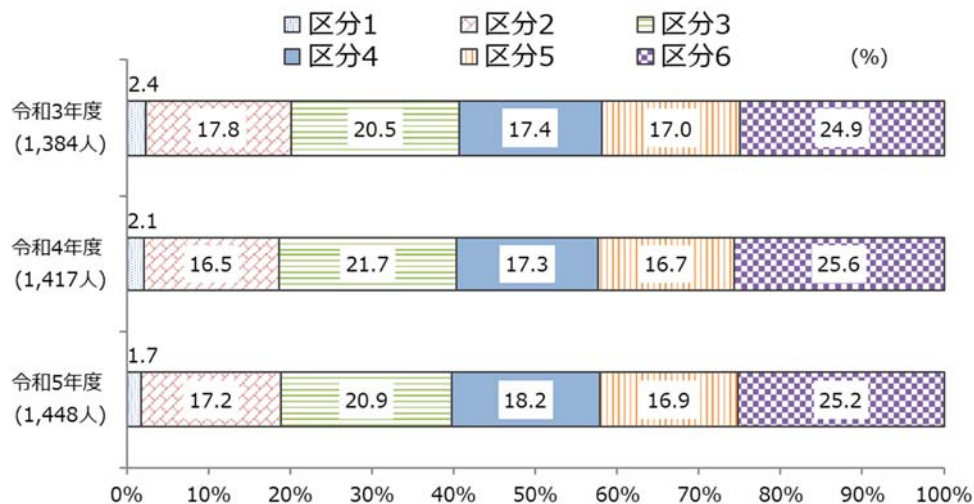
注：平成30年度～令和4年度は3月末時点、令和5年度は5月末時点

(2) 障害支援区分認定状況

障害支援区分*の認定状況を見ると、認定数は微増傾向にあり、令和5年度の認定数は1,448人で、前年と比較して2.2%増加しています。

区別割合については、最も支援の必要性が高い「区分6」が25.2%と、最も多くなっています。

<障害支援区分の認定状況>



注：各年度4月1日時点

(3) 障害福祉サービス等の見込みと実績の比較

第6期呉市障害福祉計画及び第2期呉市障害児福祉計画におけるサービスの見込みと実績を比較すると次のとおりです。

平成30年度から令和2年度までの障害福祉サービスの利用実績を見ると、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用が減少したサービスが多かったため、その要因は含めず令和3年度から令和5年度までの見込みを設定しました。結果として、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、令和3年度以降のサービス利用は回復傾向にあります。計画した見込み量に対しては、これを下回る利用となったサービスが多いという状況でした。

以上の点を考慮し、見込みと実績の比較を行いました。

ア 訪問系サービス

障害福祉サービス等(訪問系サービス)の見込みと実績

サービス名	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
居宅介護	利用者数 (人/月)	見込み	356	373	391	○利用者：見込みを下回る (増減傾向なし)
		実績	334	317	325	
	利用時間数 (時間/月)	見込み	4,876	4,960	5,044	○利用量：令和3年度以外 見込みを下回る(減少傾向)
		実績	4,920	4,805	4,760	
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	見込み	19	20	22	○利用者：見込みを下回る (ほぼ一定)
		実績	12	15	14	
	利用時間数 (時間/月)	見込み	1,946	2,046	2,151	○利用量：令和4年度のみ 見込みを上回る(増減傾向なし)
		実績	1,341	2,155	2,143	
同行援護	利用者数 (人/月)	見込み	57	60	64	○利用者：見込みを下回る (減少傾向)
		実績	40	42	37	
	利用時間数 (時間/月)	見込み	701	737	775	○利用量：見込みを下回る (減少傾向)
		実績	421	466	372	
行動援護	利用者数 (人/月)	見込み	59	62	64	○利用者：見込みを下回る (増加傾向)
		実績	55	58	61	
	利用時間数 (時間/月)	見込み	548	527	507	○利用量：見込みを上回る (減少傾向)
		実績	705	686	669	
重度障害者 等包括支援	利用者数 (人/月)	見込み	1	1	1	○各年度とも実績なし
		実績	0	0	0	
	利用時間数 (時間/月)	見込み	250	250	250	
		実績	0	0	0	

注：令和3年度及び令和4年度の数値は3月1か月間の実績、令和5年度の数値は5月1か月間の実績

イ 日中活動系サービス

障害福祉サービス等（日中活動系サービス）の見込みと実績（1/2）

サービス名	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
生活介護	利用者数 (人/月)	見込み	606	616	627	○利用者：見込みを下回る (増加傾向) ○利用量：令和5年度以外 見込みを上回る(増減傾 向なし)
		実績	595	607	618	
	利用量 (人日/月)	見込み	12,167	12,357	12,548	
		実績	12,498	12,801	12,534	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	見込み	6	7	7	○利用者：見込みを下回る (減少傾向) ○利用量：見込みを下回る (減少傾向)
		実績	5	2	1	
	利用量 (人日/月)	見込み	130	141	153	
		実績	96	30	1	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	見込み	34	36	38	○利用者：見込みを下回る (ほぼ一定) ○利用量：見込みを下回る (減少傾向)
		実績	28	24	24	
	利用量 (人日/月)	見込み	446	469	493	
		実績	384	309	268	
就労移行 支援	利用者数 (人/月)	見込み	37	39	41	○利用者：令和3年度以外 見込みを下回る(ほぼ 一定) ○利用量：見込みを下回る (増減傾向なし)
		実績	42	37	37	
	利用量 (人日/月)	見込み	729	767	807	
		実績	606	562	570	
就労継続 支援A型	利用者数 (人/月)	見込み	116	119	121	○利用者：見込みを上回る (増加傾向) ○利用量：見込みを上回る (増減傾向なし)
		実績	115	136	140	
	利用量 (人日/月)	見込み	2,234	2,234	2,234	
		実績	2,423	2,786	2,693	
就労継続 支援B型	利用者数 (人/月)	見込み	668	703	739	○利用者：令和5年度以外 見込みを上回る(増加傾 向) ○利用量：令和5年度以外 見込みを上回る(増減傾 向なし)
		実績	692	710	711	
	利用量 (人日/月)	見込み	11,665	12,260	12,886	
		実績	12,668	12,713	12,110	
就労定着 支援	利用者数 (人/月)	見込み	8	10	12	○利用者：見込みを上回 る(増加傾向)
		実績	11	15	16	

注：令和3年度及び令和4年度の数値は3月1か月間の実績、令和5年度の数値は5月1か月間の実績

次ページに続く

障害福祉サービス等（日中活動系サービス）の見込みと実績（2/2）

サービス名	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
療養介護	利用者数 (人/月)	見込み	67	68	69	○利用者：ほぼ見込みどおり (ほぼ一定)
		実績	68	70	68	
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	見込み	158	164	170	○利用者：見込みを下回る (ほぼ一定) ○利用量：令和5年度以外 見込みを上回る(増減傾 向なし)
		実績	147	157	152	
	利用量 (人日/月)	見込み	1,225	1,261	1,298	
		実績	1,297	1,397	1,274	
短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	見込み	6	6	6	○利用者：見込みを上回る (ほぼ一定) ○利用量：見込みを上回る (令和4年度以降ほぼ一 定)
		実績	8	10	9	
	利用量 (人日/月)	見込み	47	47	47	
		実績	62	110	109	

注：令和3年度及び令和4年度の数値は3月1か月間の実績、令和5年度の数値は5月1か月間の実績

ウ 居住系サービス

障害福祉サービス等（居住系サービス）の見込みと実績

サービス名	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
共同生活援助 (グループ ホーム)	利用者数 (人/月)	見込み	197	199	201	○利用者：見込みを上回る (ほぼ一定)
		実績	234	234	237	
自立生活援助	利用者数 (人/月)	見込み	3	5	7	○利用者：見込みを下回る (ほぼ一定)
		実績	0	2	2	
施設入所支援	利用者数 (人/月)	見込み	324	323	322	○利用者：見込みを下回る (ほぼ一定)
		実績	321	315	313	

注：令和3年度及び令和4年度の数値は3月1か月間の実績、令和5年度の数値は5月1か月間の実績

エ 相談支援

障害福祉サービス等（相談支援）の見込みと実績

サービス名	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
計画相談支援	利用者数 (人/月)	見込み	493	525	557	○利用者：見込みを上回る (増加傾向)
		実績	540	571	634	
障害児 相談支援	利用者数 (人/月)	見込み	238	253	268	○利用者：見込みを上回る (増加傾向)
		実績	285	314	348	
地域移行支援	利用者数 (人/月)	見込み	3	3	3	○令和元年度以降は利用 なし
		実績	0	0	0	
地域定着支援	利用者数 (人/月)	見込み	11	12	13	○利用者：見込みを上回る (増加傾向)
		実績	16	16	17	

注：令和3年度及び令和4年度の数値は3月1か月間の実績、令和5年度の数値は5月1か月間の実績

オ 児童を対象としたサービス

障害福祉サービス等（障害児通所支援）の見込みと実績

サービス名	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込み	346	355	363	○利用者：令和5年度以外 見込みを上回る（増加傾 向）
		実績	373	386	311	
	利用量 (人日/月)	見込み	2,034	2,112	2,190	○利用量：見込みを上回る (増加傾向)
		実績	2,263	2,602	2,196	
医療型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込み	3	3	3	○利用者：見込みを下回る (ほぼ一定)
		実績	0	1	1	
	利用量 (人日/月)	見込み	11	11	11	○利用量：見込みを下回る (ほぼ一定)
		実績	0	5	6	
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込み	0	1	2	○各年度とも実績なし
		実績	0	0	0	
	利用量 (人日/月)	見込み	0	1	2	
		実績	0	0	0	
放課後等 デイサービス	利用者数 (人/月)	見込み	528	534	539	○利用者：見込みを上回る (増加傾向)
		実績	697	740	773	
	利用量 (人日/月)	見込み	5,191	5,347	5,507	○利用量：見込みを上回る (増加傾向)
		実績	7,007	8,210	7,877	
保育所等 訪問支援	利用者数 (人/月)	見込み	2	3	5	○利用者：ほぼ見込みとお り（増加傾向）
		実績	2	5	6	
	利用量 (人日/月)	見込み	6	10	16	○利用量：見込みを下回る (増加傾向)
		実績	3	5	6	

注：令和3年度及び令和4年度の数値は3月1か月間の実績、令和5年度の数値は5月1か月間の実績

(4) 地域生活支援事業の見込みと実績の比較

第6期呉市障害福祉計画及び第2期呉市障害児福祉計画におけるサービスの見込みと実績を比較すると次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症が始まった令和2年度に移動支援など利用実績が減少したものもありますが、その後は回復傾向が見られ、意思疎通支援事業など令和3年度から令和5年度までの見込みと実績を比べると、実績が見込みを上回るものが多くなっています。

地域生活支援事業の見込みと実績 (1/2)

サービス名		単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込みと実績の比較
相談支援事業	実施箇所数(か所)	見込み		7	7	7	○見込みどおり
		実績		7	7	7	
成年後見制度*利用支援事業	利用者数(人/年)	見込み		2	2	2	○見込みを上回る
		実績		3	4	-	
意思疎通支援事業	手話通訳者*設置事業	実施箇所数(か所)	見込み	2	2	2	○見込みどおり
		実績		2	2	2	
	手話通訳者・要約筆記者*派遣事業	利用件数(件/月)	見込み	48	50	52	○見込みを上回る
		実績		62	51	53	
	手話奉仕員*養成研修事業	修了者数(人/年)	見込み	12	12	12	○見込みを上回る
			実績		22	17	
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	利用者数(人/年)	見込み	14	15	15	○ほぼ見込みどおり
		実績		14	19	-	
	自立生活支援用具	利用者数(人/年)	見込み	38	40	42	○見込みを下回る
		実績		26	31	-	
	在宅療養等支援用具	利用者数(人/年)	見込み	41	43	46	○令和4年度は見込みを下回る
		実績		55	35	-	
	情報・意思疎通支援用具	利用者数(人/年)	見込み	43	43	44	○見込みを下回る
		実績		37	39	-	
	排せつ管理支援用具	利用者数(人/年)	見込み	6,343	6,654	6,965	○見込みを下回る
		実績		5,742	5,580	-	
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用者数(人/年)	見込み	8	8	8	○ほぼ見込みどおり
		実績		8	7	-	

注：令和3年度及び令和4年度の数値は3月1か月間の実績、令和5年度の数値は5月1か月間の実績

表中の「-」については、令和5年度の数値が出ていないため

次ページに続く

地域生活支援事業の見込みと実績 (2/2)

サービス名		単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込みと実績の比較
移動支援事業	利用者数 (人/月)	見込み		143	143	143	○利用者：見込みを上回る(増加傾向) ○利用量：見込みを上回る(増加傾向)
		実績		150	181	183	
	利用時間数 (時間/月)	見込み		1,599	1,599	1,599	
		実績		1,681	2,694	2,710	
地域活動支援センター 機能強化事業	実施箇所 数(か所)	見込み		4	4	4	○実施箇所：見込みどおり ○利用者：見込みを下回る(増加傾向)
		実績		4	4	4	
	利用者数 (人/月)	見込み		75	75	75	
		実績		45	47	62	
障害児等療育* 支援事業	実施箇所 数(か所)	見込み		2	2	2	○見込みどおり
		実績		2	2	2	
専門性の高い 意思疎通支援 を行う者の養成 研修事業	手話通訳者, 要約筆記者	修了者数 (人/年)	見込み	10	10	10	○見込みを上回る
		実績		24	17	-	
	盲ろう者向け 通訳・介助員	修了者数 (人/年)	見込み	1	1	1	○令和4年度は見込みを上回る
		実績		0	7	-	
	失語症者向け 意思疎通支援者	修了者数 (人/年)	見込み	1	1	1	○令和3年度は見込みを上回る
		実績		3	0	-	
専門性の高い 意思疎通支援を 行う者の派遣 事業	盲ろう者向け 通訳・介助員	利用者数 (人/年)	見込み	1	1	1	○見込みどおり
		実績		1	1	-	
	失語症者向け 意思疎通支援者	利用者数 (人/年)	見込み	1	1	1	○見込みを上回る
		実績		2	2	-	
訪問入浴 サービス事業	実施箇所 数(か所)	見込		6	6	6	○実施箇所：見込みを下回る ○利用者：見込みを下回る(ほぼ一定)
		実績		4	3	3	
	利用者数 (人/月)	見込		14	14	14	
		実績		11	11	10	
日中一時支援事業	利用者数 (人/月)	見込み		252	254	256	○利用者：見込みを下回る(減少傾向) ○利用量：見込みを上回る(増減傾向なし)
		実績		234	220	213	
	利用量 (人日/月)	見込み		1,770	1,780	1,790	
		実績		1,962	2,075	1,834	

注：令和3年度及び令和4年度の数値は3月1か月間の実績、令和5年度の数値は5月1か月間の実績
表中の「-」については、令和5年度の数値が出ていないため

(5) 留意事項

新型コロナウイルス感染症は、国民生活のみならず、障害福祉においても、多大な影響がありました。令和5年度、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になり、以前の日常を取り戻しつつありますが、感染症がなくなったわけではありません。

本市においては、引き続き、障害福祉サービスを提供する事業者と障害者が感染対策を十分実施し、社会福祉施設等における感染拡大防止に努めながら、障害福祉サービス等の継続的な提供に取り組むことで、障害者の生活と日々の活動をともに守っていく必要があります。

第3章 障害者等の福祉ニーズ等

次期計画について、障害者の意見を反映させるために、障害者及び児童（保護者）を対象とするアンケート調査と、座談会形式の意見交換会及び自立支援協議会に参加する障害福祉サービス等を提供する事業者へのアンケート調査を実施しました。

1 障害者に対するアンケート調査

(1) 調査の概要

調査の概要は次のとおりです。

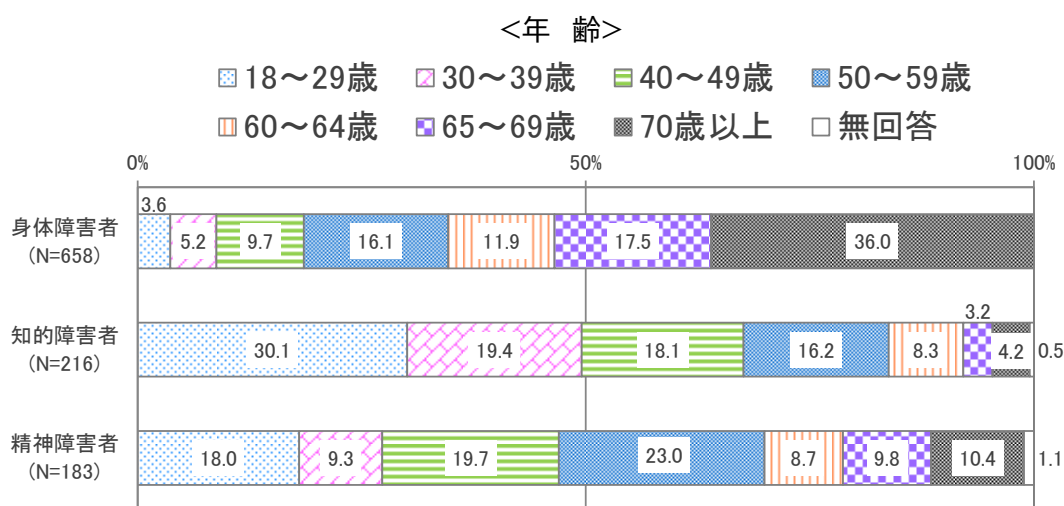
主な調査内容	・属性, 障害の状況, 住まい, 日中の過ごし方や仕事, 相談相手・支援者, 障害福祉サービス等の利用状況・利用意向, 権利擁護, 災害時の避難, 情報・コミュニケーションなど
調査対象者	・身体障害者：身体障害者手帳所持者の中から1,300人を無作為抽出 ・知的障害者：療育手帳所持者の中から400人を無作為抽出 ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者の中から400人を無作為抽出
調査方法	・調査票の郵送配布・郵送回収
調査期間	・令和5年6月30日（金）～7月21日（金）
回収結果	・有効回収数 966件 有効回収率 46.0%（966件/2,100件） ・障害の種類別の回答数 身体障害者：658件 知的障害者：216件 精神障害者：183件 （複数の手帳を所持する人がいるため、合計は有効回収数を上回ります）

(2) 調査結果の概要

ア 年齢と居住圏域

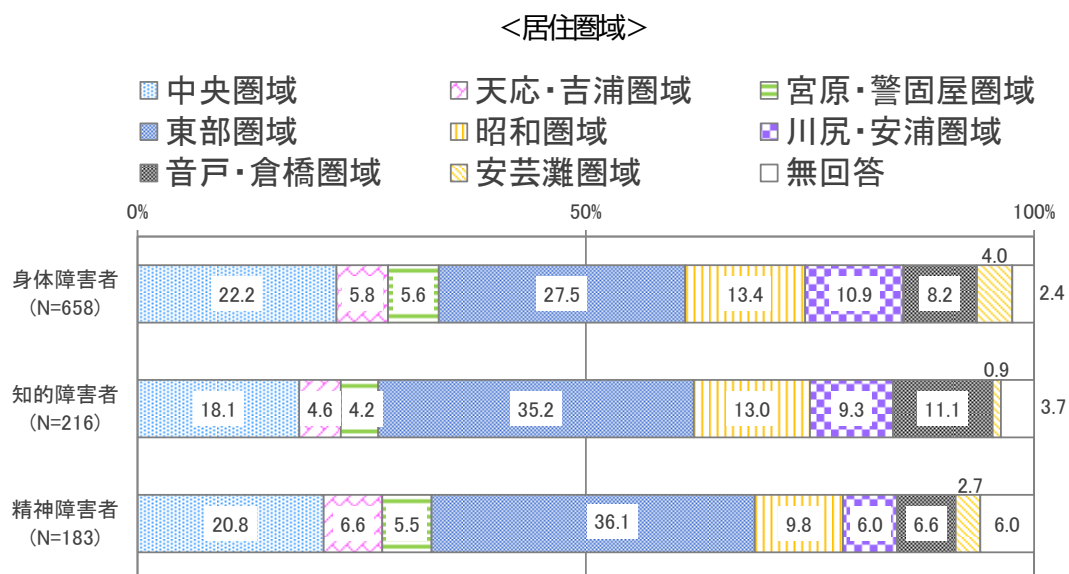
(ア) 年齢

身体障害者の年齢は、65歳以上が53.5%と過半数を超えており、高齢化が顕著となっています。



(イ) 居住圏域

居住圏域は、各障害とも「東部圏域」が最も多く2割台後半から3割台となっていますが、全ての圏域に障害者が居住しており、そのことを踏まえた取組が求められます。



注：圏域を構成する地区は次のとおり。

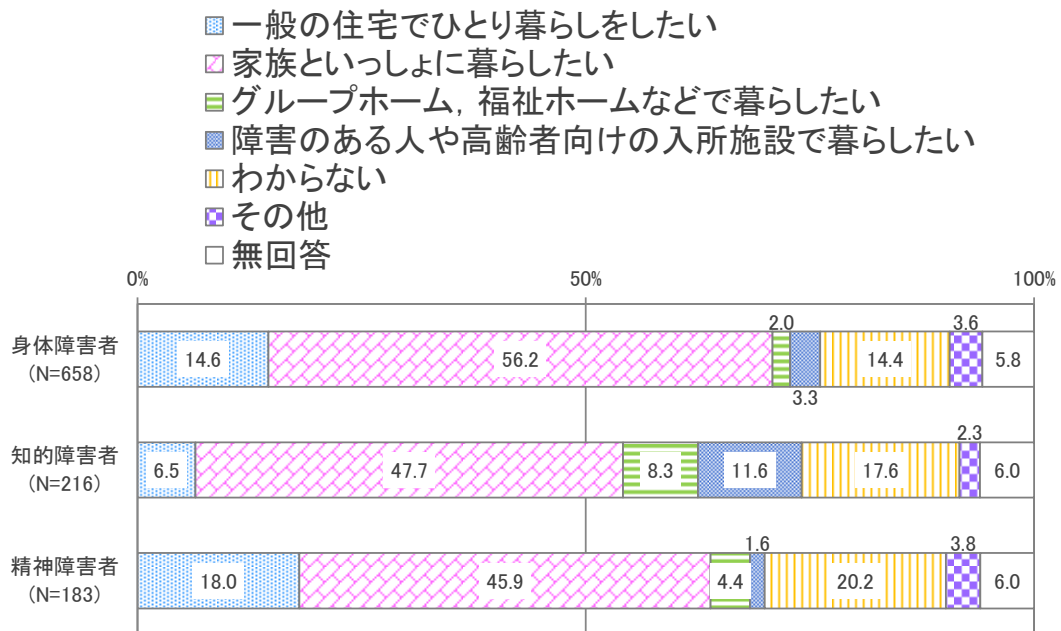
中央圏域	：中央地区	天応・吉浦圏域	：天応、吉浦地区
宮原・警固屋圏域	：宮原、警固屋地区	東部圏域	：阿賀、広、仁方、郷原地区
昭和圏域	：昭和地区	川尻・安浦圏域	：川尻、安浦地区
音戸・倉橋圏域	：音戸、倉橋地区	安芸灘圏域	：下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊地区

イ 住まいや暮らしについて

(ア) 希望する暮らし方

希望する暮らし方は、各障害とも「家族といっしょに暮らしたい」が最も多く、身体障害者では「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」が、知的障害者と精神障害者では「わからない」が続きます。

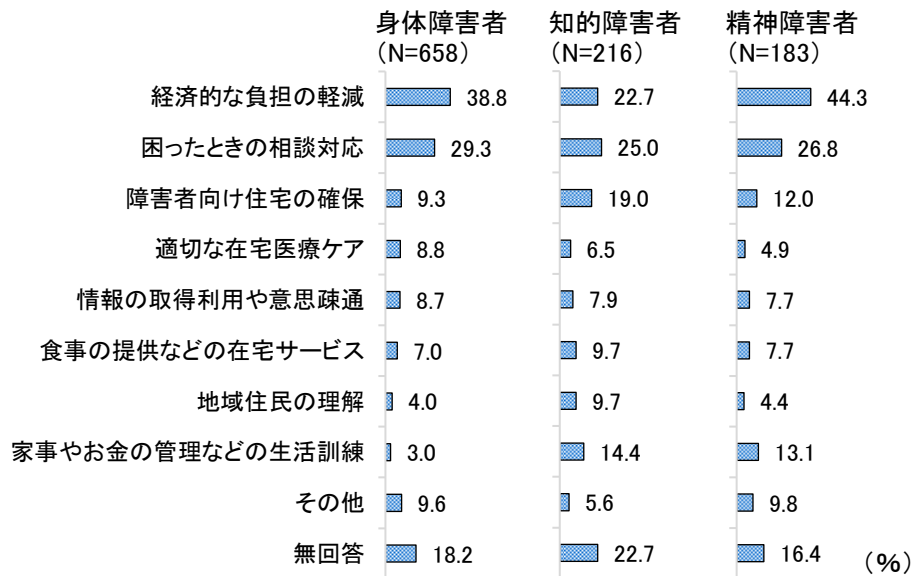
<希望する暮らし方>



(イ) 希望する暮らしを送るための支援

希望する暮らしを送るために、どのような支援が不足していると思うかについては、各障害とも「経済的な負担の軽減」と「困った時の相談対応」が上位2項目となっています。また「家事やお金の管理などの生活訓練」は、知的障害者と精神障害者において13～14%と高い割合となっています。

<希望する暮らしを送るための支援>

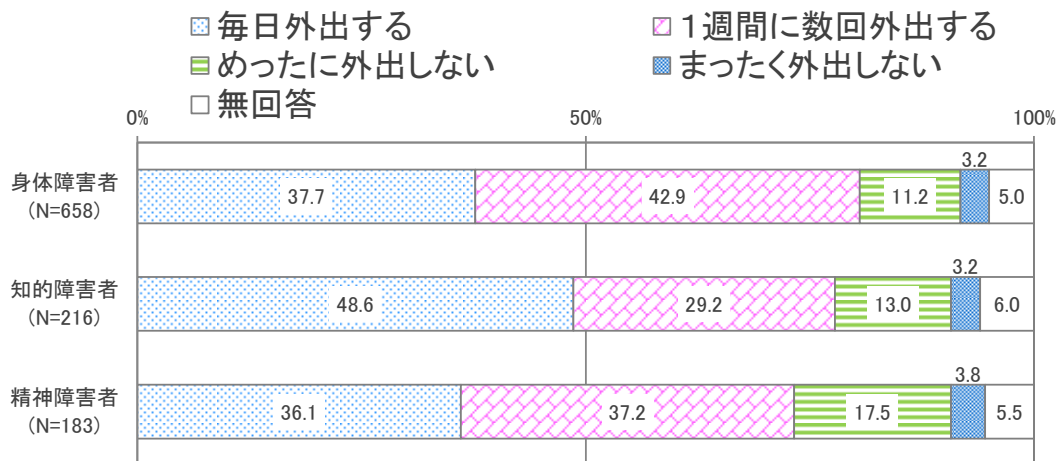


ウ 日常生活について

(ア) 外出頻度

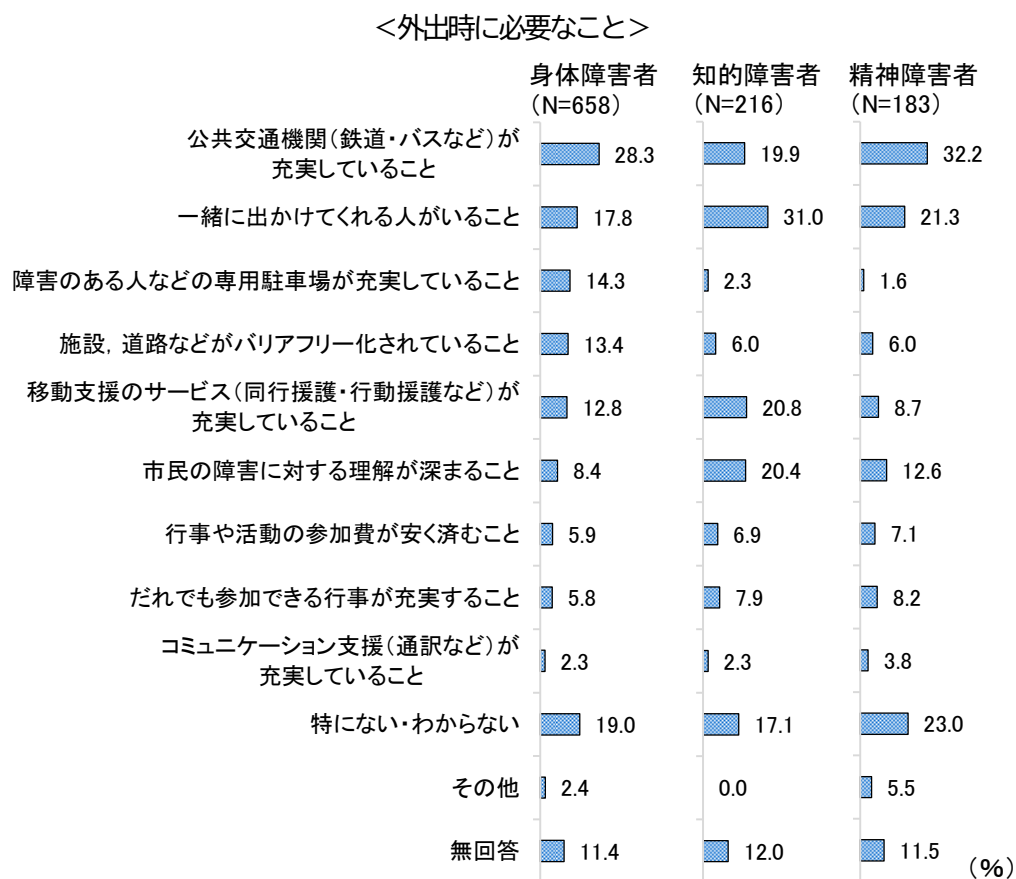
外出の頻度は、知的障害者は「毎日外出する」が、身体障害者と精神障害者は「1週間に数回外出する」が、最も多くなっています。各障害とも「毎日外出する」と「1週間に数回外出する」が上位2項目となっており、上位2項目を合わせると、7割以上を占めています。一方、「まったく外出しない」がどの障害においても3%程度おられます。

<外出頻度>



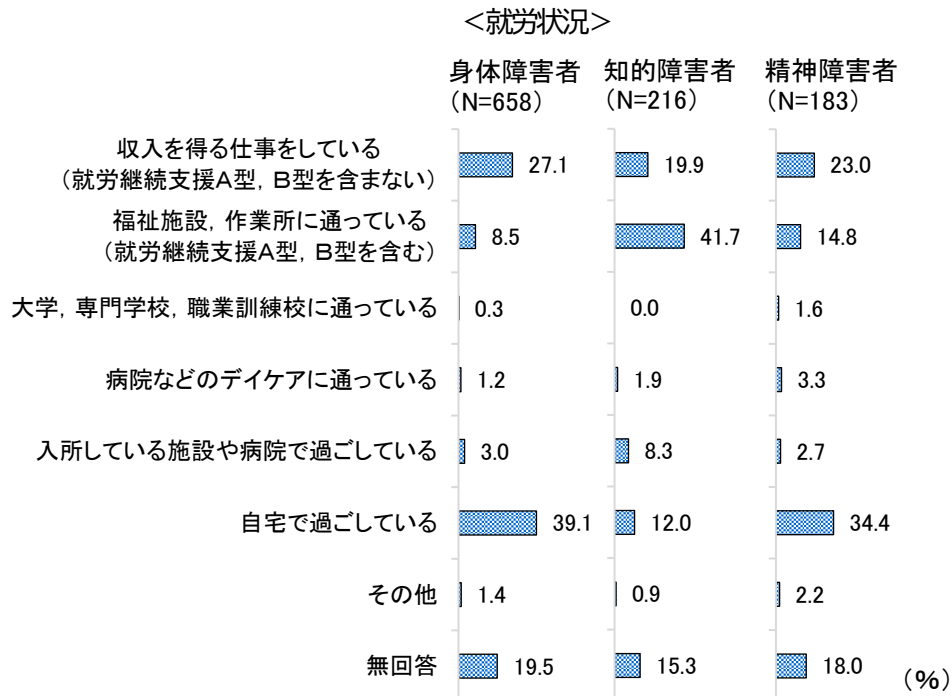
(イ) 外出時に必要なこと

外出する時に必要なことについては、身体障害者と精神障害者は「公共交通機関が充実していること」が最も多く、「一緒に出かけてくれる人がいること」が続きます。知的障害者は「一緒に出かけてくれる人がいること」が最も多く、「移動支援のサービスが充実していること」及び「市民の障害に対する理解が深まること」がほぼ並んで続きます。



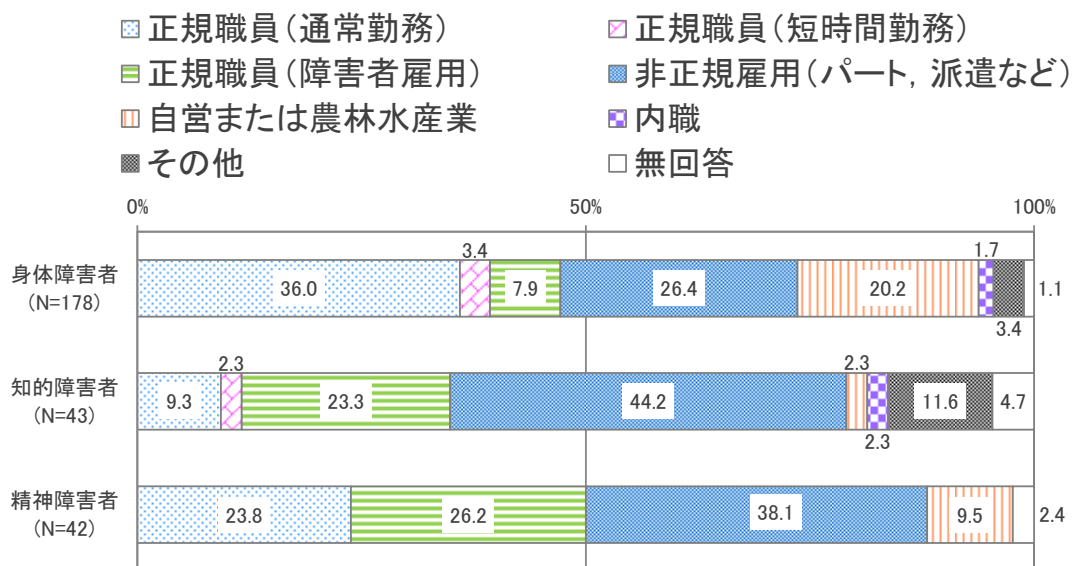
(ウ) 就労状況について

収入を得る仕事（就労継続支援A型・B型を除く。）をしている人は、身体障害者が27.1%、知的障害者が19.9%、精神障害者が23.0%となっています。



収入を得る仕事をしている人の勤務形態は、身体障害者は「正規職員（通常勤務）」が、知的障害者と精神障害者は「非正規雇用（パート, 派遣など）」が最も多くなっています。身体障害者は「自営または農林水産業」が、他の障害者と比較して10ポイント以上高くなっています。

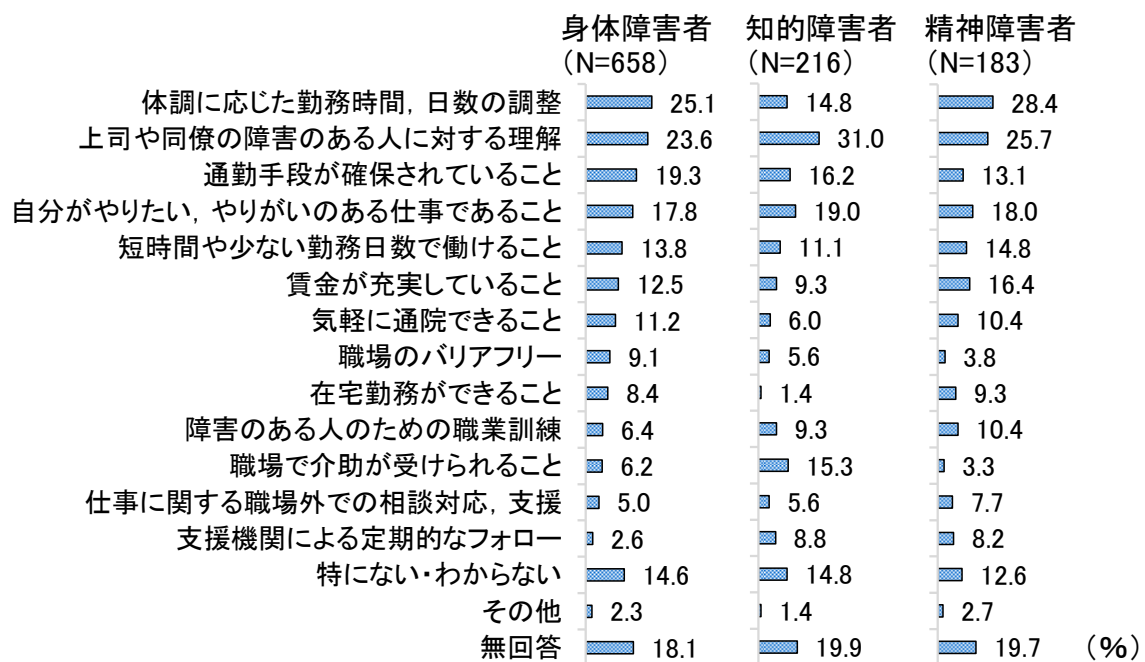
<収入を得る仕事をしている人の勤務形態>



(I) 障害者が就労するために必要なこと

障害者が就労するために必要なことの上位2項目では、身体障害者は「体調に応じた勤務時間,日数の調整」,「上司や同僚の障害のある人に対する理解」,となっています。知的障害者は「上司や同僚の障害のある人に対する理解」,「自分がやりたい,やりがいのある仕事であること」となっています。精神障害者は「体調に応じた勤務時間,日数の調整」,「上司や同僚の障害のある人に対する理解」となっています。

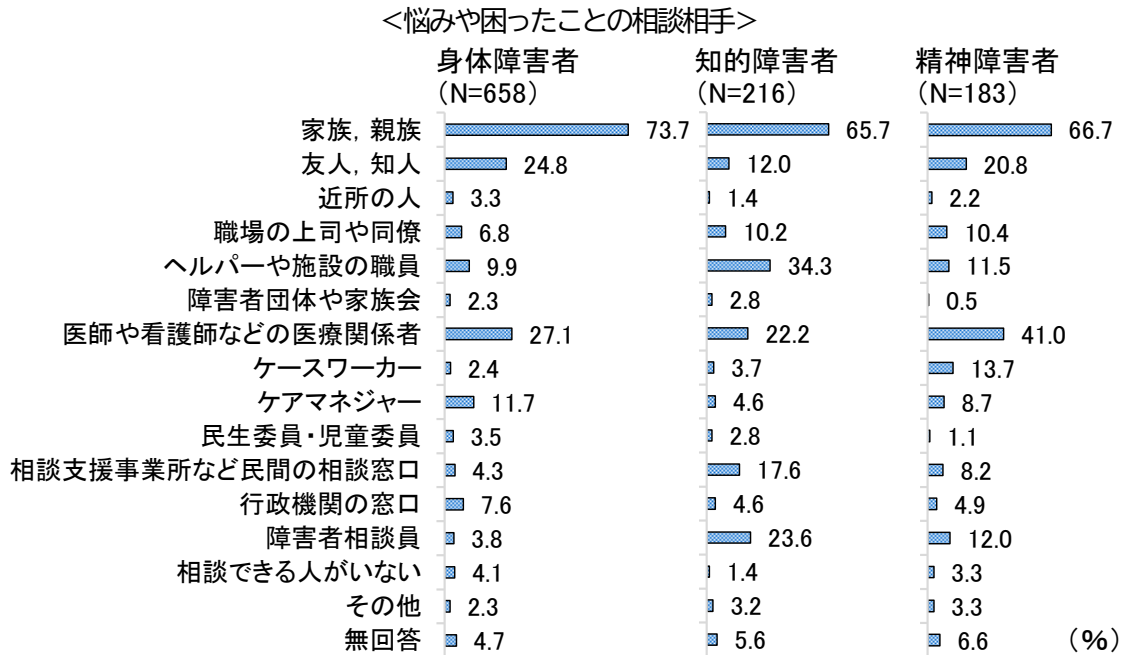
<障害者が就労するために必要なこと>



エ 相談・支援者について

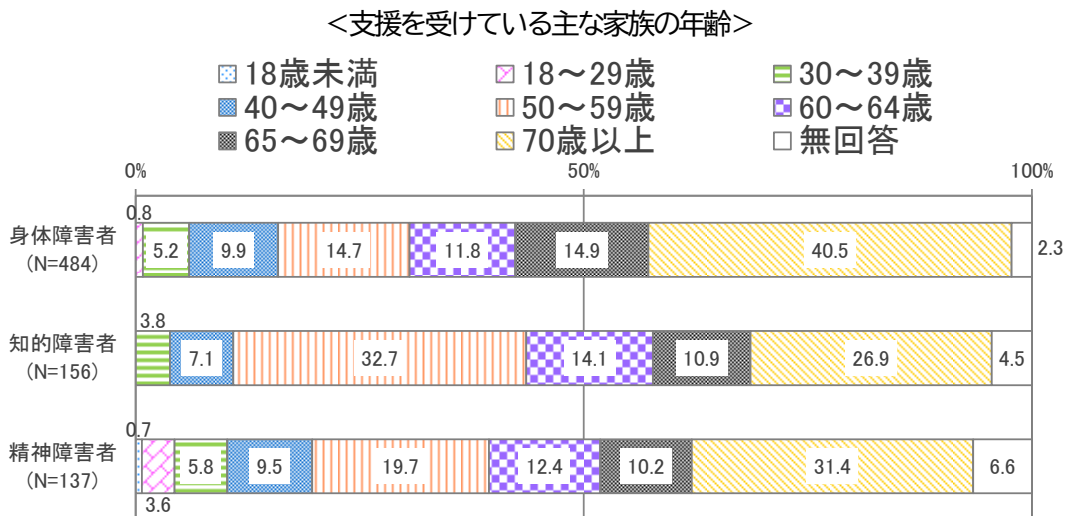
(ア) 悩みや困ったことの相談相手

悩みや困ったことの相談相手は、各障害とも「家族,親族」が最も多くなっています。知的障害者は「ヘルパーや施設の職員」が、他の障害者と比較して22ポイント以上、精神障害者は「医師や看護師などの医療関係者」が、他の障害者と比較して13ポイント以上高くなっています。



(イ) 支援を受けている主な家族の年齢

支援を受けている主な家族の年齢は、身体障害者と精神障害者は「70歳以上」が最も多く、身体障害者は「65～69歳」が、精神障害者は「50～59歳」が続きます。知的障害者は「50～59歳」が最も多く、「70歳以上」が続きます。



オ 障害福祉サービス等の利用について

各障害福祉サービス等について、「利用予定あり」の割合から「利用している」の割合を引いた結果（以下「差異」といいます。）は次のとおりです。プラスの差異は新規利用の意向，マイナスの差異は利用停止の意向を反映していると考えられます。

(ア) 身体障害者

障害福祉サービス等を今後3年以内に「利用予定あり」とする割合が最も高いサービスは、身体障害者で「日常生活用具の給付」17.9%となっており、プラスの差異を見ると、「重度訪問介護」(+7.0ポイント)が最も大きく、以下、「重度障害者等包括支援」(+5.5ポイント)、「移動支援」(+5.3ポイント)と続きます。

<障害福祉サービス等の利用状況と利用意向（身体障害者）（1/2）>

順位	サービス名称	身体障害者		
		①利用している (%)	②利用予定あり (%)	差異(②-①) (ポイント)
1	重度訪問介護	3.3	10.3	7.0
2	重度障害者等包括支援	2.4	7.9	5.5
3	移動支援	6.8	12.2	5.3
4	居宅介護（ホームケア）	5.8	10.8	5.0
5	行動支援	2.7	7.8	5.0
6	短期入所（ショートステイ）	6.2	11.1	4.9
7	同行支援	3.6	8.5	4.9
8	自立生活援助	4.4	9.1	4.7
9	就労移行支援	2.6	7.0	4.4
10	地域定着支援	3.8	8.2	4.4
11	日常生活用具の給付	13.5	17.9	4.4
12	療養介護	3.3	7.6	4.3
13	相談支援	10.5	14.7	4.3
14	芸術文化活動振興事業	3.5	7.4	4.0
15	就労定着支援	2.4	6.2	3.8
16	地域活動支援センター	5.3	9.0	3.6
17	共同生活援助（グループホーム）	3.2	6.7	3.5
18	生活介護	6.7	10.0	3.3
19	地域移行支援	2.7	6.1	3.3
20	施設入所支援	3.8	7.0	3.2

<障害福祉サービス等の利用状況と利用意向（身体障害者）（2/2）>

順位	サービス名称	身体障害者		
		①利用している （%）	②利用予定あり （%）	差異(②-①) （ポイント）
21	成年後見制度利用支援事業	3.6	6.8	3.2
22	訪問入浴サービス	3.6	6.8	3.2
23	就労継続支援（A型、B型）	5.5	8.5	3.0
24	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	5.9	9.0	3.0
25	日中一時支援	5.3	8.2	2.9
26	計画相談支援	13.7	15.7	2.0
27	意思疎通支援	4.7	6.7	2.0

(イ) 知的障害者

障害福祉サービス等を今後3年以内に「利用予定あり」とする割合が最も高いサービスは、知的障害者で「計画相談支援」48.6%となっており、プラスの差異を見ると、「行動援護」(+8.3ポイント)が最も大きく、以下、「短期入所(ショートステイ)」(+7.4ポイント)及び「成年後見制度利用支援事業」(+6.5ポイント)、「共同生活援助(グループホーム)」(+6.5ポイント)と続きます。

マイナスの差異は、「就労継続支援(A型, B型)」(-3.2ポイント)、「相談支援」(-4.6ポイント)、「計画相談支援(-6.5ポイント)」となっています。

<障害福祉サービス等の利用状況と利用意向(知的障害者)>

順位	サービス名称	知的障害者		
		①利用している (%)	②利用予定あり (%)	差異(②-①) (ポイント)
1	行動援護	11.6	19.9	8.3
2	短期入所(ショートステイ)	21.8	29.2	7.4
3	成年後見制度利用支援事業	5.1	11.6	6.5
4	共同生活援助(グループホーム)	9.3	15.7	6.5
5	施設入所支援	13.0	19.0	6.0
6	重度障害者等包括支援	1.9	7.4	5.6
7	地域定着支援	5.1	10.6	5.6
8	移動支援	17.6	23.1	5.6
9	自立訓練(機能訓練, 生活訓練)	8.3	13.4	5.1
10	療養介護	6.0	11.1	5.1
11	地域活動支援センター	6.5	10.6	4.2
12	就労定着支援	4.2	7.9	3.7
13	重度訪問介護	3.7	7.4	3.7
14	就労移行支援	5.6	9.3	3.7
15	同行援護	2.8	6.0	3.2
16	地域移行支援	4.2	7.4	3.2
17	日中一時支援	17.6	20.8	3.2
18	自立生活援助	7.9	10.6	2.8
19	芸術文化活動振興事業	3.2	5.6	2.3
20	訪問入浴サービス	3.7	6.0	2.3
21	日常生活用具の給付	8.3	10.6	2.3
22	生活介護	21.3	23.1	1.9
23	意思疎通支援	3.2	4.6	1.4
24	居宅介護(ホームヘルプ)	6.9	7.9	0.9
25	就労継続支援(A型, B型)	26.4	23.1	-3.2
26	相談支援	31.9	27.3	-4.6
27	計画相談支援	55.1	48.6	-6.5

(ウ) 精神障害者

障害福祉サービス等を今後3年以内に「利用予定あり」とする割合が最も高いサービスは、精神障害者で「計画相談支援」29.5%となっており、プラスの差異を見ると、「就労移行支援」(+11.5ポイント)が最も大きく、以下、「就労定着支援」(+10.9ポイント)、「行動援護」(+7.7ポイント)及び「地域定着支援」(+7.7ポイント)と続きます。

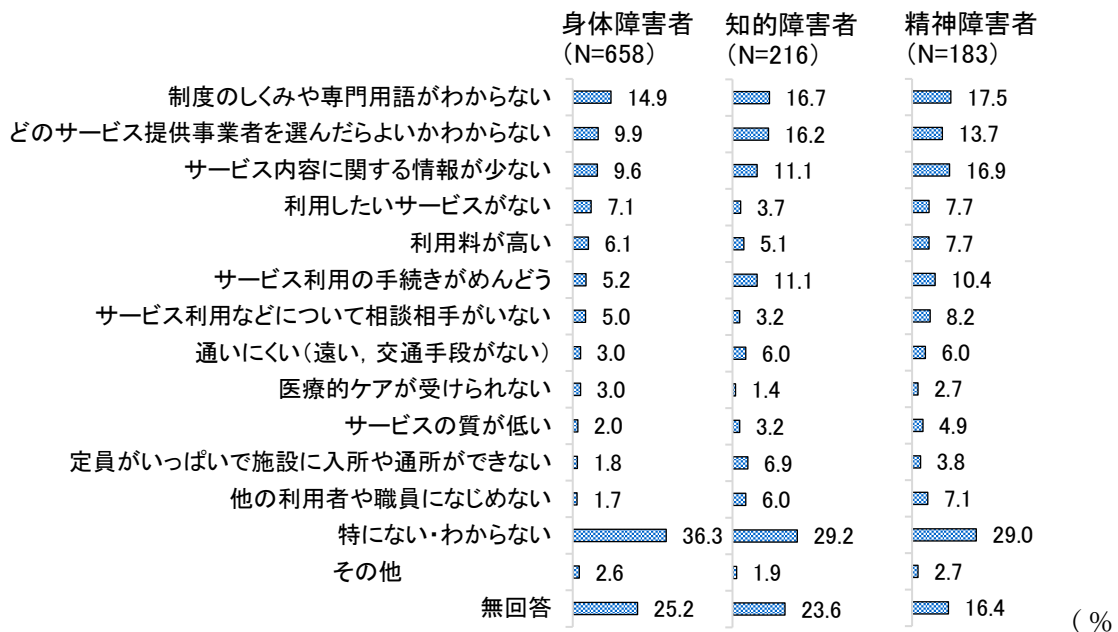
<障害福祉サービス等の利用状況と利用意向(精神障害者)>

順位	サービス名称	精神障害者		
		①利用している (%)	②利用予定あり (%)	差異(②-①) (ポイント)
1	就労移行支援	4.9	16.4	11.5
2	就労定着支援	6.6	17.5	10.9
3	行動援護	5.5	13.1	7.7
4	地域定着支援	7.1	14.8	7.7
5	就労継続支援(A型, B型)	13.1	20.2	7.1
6	自立生活援助	11.5	18.0	6.6
7	成年後見制度利用支援事業	4.9	11.5	6.6
8	自立訓練(機能訓練, 生活訓練)	8.2	14.2	6.0
9	日中一時支援	7.1	13.1	6.0
10	相談支援	22.4	27.9	5.5
11	生活介護	4.4	9.8	5.5
12	移動支援	6.6	12.0	5.5
13	地域活動支援センター	6.6	12.0	5.5
14	重度訪問介護	2.7	7.7	4.9
15	居宅介護(ホームワープ)	4.4	9.3	4.9
16	短期入所(ショートステイ)	6.6	11.5	4.9
17	重度障害者等包括支援	2.2	6.6	4.4
18	共同生活援助(グループホーム)	7.7	12.0	4.4
19	施設入所支援	5.5	9.8	4.4
20	地域移行支援	5.5	9.8	4.4
21	芸術文化活動振興事業	4.4	8.7	4.4
22	同行援護	2.2	6.0	3.8
23	療養介護	5.5	8.2	2.7
24	計画相談支援	27.3	29.5	2.2
25	訪問入浴サービス	3.8	6.0	2.2
26	日常生活用具の給付	7.7	9.3	1.6
27	意思疎通支援	4.9	6.0	1.1

(I) 障害福祉サービスを利用するに当たって困っていること

困っていることや心配なことについては、各障害とも「制度のしくみや専門用語がわからない」が最も多くなっています。身体障害者と知的障害者は「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」が、精神障害者は「サービス内容に関する情報が少ない」が続きます。

<困りごとや心配なこと>

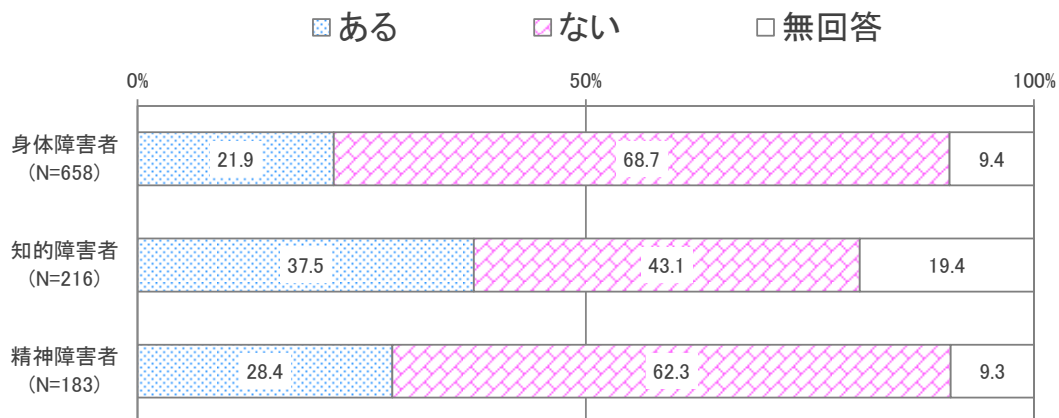


カ 権利擁護について

(ア) 差別された経験

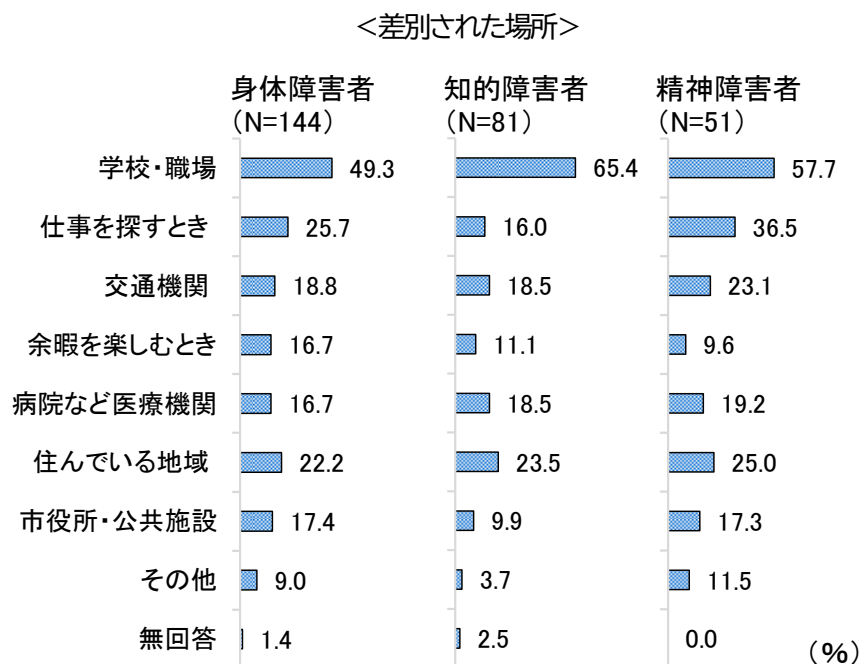
障害があることで差別された経験があるかについては、「ある」と答えた人の割合は、知的障害者では3割台を占め、身体障害者と精神障害者では2割台を占めています。

<差別された経験>



(イ) 差別された場所

どのような場所で差別されたかについては、各障害とも「学校・職場」が最も多く、身体障害者と精神障害者は「仕事を探すとき」が続き、知的障害者は「住んでいる地域」が続きます。

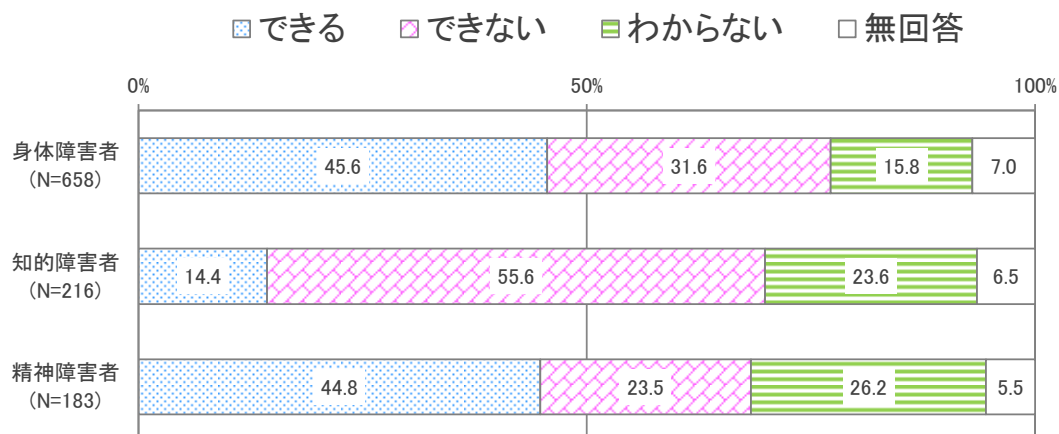


キ 災害時の避難などについて

(ア) 災害時における単独避難の可否

災害時に一人で避難できるかどうかについては、「できる」と答えた人の割合は、身体障害者と精神障害者では4割台、知的障害者では1割台となっています。知的障害者は「できない」が、他の障害者と比較して24ポイント以上高く5割台を占めています。

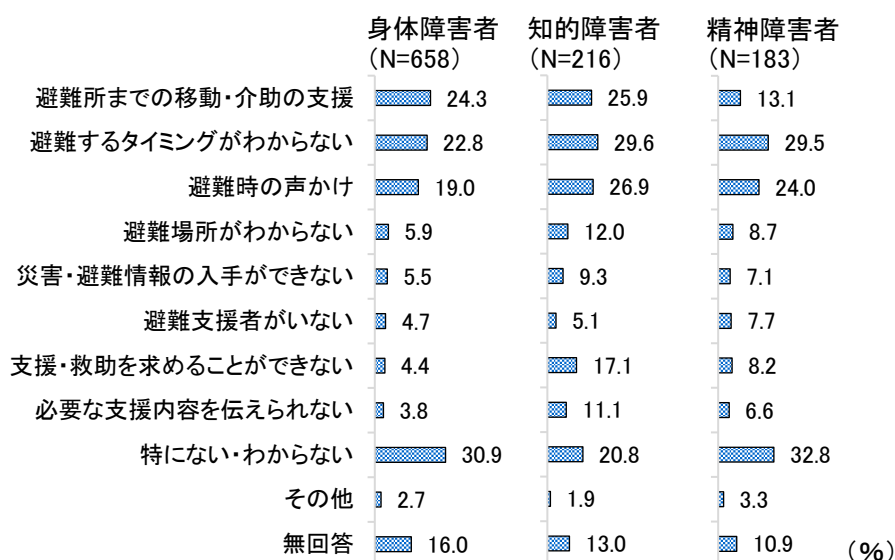
＜災害時における単独避難の可否＞



(イ) 避難するために支援してほしいこと

避難するために支援してほしいことは、身体障害者は「避難所までの移動・介助の支援」が最も多く、次いで「避難するタイミングがわからない」、「避難時の声かけ」と続きます。知的障害者と精神障害者は「避難するタイミングがわからない」が最も多く、「避難時の声かけ」が続きます。

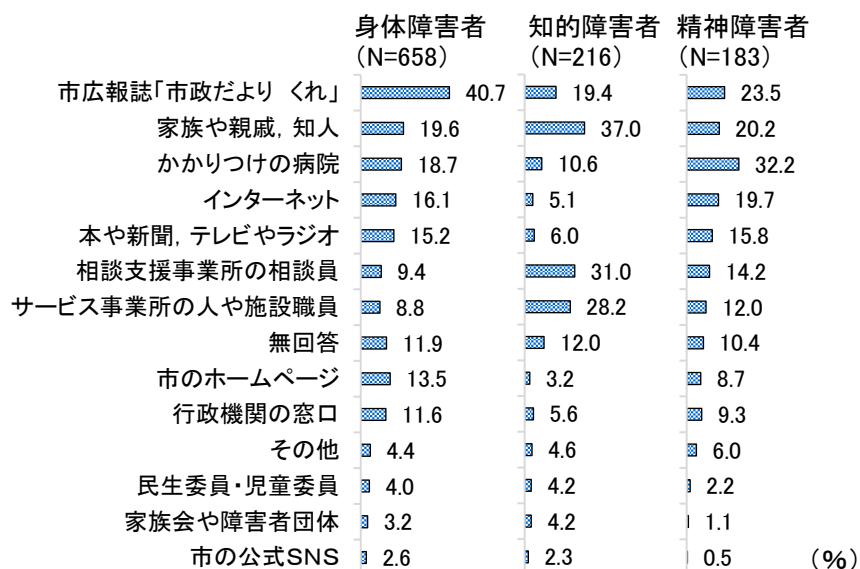
<避難するために支援してほしいこと>



ク 情報・コミュニケーションについて

障害や福祉サービスについての情報入手方法は、身体障害者は「市広報誌「市政だより くれ」」が、知的障害者は「家族や親戚，知人」が、精神障害者は「かかりつけの病院」が最も多く、3～4割台を占めています。知的障害者では、「相談支援事業所の相談員」「サービス事業所の人や施設職員」が3割近くあり、他の障害者と比較して16ポイント以上高くなっています。

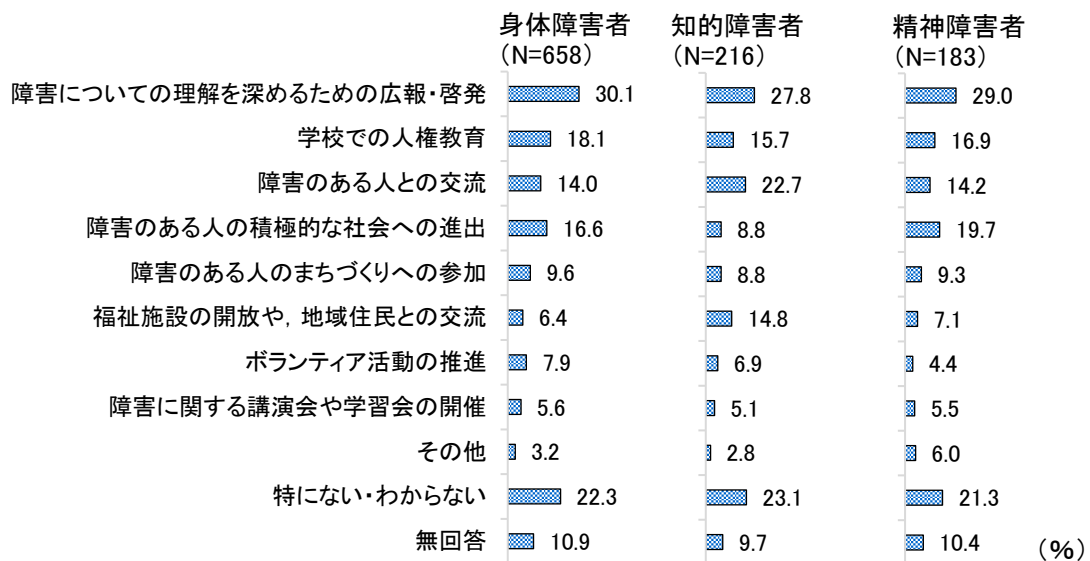
<障害や福祉サービスの情報入手方法>



ケ お互いを理解するのに必要なことについて

お互いを理解するのに必要なことは、各障害とも「障害についての理解を深めるための広報・啓発」が最も多く3割程度を占め、次いで「学校での人権教育」、「障害のある人との交流」、「障害のある人の積極的な社会への進出」と続きます。

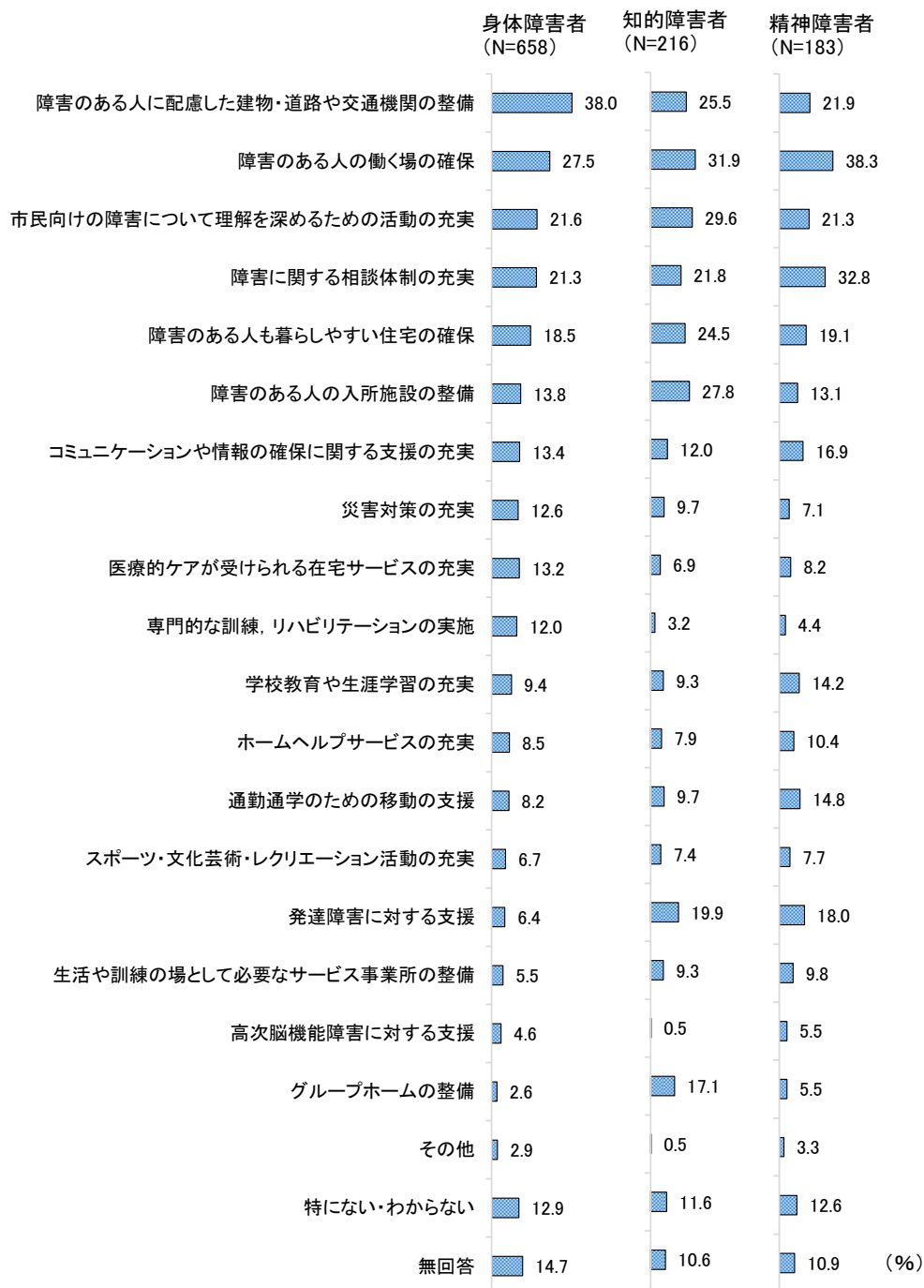
<お互いを理解するのに必要なこと>



コ 今後取り組んでほしいこと

今後取り組んでほしいことは、身体障害者は「障害のある人に配慮した建物・道路や交通機関の整備」が38.0%と最も多く、知的障害者と精神障害者は「障害のある人の働く場の確保」が3割台で最も多くなっています。次いで身体障害者は「障害のある人の働く場の確保」、知的障害者は「市民向けの障害について理解を深めるための活動の充実」、精神障害者は「障害に関する相談体制の充実」となっています。

<今後取り組んでほしいこと>



(3) 留意事項

アンケート調査では、選択式の質問に加え、調査票に自由記入欄を設け、日頃感じていることや困っていること、希望などの意見を収集しています。選択式の質問に対する回答の集計結果と自由記入欄に記載された意見に基づく課題は次のとおりです。

ア 障害者が外出しやすいまちづくり

全く外出しないと回答した人は、各障害とも5%に満たない状況ですが、めったに外出しないと回答した人は、身体障害者11.2%、知的障害者13.0%、精神障害者17.5%となっています。

外出しやすくなるために必要なこととして、「公共交通機関(鉄道・バスなど)が充実していること」が28.0%、「一緒に出かけてくれる人がいること」が20.3%となっています。さらに今後取り組んでほしいことでは、「障害のある人に配慮した建物・道路や交通機関の整備」が33.0%と最も高い割合となっています。公共交通機関の充実が求められています。

自由意見でも、「バスなどの便数の少なさ」、「電車とバスの連携不足」、「運行時間帯の改善」を求める声があるとともに、「バス停への屋根の設置など利用しやすい整備」を求める意見がありました。

さらに、「道路の段差の解消」、「狭あい道路の改善」、「バリアフリートイレの整備」など公共空間のバリアフリー化や、点字ブロックを覆う迷惑駐輪の防止などマナー改善の呼び掛けを求める意見がありました。

イ 障害者の就労における改善対応

収入を得る仕事をしている人は、身体障害者27.1%、知的障害者19.9%、精神障害者23.0%となっています。そのうちの正規職員は、身体障害者47.2%（うち障害者雇用7.9%）、知的障害者34.9%（うち障害者雇用23.3%）、精神障害者50.0%（うち障害者雇用26.2%）となっています。

今後取り組んでほしいこととして、「障害のある人の働く場の確保」が31.2%と高い割合となっています。障害者が働きやすくなるために必要なことは、「上司や同僚の障害のある人に対する理解」、「体調に応じた勤務時間、日数の調整」、「通勤手段が確保されていること」を上げる人が多くなっています。

自由意見では、「IT技術が向上した現代では、在宅でも経済的に自立した生き方が可能になっている」、「家でできる内職を求めている」との意見がありました。障害者が働きやすい仕事環境を整備すること、働き方改革が必要になると思われます。

ウ 相談体制の充実・強化

障害者が相談する人（機関）では、「家族、親族」71.8%、「医師や看護師などの医療関係者」28.4%、「友人、知人」22.2%が高い割合で、「相談支援事業所など民間の相談窓口」、「行政機関の窓口」、「障害者相談員」はいずれも10%未満で低い割合となっています。

障害者は、当事者として「家族、親族」に相談しますが、「家族、親族」は障害に向き合っている医療機関に相談していることがうかがえます。また、自由意見では、「サービスの内容が分からない、事業者をどう選べばよいか分からない」等の意見があり、相談窓口の明確化とサービスの広報や手続の簡素化が必要となっています。

エ 支援者の高齢化への対応

障害者が支援を受けている主な家族の年齢は、65歳以上が全体で51.2%となり、障害別では身体障害者：55.4%、知的障害者：37.8%、精神障害者：41.6%となっています。知的障害者を支援する人の年齢は50歳代が32.7%と多くなっています。

自由意見においても、支援者が両親の場合が多く、障害者も支援者も「支援者が亡くなった場合の不安」を訴えておられます。また、老々介護が増えてきており、介護する家族の負担の軽減も求められています。

オ 障害福祉サービスの利用しやすさ及び質の向上

障害福祉サービスを利用するにあたり困っていることでは、「制度のしくみや専門用語がわからない」15.9%、「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」11.3%、「サービス内容に関する情報が少ない」11.1%などが多くなっています。

困っていることとして「サービスの質が低い」は2.8%と低い割合ですが、自由意見からは、「障害福祉施設の不足」、「スタッフの不足」、「スタッフの質の向上」を求める意見がありました。施設職員の待遇や施設の整備を進めて、人材不足の解消とスタッフの質を高める研修の実施などが必要となっています。

カ 障害に対する理解の促進

アンケートでは、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号））の認知度は低く、障害者全体の 25.2% が差別された経験があるとしています。差別された場所は、「学校・職場」54.3%、「仕事を探すとき」25.7%、「住んでいる地域」21.8%となっています。

今後取り組んでほしいこととして、「市民向けの障害について理解を深めるための活動の充実」が 23.7%と高い割合となっています。

自由意見では、「障害者、健常者が遠慮なく気を使わず過ごせる社会になってほしい」との意見があり、「差別のない世の中になり、生きやすい環境になること」が求められています。

障害者と社会の垣根が少しでも低くなり、合理的配慮*の提供が求めやすい社会にするため、障害者に対する理解促進や相談窓口の周知が必要となっています。

キ 災害時の避難体制の整備

災害時に一人で避難できると回答した人は、身体障害者 45.6%、知的障害者 14.4%、精神障害者 44.8%で、障害者の多くが、一人で避難できない可能性があります。

自由意見では、「障害者の災害時の避難対応の難しさ」が指摘されています。「避難所において、障害者の状況に対応することができるか不安だ」と訴えています。個々の要配慮者に対する個別避難計画の必要性が高まっています。

ク 障害福祉サービスなどの情報提供の強化

障害や障害福祉サービスの情報取得方法としては、「市広報誌「市政だよりくれ」」35.2%、「家族や親戚、知人」23.1%、「かかりつけの病院」19.4%が高い割合となっています。一方、「市のホームページ」11.0%、「市の公式 SNS」2.1%と低い状態です。

自由意見では、「情報を求めないと有益な情報にたどり着けない」、「インターネットでの情報も求めるものにたどり着かない」という意見がありました。

障害の特性に応じた手段で、それぞれに必要な情報が入手できるよう、工夫した対応が必要となっています。

ケ 希望する暮らしを送るための支援

希望する暮らしを送るための支援として、「経済的な負担の軽減」が 36.9%で最も高い割合となっています。

障害者が暮らしていく上で経済的に困窮している人が多く、支援を求めている状況が顕著となっています。「障害年金の増額を求める」、「物価高に対応できない」との意見がありました。

「障害者向けで安全に自立して一人暮らしができる住まいを望む」意見もありました。

2 児童に対するアンケート調査

(1) 調査の概要

調査の概要は次のとおりです。

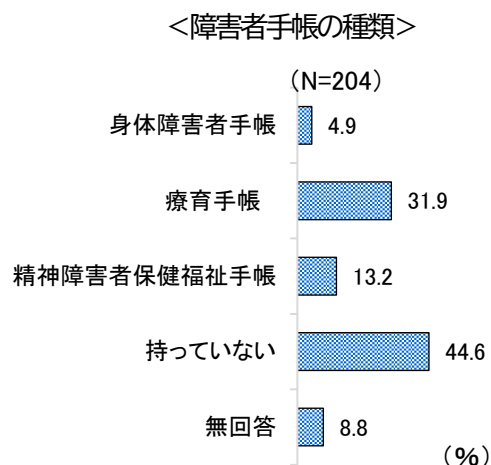
主な調査内容	・属性, 障害の状況, 日中の過ごし方, 住まい, 教育, 相談相手・支援者, 障害福祉サービス等の利用状況・利用意向, 権利擁護, 災害時の避難, 情報・コミュニケーションなど
調査対象者	・市内に居住する身体障害者手帳, 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者のうち児童及び18歳未満の通所受給者証所持者の中から400人を無作為抽出し, その保護者を調査票回答者として実施
調査方法	・調査票の郵送配布・郵送回収
調査期間	・令和5年6月30日(金)～7月21日(金)
回収結果	・有効回収数 204件, 有効回収率51.0%

(2) 調査結果の概要

ア 児童の障害等の状況

(ア) 障害者手帳の所持状況について

「身体障害者手帳」の所持者の割合は 4.9%, 「療育手帳」の所持者の割合は 31.9%, 「精神障害者保健福祉手帳」の所持者の割合は 13.2%となっています。「持っていない」人の割合は 44.6%となっています。

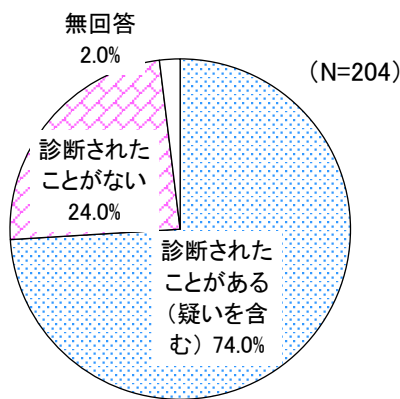


(イ) 発達障害又は高次脳機能障害*, 強度行動障害*について

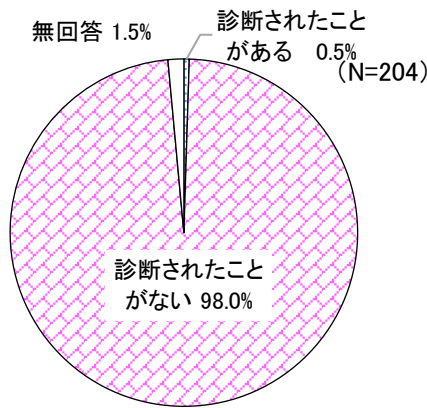
「発達障害と診断されたことがある」と答えた人は 74%を占めており, 「高次脳機能障害と診断されたことがある」は 0.5%, 「強度行動障害と診断されたことがある」は 7.4%となっています。

18歳未満の人が発達障害と診断される割合が高いのは, 乳幼児健康診査などを通じた発達障害の早期診断などによるものと思われます。

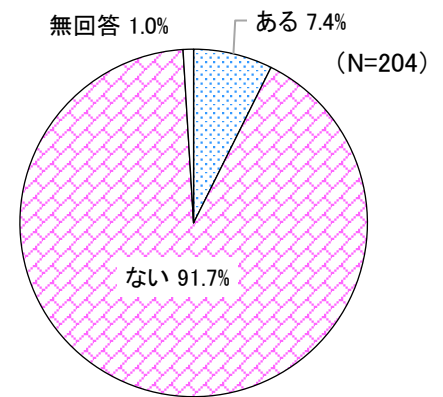
<発達障害の診断状況>



<高次脳機能障害の診断状況>



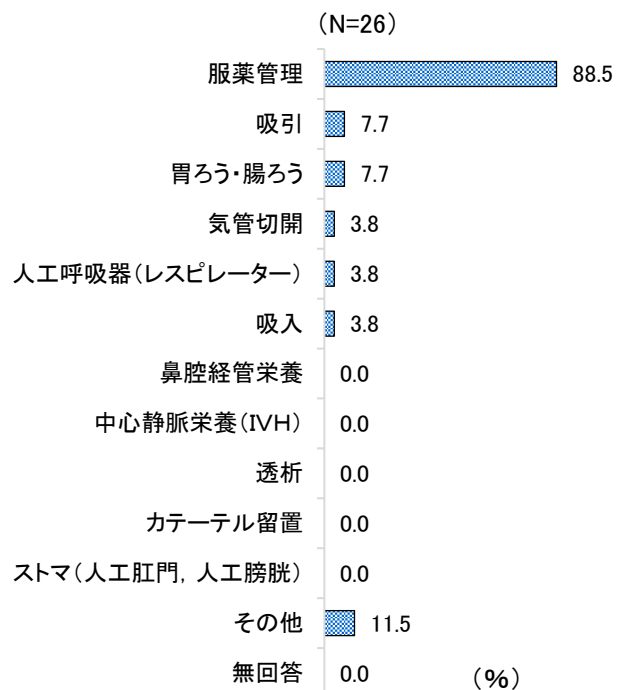
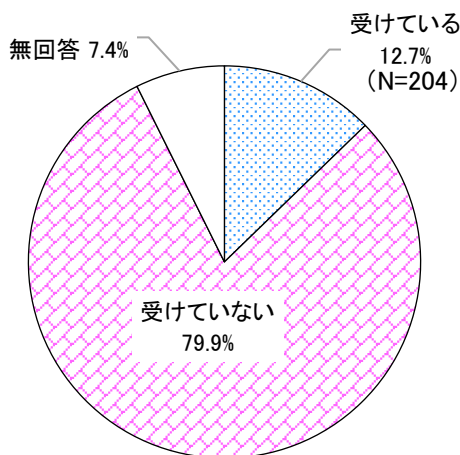
<強度行動障害の診断状況>



(ウ) 医療的ケアについて

現在医療的ケアを「受けている」と答えた人の割合は, 12.7%となっています。現在受けている医療的ケアについては, 「服薬管理」が最も多くなっており, 次いで「吸引」, 「胃ろう・腸ろう」と続きます。

<医療的ケアの割合, 現在受けている医療的ケア>

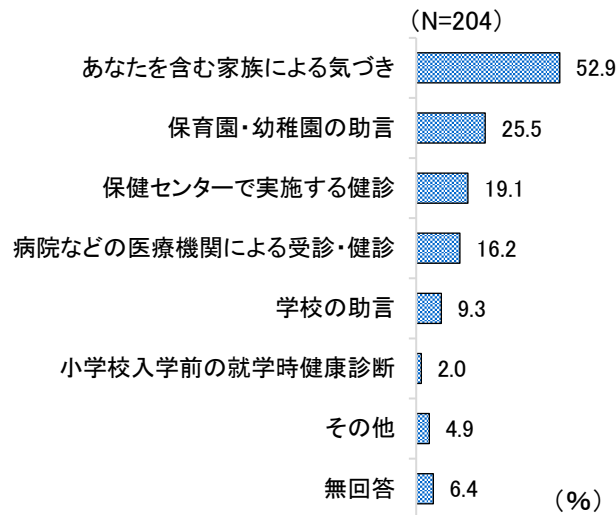


イ 気づき・相談・支援者について

(ア) 子どもの発達上の課題に気付いたきっかけ

障害や発達上の課題に気付いたきっかけは、「あなたを含む家族による気づき」が最も多く5割台を占め、次いで「保育園・幼稚園の助言」、「保健センターで実施する健診」が続きます。

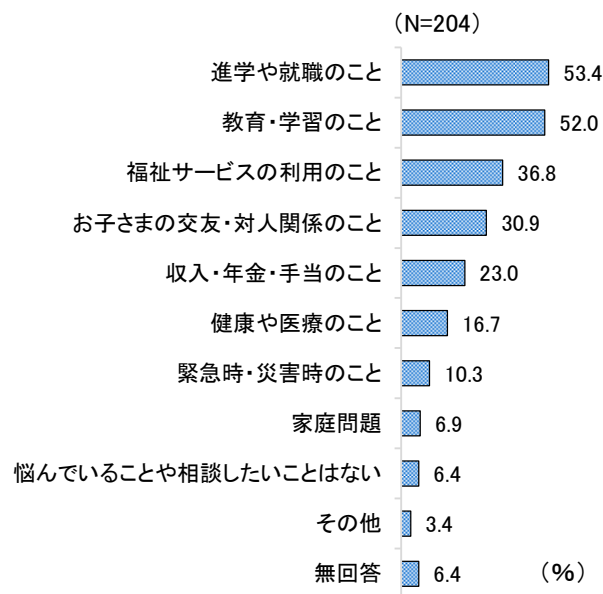
<子どもの発達上の課題に気付いたきっかけ>



(イ) 相談したいこと

相談したいことについては、「進学や就職のこと」及び「教育・学習のこと」が5割台を占め、次いで「福祉サービスの利用のこと」「交友・対人関係のこと」が続きます。

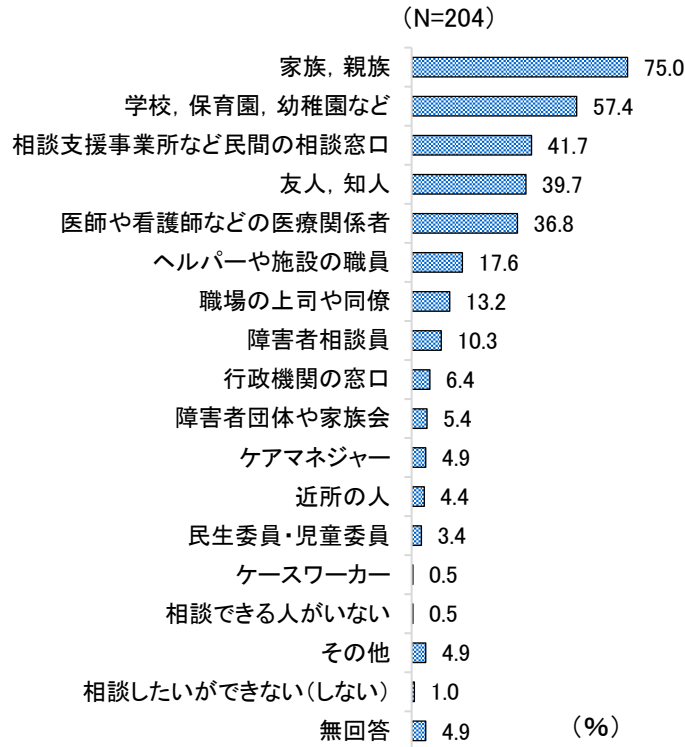
<子どもについて相談したいこと>



(ウ) 相談する人（機関）について

相談相手については、「家族，親族」が最も多く7割台を占め，次いで「学校，保育園，幼稚園など」，「相談支援事業所など民間の相談窓口」が続きます。

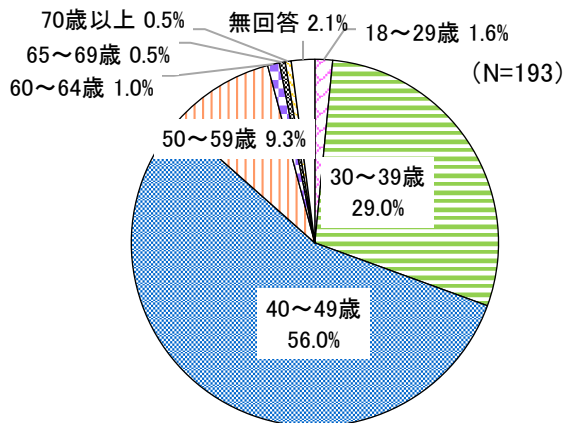
<子どもについて相談する人（機関）>



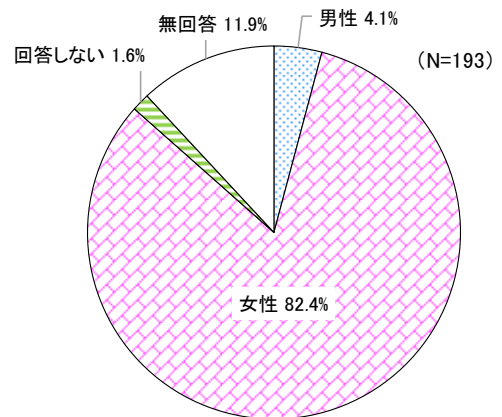
(I) 支援をしている主な家族について

支援をしている主な家族の年齢については、「40～49歳」が最も多く，「30～39歳」が続きます。30代と40代で全体の8割台を占めています。性別については，「女性」が8割台を占め，男性はわずか4%程度となっています。

<支援をしている主な家族の年齢>

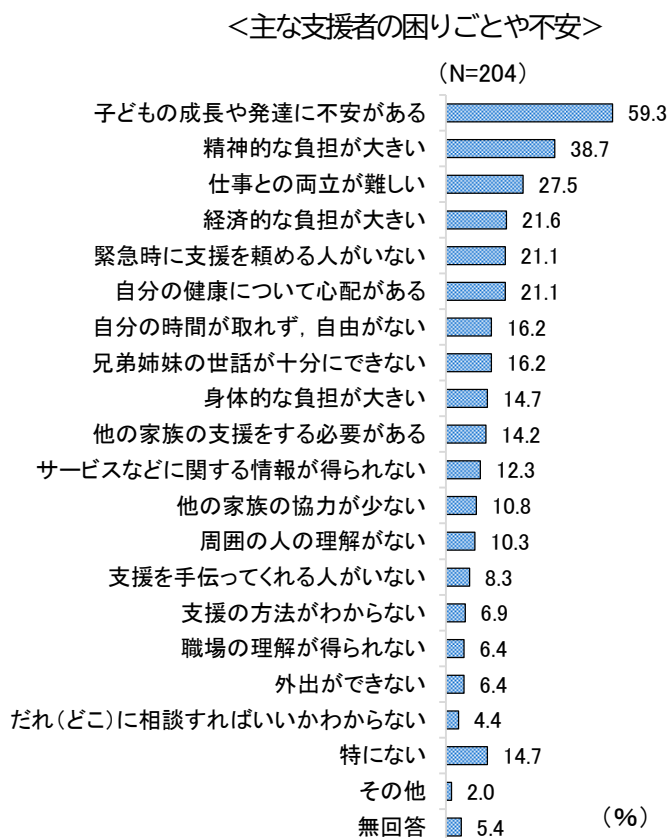


<支援をしている主な家族の性別>



(オ) 主な支援者の困りごとや不安について

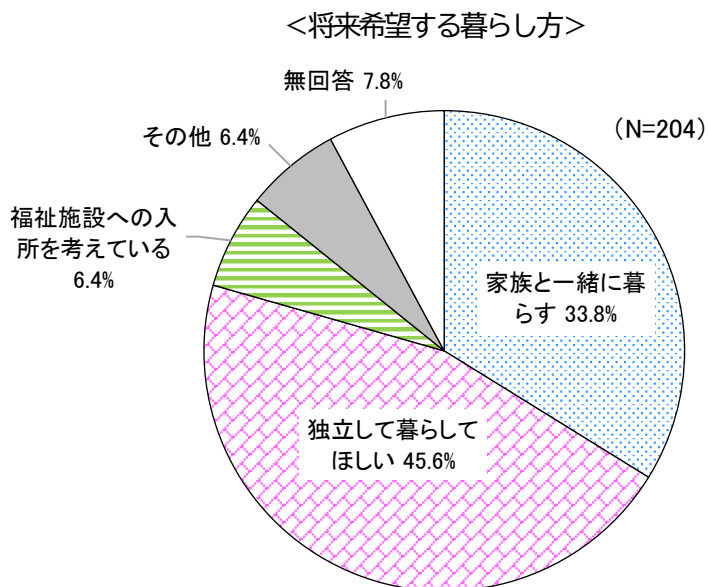
支援をするに当たって主な支援者が困っていることや不安に思っていることについては、「子の成長や発達に不安がある」が最も多く5割台を占め、次いで「精神的な負担が大きい」、「仕事との両立が難しい」と続きます。



ウ 住まいや日常生活について

(ア) 将来の暮らし方

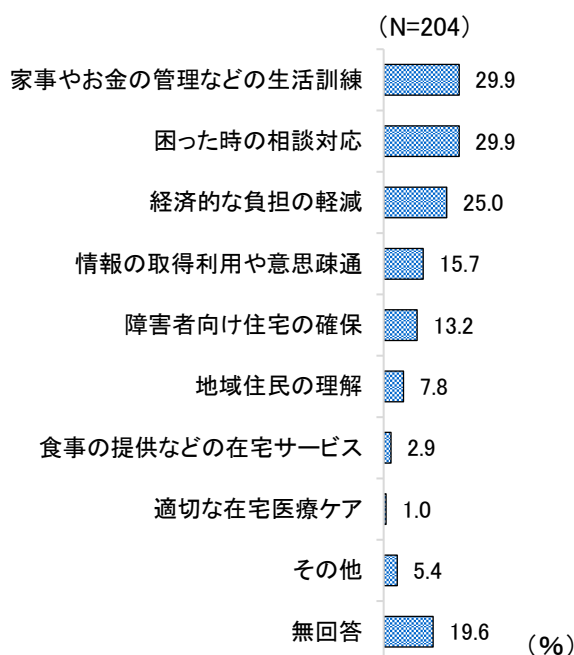
将来の暮らし方については、「独立して暮らしてほしい」が最も多く4割を占め、「家族と一緒に暮らす」が続きます。



(イ) 望ましい暮らしを送る上で不足している支援

望ましい暮らしを送るために、どのような支援が不足していると思うかについては、「家事やお金の管理などの生活訓練」と「困った時の相談対応」が最も多く、「経済的な負担の軽減」と続きます。

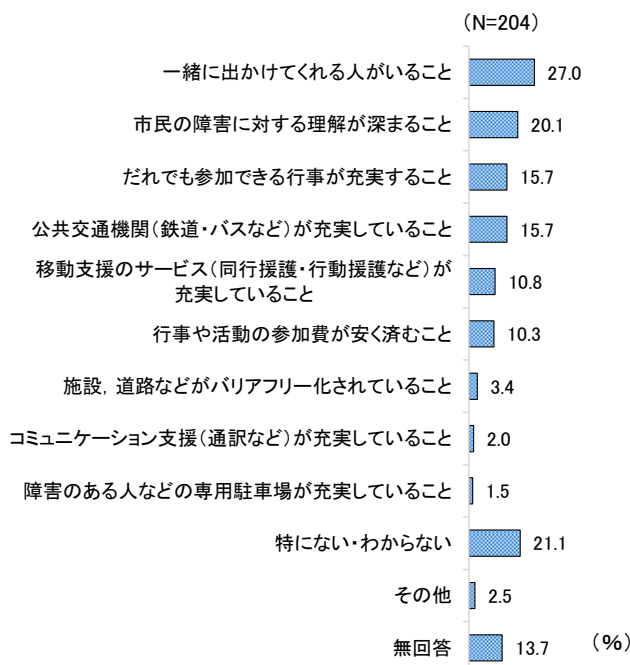
<望ましい暮らしを送る上で不足している支援>



(ウ) 外出しやすくなるために必要なこと

外出するときに必要なことについては、「一緒に出かけてくれる人がいること」が最も多く、「市民の障害に対する理解が深まること」が続きます。

<外出しやすくなるために必要なこと>

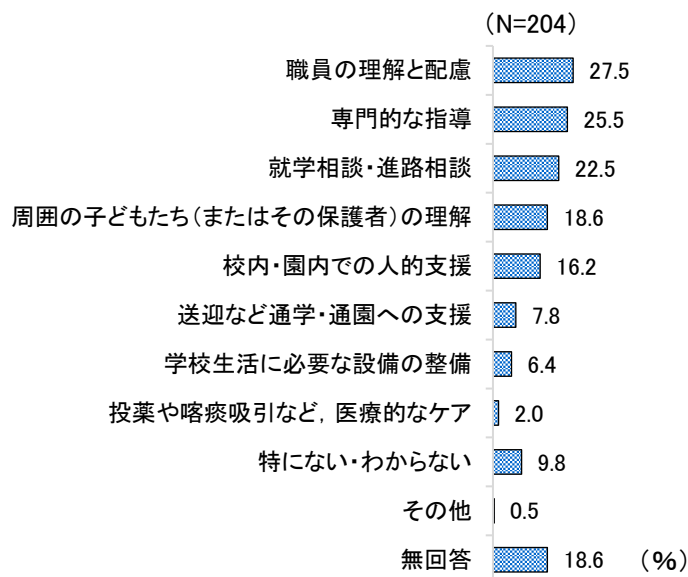


エ 通園・通学や仕事について

(ア) 学校・園で生活する上で充実してほしいこと

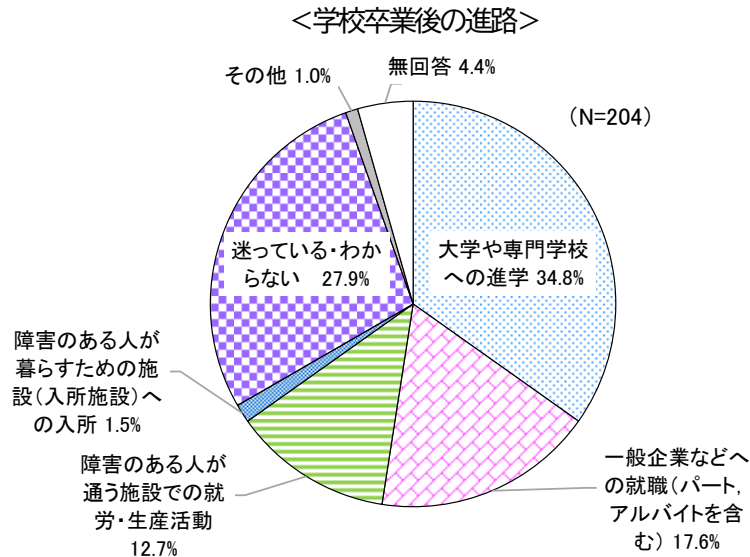
学校・園で生活する上で充実してほしいことは、「職員の理解と配慮」が最も多く、「専門的な指導」が続きます。

<学校・園で生活する上で充実してほしいこと>



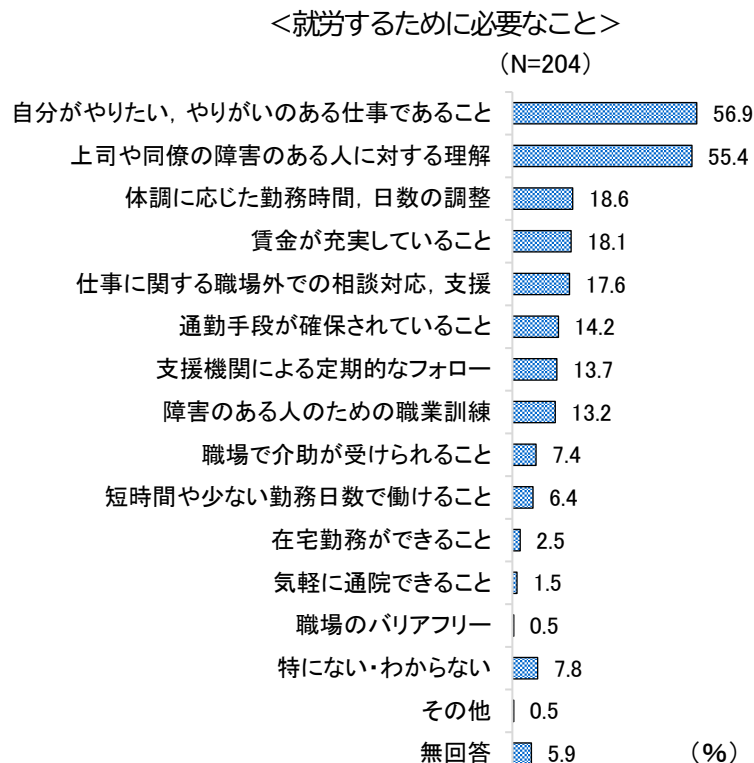
(イ) 学校卒業後の進路

高等学校等卒業後の進路については、「大学や専門学校への進学」が最も多く3割台を占め、次いで「迷っている・わからない」、「一般企業などへの就職」と続きます。



(ウ) 就労するために必要なこと

就労するために必要なことは、「自分がやりたい、やりがいのある仕事であること」と「上司や同僚の障害のある人に対する理解」が5割台を占め、次いで「体調に応じた勤務時間, 日数の調整」, 「賃金が充実していること」, 「仕事に関する職場外での相談対応, 支援」と続きます。



オ 障害福祉サービス等の利用について

(ア) 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

障害福祉サービス等を今後3年以内に「利用予定あり」とする割合が最も高いサービスは、「放課後等デイサービス」(61.3%)となっており、次いで「計画相談支援・障害児相談支援」(54.4%),「相談支援事業」(33.8%)と続きます。

差異を見ると、プラスの差異については、「行動援護」(+15.7ポイント)が最も大きく、次いで「移動支援事業」(+8.3ポイント),「日中一時支援事業」及び「短期入所」(+7.8ポイント)と続き、これらの支援について、利用ニーズが高くなっていることがうかがえます。

マイナスの差異は、「計画相談支援・障害児相談支援」(-7.4ポイント),「児童発達支援」(-6.9ポイント),「相談支援事業(-0.5ポイント)」となっています。

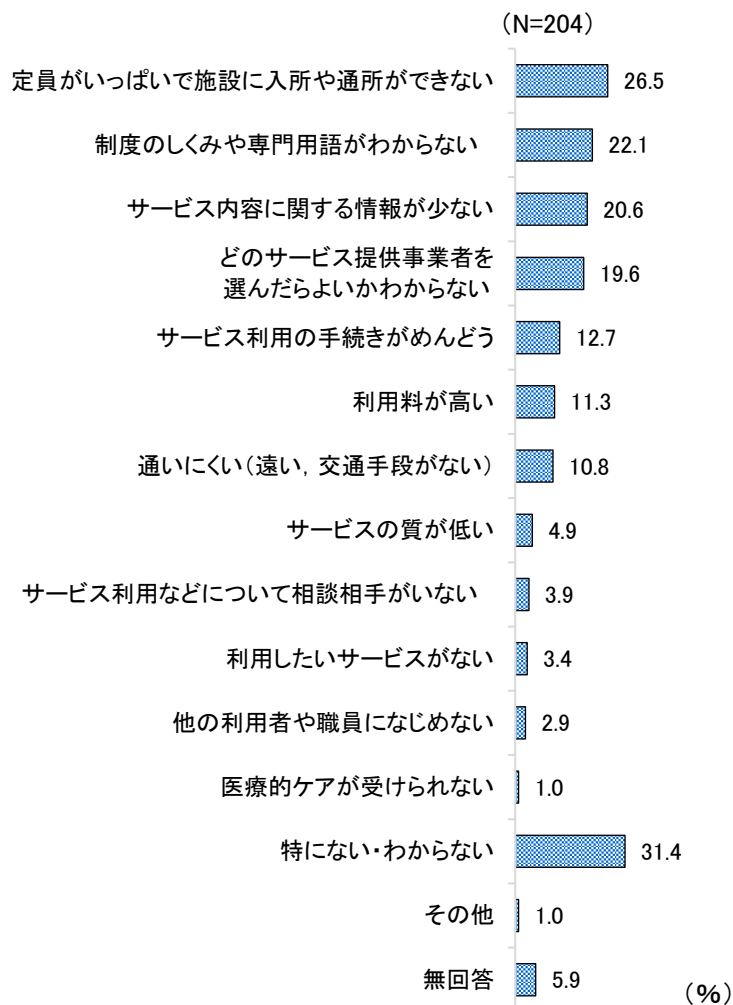
<障害福祉サービス等の利用状況と利用意向>

順位	サービス名称	①利用している (%)	②利用予定あり (%)	差異(②-①) (ポイント)
1	行動援護	1.5	17.2	15.7
2	移動支援事業	1.0	9.3	8.3
3	日中一時支援事業	6.9	14.7	7.8
4	短期入所(コトステイ)	4.9	12.7	7.8
5	保育所等訪問支援	1.0	6.4	5.4
6	福祉型児童入所施設	1.0	5.4	4.4
7	医療型児童入所施設	0.5	3.4	2.9
8	日常生活用具給付等事業	2.5	5.4	2.9
9	放課後等デイサービス	58.3	61.3	2.9
10	同行援護	0.0	2.5	2.5
11	医療型児童発達支援	2.0	3.9	2.0
12	居宅介護(ホームケア)	1.0	2.5	1.5
13	居宅訪問型児童発達支援	0.5	1.5	1.0
14	重度障害者等包括支援	0.0	1.0	1.0
15	意思疎通支援事業	0.0	0.5	0.5
16	相談支援事業	34.3	33.8	-0.5
17	児童発達支援	27.5	20.6	-6.9
18	計画相談支援・障害児相談支援	61.8	54.4	-7.4

(イ) 福祉サービスを利用するのに困っていることや心配なこと

福祉サービスを利用するにあたり困っていることや心配なことについては、「定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない」が最も多く、次いで「制度のしくみや専門用語がわからない」、「サービス内容に関する情報が少ない」、「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」と続きます。

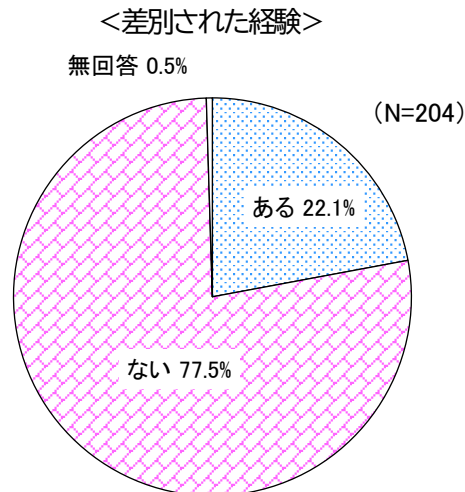
<障害福祉サービス利用に困っていることや心配なこと>



カ 権利擁護について

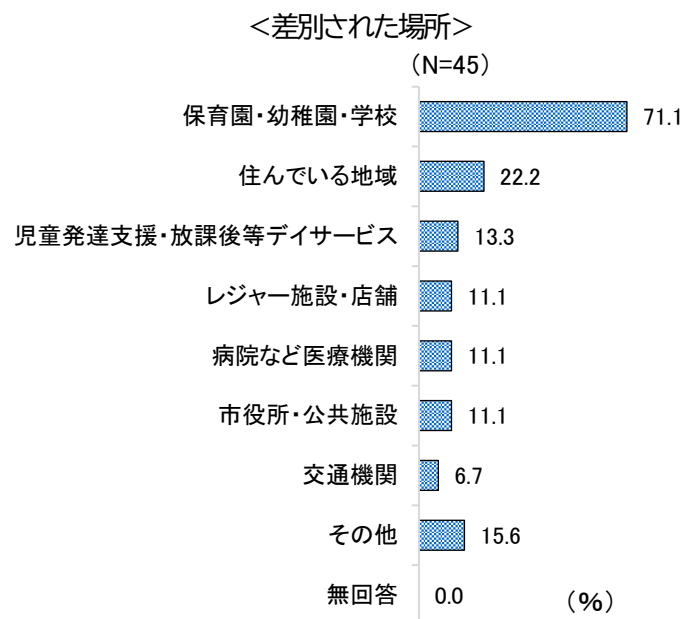
(ア) 差別された経験

障害があることを理由に差別された経験があるかどうかについては、「ある」が2割台となっています。



(イ) 差別された場所

どのような場所で差別されたかについては、「保育園・幼稚園・学校」が最も多く、次いで「住んでいる地域」、「児童発達支援・放課後等デイサービス」と続きます。



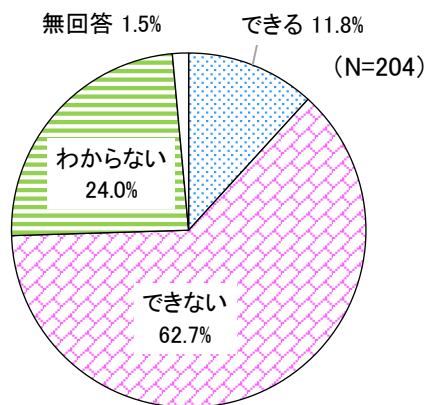
キ 災害時の避難などについて

(ア) 災害時における単独避難の可否・助けてくれる人

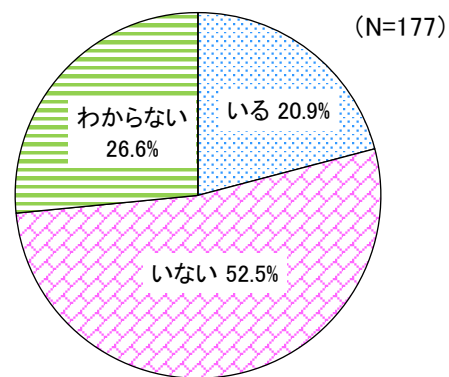
災害時に一人で避難できるかどうかについては、6割台が「できない」と回答しており、「できる」と回答した人は1割台にとどまっています。

災害時に家族がいなくても助けてくれる人が近所にいるかどうかについては、5割台が「いない」と回答しており、「いる」と回答した人は2割台に留まっています。一方で、「わからない」と回答した人が3割程度います。

<災害時における単独避難の可否>



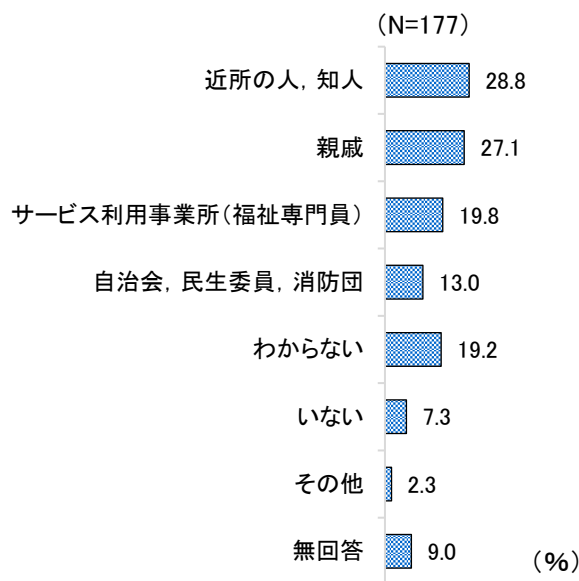
<助けてくれる人が近所にいるか>



(イ) 避難を支援してもらいたい人

避難を支援してもらいたい人は、「近所の人、知人」が最も多く、次いで「親戚」、「サービス利用事業所」と続きます。また、「わからない」と回答した人は2割程度となっています。

<支援してもらいたい人>

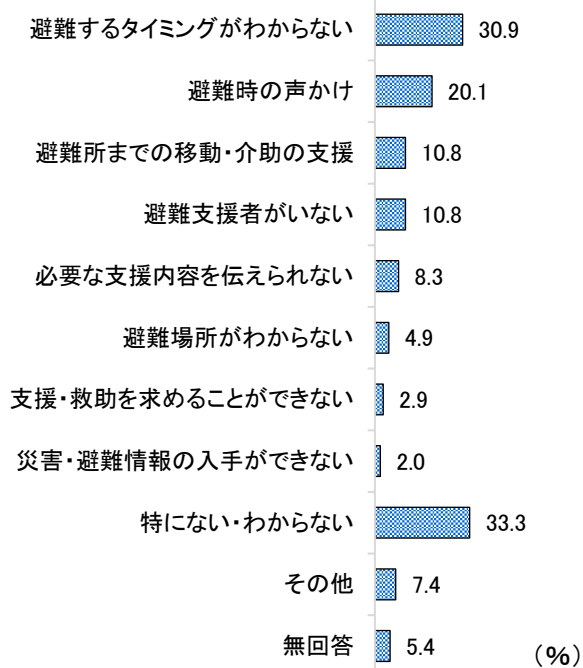


(ウ) 避難するために支援してほしいこと

避難するために支援してほしいことは、「避難するタイミングがわからない」が最も多く、次いで「避難時の声かけ」、「避難所までの移動・介助の支援」、「避難支援者がいない」と続きます。

<避難するために支援してほしいこと>

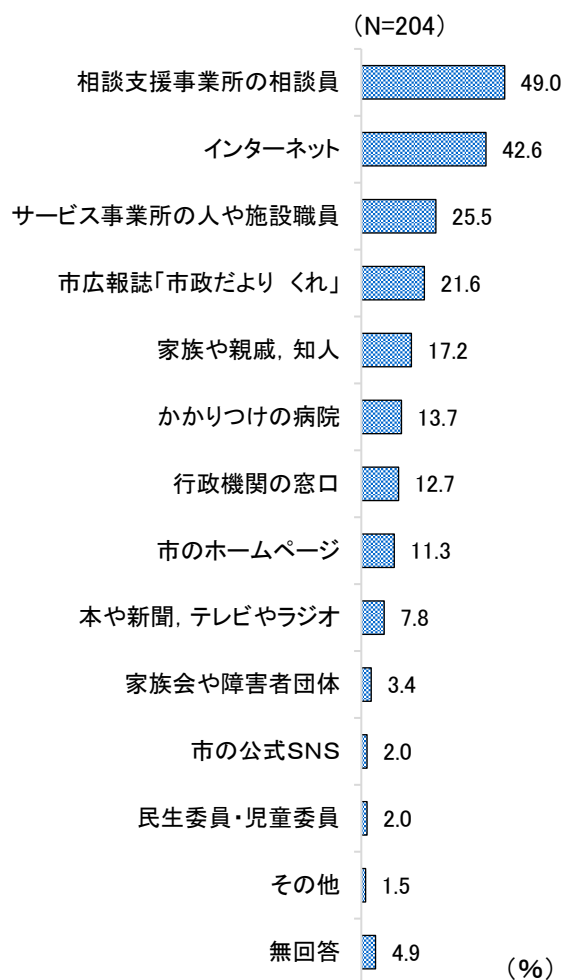
(N=204)



ク 情報・コミュニケーションについて

障害や福祉サービスについての情報入手方法については、「相談支援事業所の相談員」が最も多く、「インターネット」、「サービス事業所の人や施設職員」と続いています。

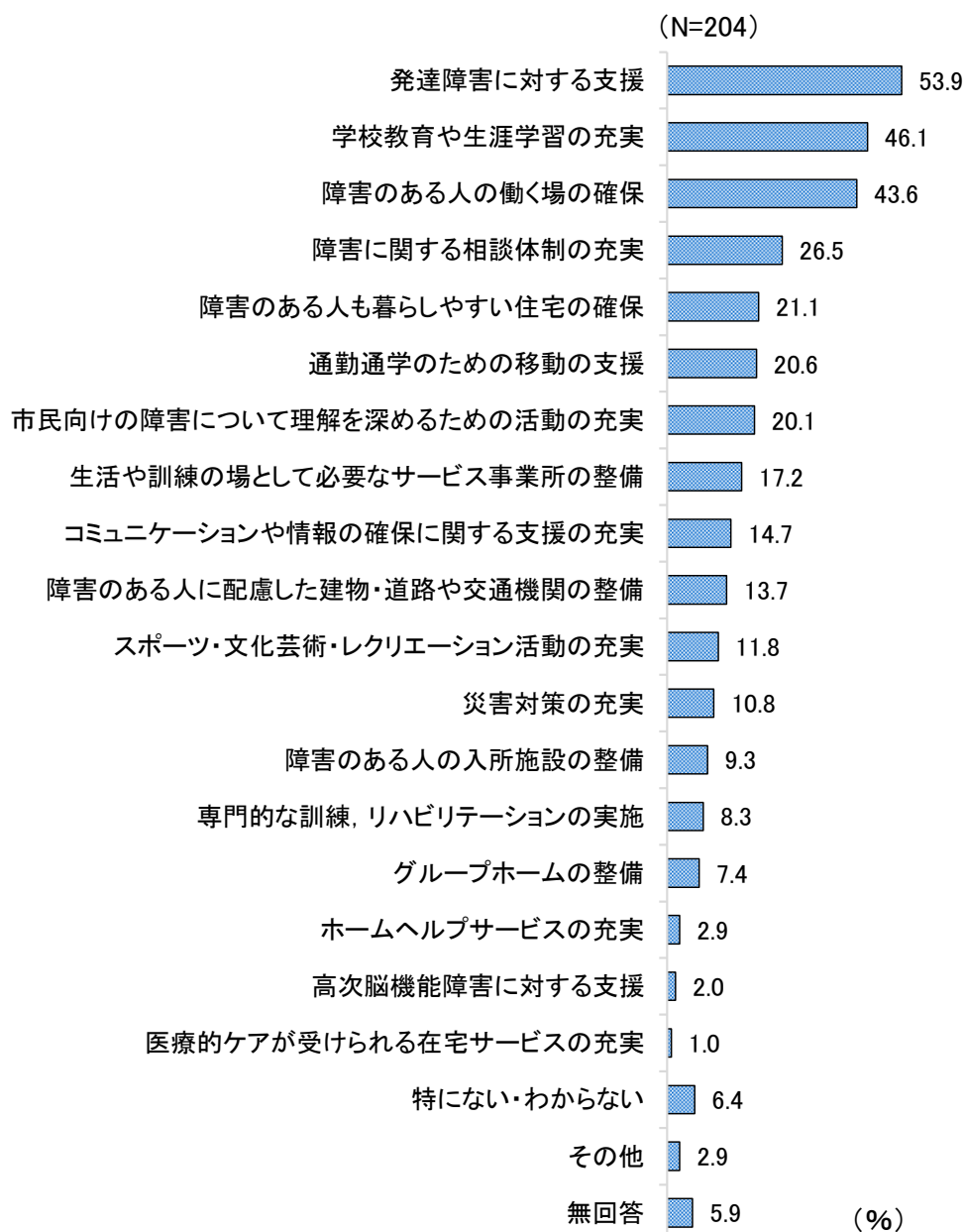
<障害や福祉サービスの情報入手方法>



ケ 今後取り組んでほしいこと

今後取り組んでほしいことについては、「発達障害に対する支援」が最も多く、「学校教育や生涯学習の充実」、「障害のある人の働く場の確保」と続いています。

<今後取り組んでほしいこと>



(3) 留意事項

選択式の質問に対する回答の集計結果と自由記入欄に記載された意見に基づく課題は次のとおりです。

ア 障害福祉サービスなどの周知，相談体制の充実

児童を支援する人が相談する人（機関）は、「家族，親族」が 75.0%，「学校，保育園，幼稚園など」が 57.4%，「相談支援事業所など民間の相談窓口」が 41.7% となっています。身近に支援してくれる人（機関）に相談している状況がうかがえます。一方、「行政機関の窓口」は 6.4% と低い割合になっています。

自由意見では、「相談について満足している」とする意見と「相談先がわからず相談できていない」との意見がありました。それぞれの立場に合った相談対応ができるようにすることや，相談体制の周知徹底を図ることが必要と思われる。相談の際の満足度を上げるために，相談員の質の向上を図ることも必要と思われます。

イ 児童を支援する者の負担の軽減

児童を支援している者については，女性が 82.4% であり，30代と40代が全体の 85.0% であることから，主に母親が児童の支援を担っていることが分かります。

支援者が困っていることや不安に思っていることでは，「子どもの成長や発達に不安がある」59.3%，「精神的な負担が大きい」38.7%，「仕事との両立が難しい」27.5%，「経済的な負担が大きい」21.6% などが大きな割合となっています。

自由意見では，支援者は精神的にも肉体的にも大きな負担を訴えています。「児童の支援と仕事の両立が難しい」，「生活での金銭面を考えると仕事は辞められない」という意見がありました。そのような状況で，支援する者が高齢になっていくことへの不安も大きくなっています。

ウ 児童が外出しやすいまちづくり

児童が外出しやすくするために必要なこととして，「市民の障害に対する理解が深まること」20.1% 及び「公共交通機関（鉄道・バスなど）が充実していること」15.7% が大きな割合となっています。

自由意見では，「バスの便数の増加」，「駅のバリアフリー化，エレベーターの設置」を望む意見がありました。また，児童が安心して思い切り遊べる公園の整備を望む意見がありました。

エ 児童の教育・保育への対応

今後取り組んでほしいことについては「発達障害に対する支援」53.9%、「学校教育や生涯学習の充実」46.1%となっています。

子どもが学校・園などで生活をする上で充実してほしいこととして、「職員の理解と配慮」27.5%、「専門的な指導」25.5%、「就学相談・進路相談」22.5%が大きな割合となっています。

自由意見では、「発達に遅れがある子どもの義務教育後の進路に悩む」、「将来の生活に向けた学びをどうすればよいか」など、支援者の意見があります。教育機関の教師の指導や相談が大事だといえます。

また、「市教育委員会と障害福祉課との連携，市と県の連携を進めて，家族などに的確な情報を提供できるようにしてほしい」との意見があります。関係機関同士の連携を進めていくことが必要となっています。

オ 福祉サービスの充実・改善

福祉サービスを利用するにあたり困っていること，心配していることとして，「定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない」26.5%，「制度のしくみや専門用語がわからない」22.1%，「サービス内容に関する情報が少ない」20.6%が大きな割合となっています。

自由意見では，「放課後等デイサービスなどが定員オーバーで入れない」，「緊急時や土日に利用できない」，「障害福祉施設の職員不足，小学校での補助教諭の不足があり，子どもへの目が届いていない」との意見がありました。障害福祉ニーズに対応したサービス提供が求められています。

自由意見で，「医療的ケアができる障害福祉事業所の充実」が求められています。また，発達障害の子どもを診てくれる病院や医師が少ないと感じる人もいます。

カ 児童に対する市民の理解促進

アンケートでは，障害者差別解消法の認知度は低く，児童の22.1%が差別された経験があるとしています。差別された場所は，「保育園・幼稚園・学校」71.1%，「住んでいる地域」22.2%，「児童発達支援・放課後等デイサービス」13.3%となっています。

自由意見では，「発達障害の子どもたちが，偏見や差別を受けなくするためのコミュニケーションが大事だ」，「発達障害の子どもへの接し方が分からない人のために，発達障害を理解できるパンフレット等の配布が必要」，「学校の道徳

の時間に発達障害について教え、子どもたちが理解しあえるようにしてほしい」との意見がありました。

キ 児童の災害に対する対応

災害時に家族がいないときに支援してもらいたい人として、「近所の人、知人」28.8%、「親戚」27.1%、「サービス利用事業所（福祉専門員）」19.8%が大きな割合となっています。

自由意見では、「家族のいないときに災害に遭うなどしたとき、自閉症スペクトラムなど他の人に心を開きにくい子どもが、助けを求めたり、助けられたりすることが難しい」と、不安に思う意見がありました。

ク 児童に関連する情報提供

支援者が障害や福祉サービス情報を知る方法として、「相談支援事業所の相談員」49.0%「インターネット」42.6%、「サービス事業所の人や施設職員」25.5%、「市広報誌「市政だより くれ」」21.6%となっています。相談員や施設職員からの直接的な情報と、インターネットや、市広報誌という閲覧しやすい情報源が利用されています。

自由意見では、「子どもの障害の状態に対して、どのような障害サービスが受けられるのかが分かりにくい」という意見があり、障害サービスを受ける手順を分かりやすく示した情報を、閲覧しやすく工夫する必要があると思われる。

ケ 将来における悩み・不安

児童が高等学校等を卒業した後の進路希望としては、「大学や専門学校への進学」34.8%、「一般企業などへの就職（パート、アルバイトを含む）」17.6%、「障害のある人が通う施設での就労・生産活動」12.7%が大きな割合となっています。一方、「迷っている・わからない」も27.9%の割合となっています。

自由意見では、「子の将来の進路をどのように支援すればよいか不安になる」、「子どもが将来生活していくために必要な就労の場があるか分からない」、「同じような児童達での交流の場や、親同士の交流の場が欲しい」という意見がありました。将来の不安はなかなか消せませんが、少しでも安心できる社会にしていくことが求められています。

3 意見交換会

(1) 実施内容

障害のある人やその家族から直接意見を聴くため、障害福祉課職員が各団体・事業所を訪問し座談会形式の意見交換会を開催しました。

現在の計画と、当該計画が何のために作られているかについて説明した後、参加者に最近の自身の生活環境の変化や、呉市に取り組んでもらいたいことなど、いくつかのテーマについて、自由に意見を発表してもらいました。

(2) 意見交換会の概要

意見交換会の概要は次のとおりです。

第1回	実施日：令和5年8月30日（水）13：00～14：00 参加者：障害福祉サービス利用者及び当事者グループ※（16名） ※障害者が自主的に集まり、自分たちの生活の向上や困り事の解決などを目的に話し合い、活動するグループ
第2回	実施日：令和5年9月4日（月）10：30～11：30 参加者：地域活動支援センター利用者（10名）
第3回	実施日：令和5年9月16日（土）11：00～12：00 参加者：障害者とボランティアがパソコン教室や茶話会などの活動をするサロンの参加者（10名）
第4回	実施日：令和5年9月17日（日）11：30～12：30 参加者：知的障害者団体の会員とその家族（12名）

(3) 当日出た意見（抜粋）

ア 最近の生活環境の変化

- 以前は研修に手話通訳がいなかったが、研修の際に手話通訳が付くようになった。
- 入院中にも重度訪問介護（意思疎通）が利用できるようになった。
- 新たに通所する場所で友人ができた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で集まる機会が減った
- 家族の高齢化に伴い、自分がやりたいことができない。

イ 困っていること・不安に感じていること

- 自分が希望する状況でサービスを受けることができない。
- 障害を持ちながら、親の介護をされていて将来が不安。

- 65歳になって介護保険に切り替わるとき、同じようなサービスを受けられるのか不安に感じている。
- 今は家族が支援してくれるが、家族がいなくなったときに、将来的に一人で生きていけるのか不安に思う。
- 一人で生活しており、万が一の時が不安。
- 自身を支援してくれるヘルパーが高齢で、事業所に代わりになる人もいない。今後を考えるとヘルパー不足は不安に思う。
- 視覚障害があり、避難所へ一人では行けず、避難しても一人では避難所にいられない。

ウ やってみたいこと、楽しいこと

- 事業所に通って、働いたり、ヘルパーや同じ障害のある人と話したりできることは楽しい。
- 自由に買い物等をしたい。
- 旅行など、自分が望む場所に行きたい。
- 新しいことに取り組むなど人生勉強に励みたい。
- 一人で生きていけるようになりたい。
- 結婚したい。
- 親孝行をしたい。

エ 呉市に取り組んでもらいたいこと

- それぞれの暮らしに寄り添ったサービスや活動の提供をしてほしい。
- ヘルパーも高齢化しており、人材の確保に力を入れてほしい。
- サービスを知らない人もいるので、サービスの種類等を分かりやすく広報してほしい。
- 今回のような市と当事者の話合いの場が定期的にあると良い。
- 本庁だけでなく、各支所でも手続きできるようになってほしい。
- 小さい困りごとを、相談できる場所があれば良いと思う。
- 市役所からの大切なお知らせは点字を打つようお願いしたい。

4 事業所に対するアンケート調査

(1) 調査の概要

自立支援協議会に参加している事業所に対して、提供している障害福祉サービスの状況や、近年の地域生活、就労支援、療育、相談支援の現状や課題などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査対象事業所数及び回答のあった事業所数は以下のとおりです。

自立支援協議会に参加している事業所 74 事業所

回答のあった事業所数 37 事業所

(回答率 50%)

※ 自立支援協議会に代表事業所を一つ登録している法人もあるため、回答事業所数全体としては 62 事業所（サービス別では 105 事業所）から回答あり。

サービス分類	対象事業	回答のあった事業所数
生活関係	生活介護、共同生活援助（グループホーム）、短期入所等	30事業所
就労関係	就労継続支援（A型、B型）、就労移行支援等	18事業所
児童関係	児童発達支援、放課後等デイサービス等	26事業所
相談関係	計画相談支援、障害児相談支援等	31事業所

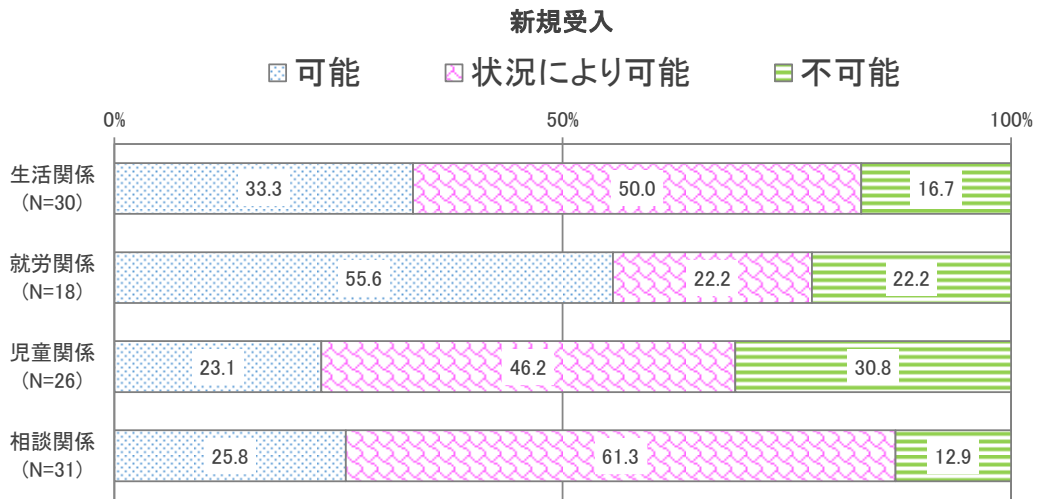
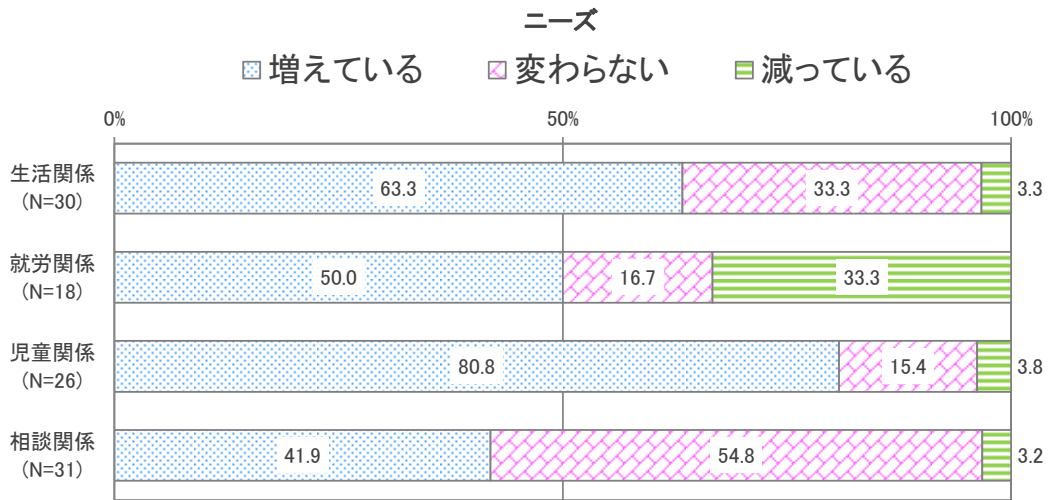
(2) 調査結果の概要

ア 貴事業所において提供しているサービスの近年の利用ニーズ、新規受入れ可否を教えてください。

サービスのニーズを分類ごとに見てみると、児童関係で増えていると回答した事業所が8割を超えており、ニーズの高さがうかがえます。また、就労関係については、増えていると回答した事業者が5割である一方で、減っていると回答した事業所も3割あり、事業所によってニーズの感じ方に差がある状態になっていると考えられます。

新規の受入れについては、児童関係が3割の事業所で不可能と回答しており、ニーズの高まりと、事業所の受入状況にギャップがあると感じられます。

<現在提供しているサービスの利用ニーズ及び新規受入の状況>



イ 今後新たに実施又は拡充を予定しているサービスと利用提供開始時期、見込人数を教えてください。

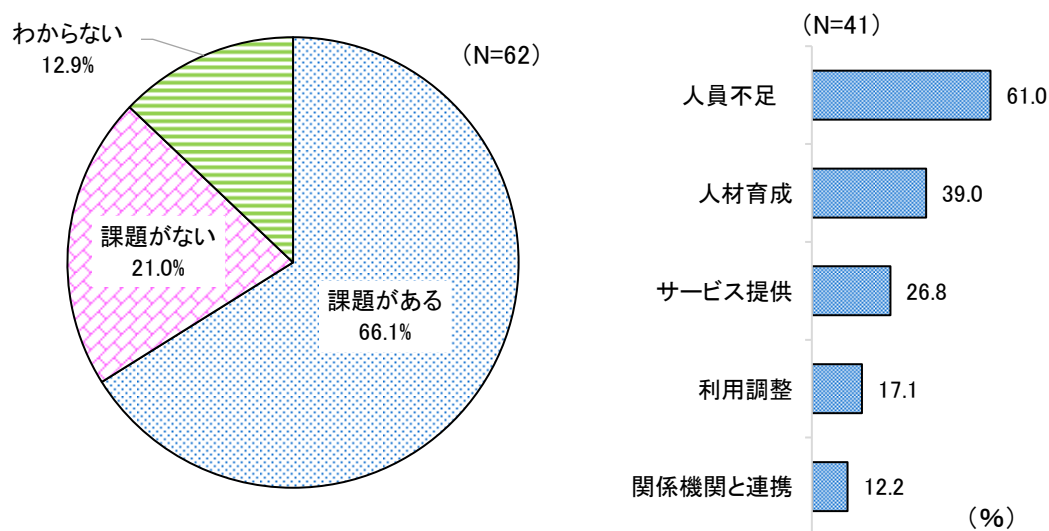
将来、拡充を予定している事業所は4事業所となっています。サービスの需要が高まる中で、既存事業所のサービスの新規・拡充が多くは見込まれない状況となっています。

サービス名	事業所数	増加見込人数
短期入所	1	4人
グループホーム	2	10人
障害児相談支援	1	20人

ウ 円滑な事業運営を進めていく上で、問題（課題）を感じることはありますか。また、どのようなことを問題（課題）と感じていますか。

事業所の運営について、課題があると感じている事業所の割合は6割を超えており、多くの事業所が課題を抱えているといえます。

また、課題の内容については、事業所の6割が人員不足、約4割が人材育成を上げており、多くの事業所で人に関する課題を抱えている状況となっています。



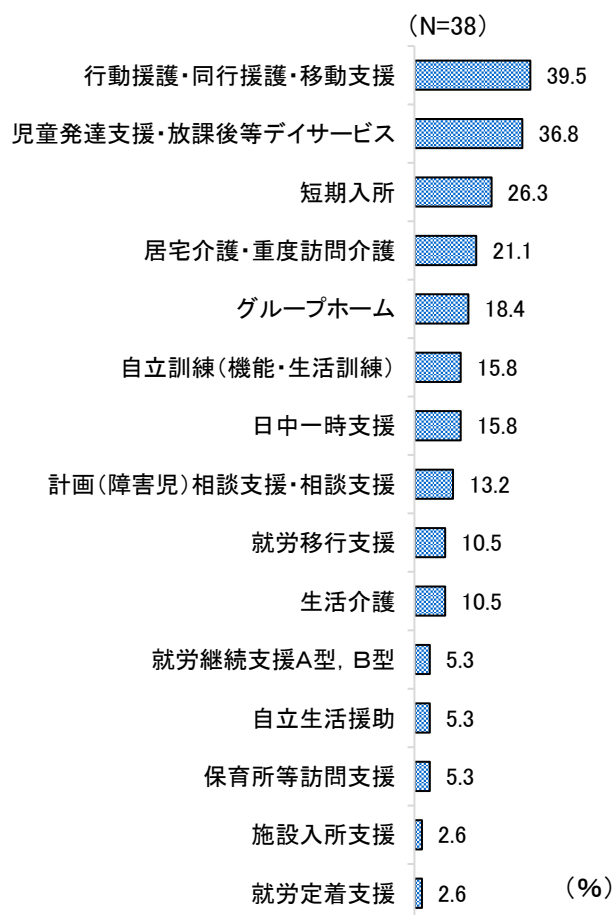
【主な意見】

- ・ 募集をしても応募がない。
- ・ 職員の定着が難しく日々の業務に追われる中で、人材育成が追い付かない。
- ・ 圏域が広くサービス提供に時間が掛かる。
- ・ 利用希望があっても、受入れが難しい。
- ・ 家庭によっては、関係機関との連携をとることが難しい。 など

エ 呉市に不足していると思われる障害福祉サービス等はどのようなもので
 ですか。理由も含めてお答えください。

現在、不足している障害福祉サービス等があると回答した事業所は全体の6割に当たります。

不足していると思うサービスの種類では行動援護等の移動に関わる支援，児童の通所サービスが3割を超え，続いて，短期入所，居宅介護等が2割を超えている状況になっています。



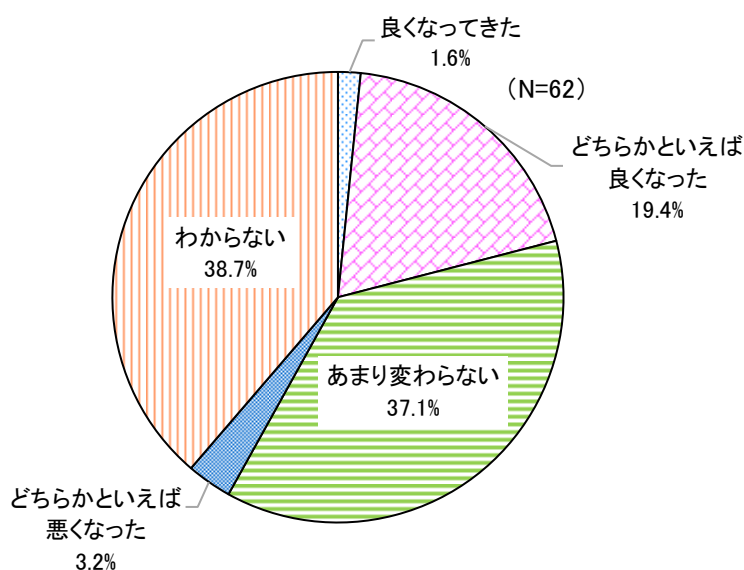
【主な意見】

- ・ 行動援護などに対応できる事業所が少ない。
- ・ 移動に係るサービスは，土日など利用したいときに調整が付かない。
- ・ 児童通所は定員がいっぱいで待機の状況といわれる。
- ・ 重い障害のある子どもが通えるような事業所がない。
- ・ 夜間のヘルパーが見付からない。
- ・ 子ども（医療的ケア児を含む。）を受け入れてくれる短期入所が少ない。
 など

オ 障害のある人の地域生活移行や地域で生活していく環境について、最近3年くらいの期間において、改善されたと感じていますか。理由なども含めて回答ください。

最近3年くらいで障害者の地域移行など生活環境が「良くなってきた」、「どちらかといえば良くなってきた」と回答した事業所は2割台となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、「あまり変わらない」、「どちらかといえば悪くなってきた」と回答した事業者が4割を超える状況になっています。



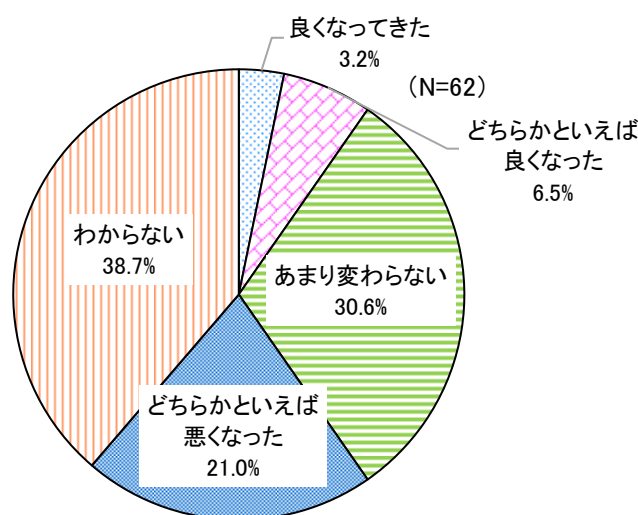
【主な意見】

- ・グループホームから単身での生活に移行している人が増えている。
- ・グループホームの数が増えている。
- ・少しずつではあるが、障害への理解を深め、差別が減ってきているように感じる。
- ・島しょ部などはサービス提供事業所が増えていない。
- ・居宅介護などのヘルパーが思うように利用できない。
- ・利用者から良くなったという声を聞かない。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で受入れや支援などが制限された。
など

カ 障害のある人の一般就労への移行や定着など就労環境について、最近3年くらいの期間において、改善されたと感じていますか。理由なども含めて回答ください。

最近3年くらいで障害者の一般就労など就労環境が「良くなってきた」、「どちらかといえば良くなってきた」と回答した事業所は1割もなく、「あまり変わらない」、「どちらかといえば悪くなってきた」と回答した事業者が5割を超える状況になっています。

新型コロナウイルス感染症が、就労環境に大きく影響している状況となっています。



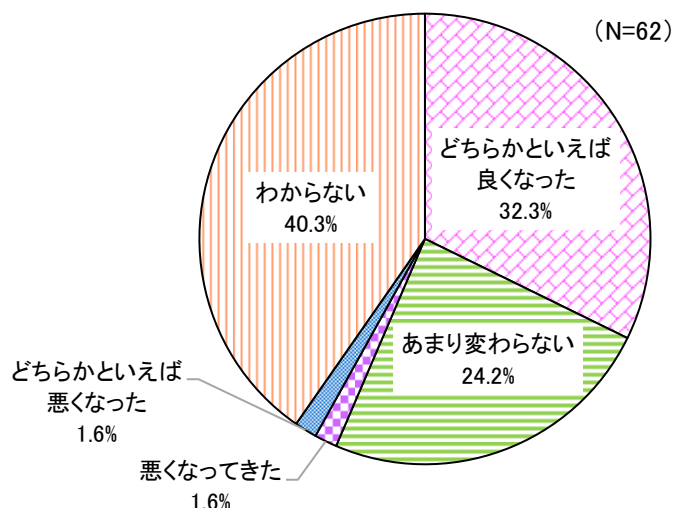
【主な意見】

- ・ 企業側の受入体制などが、以前と比較すると改善している。
- ・ 障害者雇用での採用が増えてきている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で就労環境は厳しくなった。
- ・ 在宅勤務など多様な働き方が広がっていない。
- ・ 就労した後のフォロー体制が十分ではない。
- ・ 職場で障害に対して理解を得られない。 など

キ 障害や発達の遅れのある児童の療育，就学，地域での生活環境などについて，最近3年くらいの期間において，改善されたと感じていますか。理由なども含めて回答ください。

最近3年くらいで発達の遅れがある児童の療育，就学などの環境が「どちらかといえば良くなってきた」と回答した事業所は3割を超えていますが，「あまり変わらない」，「どちらかといえば悪くなってきた」，「悪くなってきた」と回答した事業者も3割程度ある状況になっています。

また，「あまり変わらない」を回答した事業所の中には，「良くなったこと」と「対応が不足していること」両方の意見を記載している状況がありました。



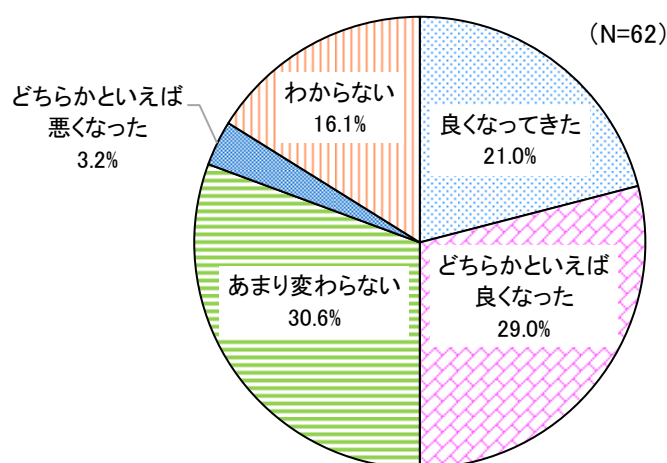
【主な意見】

- ・事業所の数は増えており，療育を受ける機会，受け皿は増えている。
- ・医療機関，相談機関，療育機関，教育機関等の連携が取れるようになった。
- ・保護者が子どもの障害を理解できない状況がある。
- ・不登校を含め，学校に適応できない場合の居場所が少ない。
- ・発達障害に対する園・学校側の理解が乏しいと感じる。
- ・受入先が不足し，利用できない状況が続いている。 など

ク 障害のある人の相談支援体制について、最近3年くらいの期間において、改善されたと感じていますか。理由なども含めて回答ください。

最近3年くらいの相談支援体制については「良くなってきた」、「どちらかといえば良くなってきた」と回答した事業所は5割を占めます。

「あまり変わらない」、「どちらかといえば悪くなってきた」と回答した事業者は3割程度となっており、地域生活支援拠点の設置などの取組により相談支援体制の充実が図られていると考えられます。



【主な意見】

- ・地域ごとの相談支援体制（まるごとネット呉）や重層的支援推進室が整備されて、相談がしやすくなった。
- ・連携会議が増え、他事業所や保健師の方などと情報共有できる機会が増えた。一方で、連携会議が必要と感じても、保護者からの要望がないという理由で開催されない場合もある。
- ・相談員が関わることで視野が広くなり、サービス利用の幅が広がってきた。
- ・相談支援事業所の数が増えてきている。
- ・需要の高まりに、人材が不足している。
- ・相談員によって対応に差があると感じる。 など

ケ 今後、事業所として「できること」、「したいこと」など、どんな取組がありますか。あればご記入ください。

今後の事業所での取り組んでいくことについて、自由意見で回答を頂きました。主な意見は以下のとおりです。

【主な意見】

- ・事業所の環境改善や、人材育成、人材不足の解消に取り組む。
- ・各機関と連携する機会を増やし、より良いサービスの提供を図っていく。
- ・保護者への勉強会や子どもと地域の交流の場を設ける、兄弟のサポートなどの取組を行う。
- ・地域活動への参加や、障害者との交流の場を設け、障害に対する理解促進を図る。
- ・就労を希望する方への支援に積極的に取り組み、一般就労につなげていく。
- ・今まで以上に障害者に寄り添い、安心して過ごせる場所・サービスの提供を続けていきたい。
- ・自立支援協議会などを通じて、課題を議論し市へ問題提起を行っていききたい。
- ・ペアレントトレーニングを取り入れていきたい。 など

コ 他都市の事例などを参考に、今後、呉市に取り組んでもらいたい障害者施策があればご記入ください。

今後の呉市に取り組んでほしいことについて、自由意見で回答を頂きました。主な意見は以下のとおりです。

【主な意見】

- ・ホームページ、市役所などで事業者向け情報を充実してほしい。
- ・フリースクールなど、不登校の子どもたちの居場所づくり、学校がある時間帯の通所サービスの受入れ
- ・基幹相談支援センターの設置など相談支援の充実
- ・サービスの対象者及び運用の拡大
- ・高齢者・児童・障害者など誰もが交流でき、受け入れることができる居場所づくり
- ・インクルーシブ遊具の導入など障害のある子どもの社会参加の機会促進
- ・行政の各分野（福祉部門、教育部門など）の連携強化
- ・医療的ケア児・者の方が利用できる事業所を増やす。
- ・サービスの空き情報を一括管理する仕組みづくり など

(3) 留意事項

ア 利用ニーズに対するサービス提供体制

移動に関わる支援や児童の通所サービスなど利用ニーズが高いのに対して、受入体制は十分に整っている状況ではありません。ニーズが高まる中で、サービス提供体制などの充実が求められています。

イ 人材の確保と育成

事業所の運営上の課題として、多くの事業所が「人員不足」と「人材育成」を上げています。これは、サービスを利用する障害者からも指摘されています。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響

障害のある人の地域生活移行や一般就労への移行・定着においては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、取り巻く環境が厳しくなっていると捉えられています。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しましたが、今後も状況を注視する必要があります。

エ 児童の療育，就学，生活環境の改善

発達の遅れがある児童の療育，就学などの環境は、良くなっているかと捉える事業所とあまり変わらないと捉える事業所がほぼ同じ状況になっています。

事業所の増加や、医療・相談・教育など関係機関との連携が進んだという意見がある一方、発達障害への理解不足などを指摘する意見もあります。

オ 障害のある人の相談支援体制の充実

障害のある人の相談支援体制は、良くなっているかと捉える事業所が5割を超えています。まるごとネット呉（呉市地域生活支援拠点）や重層的支援推進室が整備され、相談しやすくなったことなどが評価されています。

相談員のスキルも評価されていますが、相談員によって対応の差を指摘する意見もあります。相談支援を行う支援者一人一人がスキルアップを図って、ニーズに対応していくことが求められます。

第4章 主な課題と取組の方向性

本市の現状，アンケート調査，意見交換会及び日常の業務を踏まえ，国の基本的な指針に示される「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」の達成に向けて，取り組むべき課題と方向性は次のとおりです。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を進めていくためには，在宅での生活を支援するサービスの充実や，質の向上を図るとともに，グループホームなど受皿となる施設の整備を進めていくなどの取組が必要です。

2 地域生活支援の充実

障害者を支援している家族などが高齢化し，将来への不安を感じている人が多くいる中，今後も，地域生活支援拠点が行う様々な相談支援や緊急時の受入れ・対応などの必要性は高まっています。今後も，拠点機能の充実を図るとともに，拠点間での連携をより一層進めていく必要があります。

3 福祉施設から一般就労への移行など

福祉施設から一般就労への移行は，市内の就労移行支援事業，就労継続支援A・B型事業において進捗していますが，就労定着支援事業を利用した人はいない状況です。

これは，市内に就労定着支援事業所が1か所のみで，市外の事業所を利用する状況となっているためです。市内の事業所を増やすことが求められています。

また，障害者の一般就労を受け入れる企業の増加や，障害者が働きやすい仕事環境を整備することなどが必要になります。

4 障害児支援等の提供体制の整備など

児童を支援している保護者などからは，関係機関との連携，相談支援の強化，発達障害への理解促進，児童が通うサービスの拡充や医療的ケア児への対応など様々な意見があり，児童への福祉サービスの必要性はますます広がりを見せています。今後も，様々な児童の特性に応じたサービスを提供できる地域の体制づくりと，サービスの質の向上を図っていく必要があります。

5 まるごとネット呉（呉市地域生活支援拠点）による相談支援体制の充実・強化

地域生活支援拠点や重層的支援推進室などにより、障害者等への相談支援体制は充実してきています。今後は、困難事例など様々なケースにきめ細やかに対応していただけるよう相談支援専門員の知識向上や事業所間での課題の共有などを図り、相談支援体制の強化に取り組んでいく必要があります。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉を結ぶ包括支援体制の整備

精神障害者に対する理解促進や相談窓口の充実を図るとともに、必要な福祉サービスのニーズを把握し、引き続き保健・医療等の関係機関と連携していく必要があります。

7 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の情報について取得の難しさや分かりにくいことが上げられており、情報を分かりやすく伝える取組や、合理的配慮の提供が求めやすい社会にするための、障害者に対する理解促進などの取組が必要になっています。

第5章 障害福祉サービス等の推進

1 将来の障害者数の見通し

障害者数の将来見通しは、将来人口に対する障害者数の割合を想定して推計しました。推計結果は次のとおりです。

(1) 身体障害者

令和5年度の9,066人から3.6%減少し、令和8年度は8,738人になると見込まれます。

区分	令和5年度	推計(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
0～17歳	91	90	89	88
18～64歳	1,843	1,820	1,798	1,776
65歳以上	7,132	7,045	6,957	6,874
全体	9,066	8,955	8,844	8,738

(2) 知的障害者

令和5年度の2,523人から8.0%増加し、令和8年度は2,725人になると見込まれます。

区分	令和5年度	推計(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
0～5歳	59	61	63	64
6～17歳	439	457	466	474
18歳以上	2,025	2,109	2,148	2,187
全体	2,523	2,628	2,676	2,725

(3) 精神障害者

令和5年度の2,906人から8.2%増加し、令和8年度は3,145人になると見込まれます。

区分	令和5年度	推計(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者	2,906	2,977	3,062	3,145
自立支援医療対象	4,292	4,397	4,522	4,645

(4) 難病患者数

令和5年度の1,975人から10.6%増加し、令和5年度は2,184人になると見込まれます。

区分	令和5年度	推計(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
全 体	1,975	2,074	2,129	2,184

【推計方法】

- ・将来人口：第5次呉市長期総合計画の人口ビジョンにおける将来人口値を下に推計した。
- ・身体障害者数の推計：令和5年7月時点の呉市人口に対する身体障害者の比率を、将来人口値に乗じて推計した。
- ・知的障害者数，精神障害者数，難病患者数の推計：H30～R5の6年間の呉市人口に対する比率が増加傾向であるため，増加傾向を線形近似式に当てはめて推計年度の人口比率を算定する。将来人口に推計年度の人口比率を乗じて推計した。

2 成果目標と活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上を削減する。

達成に向けた取組

安心して地域生活への移行ができるよう、グループホームの増設等による定員数拡充と地域偏在の解消に努めます。また、重度障害者にも対応したグループホームについての整備も進めます。

自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等を推進し地域移行を進めるとともに、地域生活を維持・継続するために、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供体制を拡充します。

夜間の居宅介護サービスの希望に対応できる事業所が少ないことから、自立支援協議会を通じて、情報・課題の共有を図って対応を検討します。

■成果目標 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		目標	備考
①令和4年度末の福祉施設入所者数		315人	
福祉施設入所者の削減目標	②令和8年度末の入所者数目標	299人	
	③削減者数目標	16人	①-②
	④削減率 (令和4年度末→令和8年度末)	5%	国の指針：①の5%以上 ③/①×100(%)
福祉施設入所者の地域生活への移行者数目標	⑤地域生活移行者数目標	20人	
	⑥移行率 (令和4年度末→令和8年度末)	6%	国の指針：①の6%以上 ⑤/①×100(%)

(2) 地域生活支援の充実

国の指針

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

達成に向けた取組

障害のある人が地域で安心して生活をするために、本市では「まるごとネット呉」を整備しています。

市内を4エリアに分け、エリアごとに担当する事業所が、事務局機能を持つ地域生活支援拠点を中心に、他の3か所の地域生活支援拠点と調整しながら障害のある人の暮らしの相談のほか、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり、専門的人材の確保・育成、体験の機会・場の提供、居住支援など取組を進めていきます。

より効果的な運営体制や支援体制の在り方を検討するため、毎月1回の連絡会議のほか、その会議の中で運営状況などを検証します。

強度行動障害を有する人の支援体制については、地域生活支援拠点等において、必要な支援の把握や支援員の研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

■成果目標 地域生活支援拠点が有する機能の充実

項目	目標	備考
地域生活支援拠点の設置状況	有	設置済
コーディネーターの配置人数	1人	
機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	20人	
機能充実のために、運用状況の検証及び検討	12回/年	基本指針：1回以上
効果的な支援体制の構築	有	
緊急時の連絡体制の構築	有	

■成果目標 強度行動障害を有する障害者の支援体制

項目	目標	備考
強度行動障害を有する障害者に関するニーズ把握等の実施	実施	
強度行動障害を有する障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	研修実施	

(3) 福祉施設から一般就労への移行など

国の指針

- ・福祉施設から一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業所から一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

達成に向けた取組

福祉施設から一般就労への移行は、順調に進んでいます。今後も相談支援事業を通して一般就労を希望する人のニーズを把握し、希望した就労ができるように就労促進を図ります。

自立支援協議会を通じて障害者就労支援施設、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど関係機関の連携強化を図っています。

就労定着支援事業については、本市に就労定着支援のサービスを提供する事業所が増えていないため、サービス利用者は市外の事業を利用している状況です。市内に対応できる事業所を増やすため、新規事業所の参入について自立支援協議会等を通じて促します。

国が新設する就労選択支援事業の活用を図り、一般就労などへとつなげていく支援に取り組めます。

■成果目標 福祉施設から一般就労への移行

項目		目標	備考
(1) 福祉施設から一般就労への移行者数目標	①令和3年度移行者数	19人	
	②令和8年度移行者数目標	25人	
	③増加率 (令和3年度末→令和8年度末)	1.32倍	国の指針：1.28倍以上 ②/①
(2) 就労移行支援事業による移行者数目標	④令和3年度移行者数	6人	
	⑤令和8年度移行者数目標	8人	
	⑥増加率 (令和3年度末→令和8年度末)	1.33倍	国の指針：1.31倍以上 ⑤/④
(3) 就労継続支援A型事業による移行者数目標	⑦令和3年度移行者数	2人	
	⑧令和8年度移行者数目標	3人	
	⑨増加率 (令和3年度末→令和8年度末)	1.50倍	国の指針：1.29倍以上 ⑧/⑦
(4) 就労継続支援B型事業による移行者数目標	⑩令和3年度移行者数	11人	
	⑪令和8年度移行者数目標	14人	
	⑫増加率 (令和3年度末→令和8年度末)	1.27倍	国の指針：1.28倍以上 ⑪/⑩
(5) 就労定着支援事業利用者数目標	⑬令和3年度利用者数	0人	
	⑭令和8年度利用者数目標	1人	
	⑮増加率 (令和3年度末→令和8年度末)	-倍	国の指針：1.41倍以上 ⑭/⑬

■成果目標 就労移行支援事業所の状況

項目		目標	備考
(1) 就労移行支援事業所数目標	①令和3年度末事業所数	6か所	
	②令和8年度末事業所数目標	6か所	
(2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数目標	③令和3年度末事業所数	2か所	
	④令和8年度末事業所数目標	3か所	
	⑤一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%	国の指針：50%以上 ④/②×100(%)

■成果目標 就労定着支援事業所の状況

項目		目標	備考
(1) 就労定着支援事業所数目標	①令和3年度末事業所数	1か所	
	②令和8年度末事業所数目標	2か所	
(2) 就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上となる事業所数目標	③令和3年度末事業所数	0か所	
	④令和8年度末事業所数目標	1か所	
	⑤就労定着率が7割以上となる事業所の割合	50%	国の指針：25%以上 ④/②×100(%)

(4) 障害児支援等の提供体制の整備など

国の指針

- ・ 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所設置する。
- ・ 児童発達支援センターや児童発達支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン*）を推進する体制を構築する。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・ 医療的ケア児への適切な支援に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

達成に向けた取組

ア 地域における障害児等の支援体制の構築

市内に1か所の児童発達支援センターがあり、地域の障害児や家族からの相談対応、障害児を預かる施設への援助や助言などと併せて、障害児通所支援のサービスを提供しています。引き続き、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを中心に、児童の発達支援に取り組めます。

保育所等訪問支援を利用できる体制は拡充しており、今後は自立支援協議会の中で関係機関と連携を図りながら、各事業所が提供する支援内容の充実に取り組むことで、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

発達に課題のある子を持つ親が、子どもとのより良い関わり方を学び、子どもの発達支援や行動改善を目指すために、ペアレントトレーニング等を実施するほか、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い社会参加を目指す活動として、ピアサポート活動に取り組めます。

■成果目標 地域における障害児支援体制の構築

項目	目標	備考
児童発達支援センターの設置	有	設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	4か所	
障害児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	有	

■活動指標 発達障害児者への支援

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数(人/年)	80	80	80
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者数(人/年)	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数(人/年)	10	10	10

イ 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は拡充しており、今後も、地域間バランスを考慮しながら、重症心身障害児に対してサービスが提供できる障害児通所支援事業所を増やすように取り組めます。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は、広島県が圏域単位で設けています。今後は、この協議の場の活用も含め、医療的ケア児支援に取り組めます。

医療的ケア児支援のためのコーディネーターは、県が実施する研修を受講した相談支援専門員が8名います。今後も圏域での連携や研修受講の呼び掛けを行うことでコーディネーターの増加を図ります。また、コーディネーターの活用方法などについても検討していきます。

■成果目標 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

項目	目標	備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	3か所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	12人	

■活動指標 コーディネーターの配置人数

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人)	10	10	12

(5) まるごとネット呉(呉市地域生活支援拠点)による相談支援体制の充実・強化

国の指針

- ・各市町村又は各圏域に基幹相談支援センターを設置する。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の取り組みを行う。

達成に向けた取組

地域生活支援拠点(4事業所)において、地域の相談体制の充実を図るため、地域の相談支援事業所や病院などと連携した会議を4拠点ごとで実施し、地域の課題や困難事例の検討を行うとともに、地域の相談支援事業所の人材育成についても取り組んでいます。

今後は、相談支援業務の更なる充実を図るため、設置が努力義務となった基幹相談支援センターについて、現在の地域生活支援拠点の機能、役割を整理し、基幹相談支援センターの業務に対応できる事業所を検討していきます。

自立支援協議会では、引き続き各部会で課題や情報の共有、事例検討などを行い、障害福祉事業所の質の向上を図っていきます。また、その中で共有された課題の解決に向け、必要なサービスの提供方法などについて検討を行います。

自立支援協議会に参加していない事業所に対しては、加入を呼び掛けるなど参加事業所を増やす取組を行います。

■成果目標 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	備考
基幹相談支援センターの設置	有	呉市に設置予定
相談支援体制の強化を図る体制の確保	有	
自立支援協議会におけるサービスの改善等の検討	有	

■活動指標 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点の活動状況

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置状況(か所)	0	1	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数(回/年)	0	1	1
主任相談支援専門員の配置数(人)	0	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件/年)	1	1	1
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数(回/年)	24	24	24

■活動指標 自立支援協議会での検討状況

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門部会の設置	有	有	有
専門部会の実施回数 (回/年)	30	30	30
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 (回/年)	5	5	5
参加事業者・機関数 (機関)	96	98	100

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉を結ぶ包括支援体制の整備

国の指針

- ・精神障害者の病床等の成果目標については、県が設定
市では基本指針を踏まえた活動指標を設定

達成に向けた取組

精神障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、自立支援協議会で課題等の共有を図るとともに、当事者や支援者の困りごとから出る課題の軽減に向け協議を進めていきます。

引き続き呉圏域において、保健、医療などの関係機関との協議を行い、精神障害のある人に対する支援方針や目標設定、前年度に設定した目標に対する取組評価を行います。

ニーズに応じた障害福祉サービスを活用し、精神障害者の地域生活への移行や継続を支援します。

■活動指標 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数 (回/年)	2	2	2
協議の場の参加者数 (人/年)	33	33	33
保健、医療及び福祉関係者による目標設定及び評価の実施回数 (回/年)	1	1	1

■活動指標 精神障害者の地域移行等への支援

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数（人/月）	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数（人/月）	13	13	13
精神障害者の共同生活援助の利用者数（人/月）	83	83	83
精神障害者の自立生活援助の利用者数（人/月）	2	2	2
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人/月）	23	23	23

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

国の指針

- ・ 障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行う。

達成に向けた取組

福祉保健課指導監査室が実施している事業所への実地指導について、障害福祉課と連携し実施することで、事業所に対して効果的な指導・助言を行います。

広島県が実施する市町村職員などに対する研修への参加のほか、自立支援協議会において課題の共有や研修を実施することで、職員の知識習得や障害福祉サービスの提供に係る質の向上に取り組めます。

事業所からの請求内容のチェックを行うソフトを活用し、請求誤りのパターンの把握や、他都市との意見交換の場にも参加し課題の共有を引き続き行います。

■成果目標 障害福祉サービス等の質を向上するための体制

項目	目標	備考
障害福祉サービス等の質を向上するための取組の体制	有	

■活動指標 障害福祉サービス等の質の向上への取組

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る研修などの参加者（人/年）	15	15	15
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析、及び関係自治体等との共有の実施回数（回/年）	2	2	2

3 サービス見込量と確保のための方策

(1) 障害福祉サービス等

障害福祉サービス等は、個々の障害者の状況に応じて個別に支給決定が行われ、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援となっています。

第7期障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量は、令和元年度から令和5年度の実績値の伸び率の平均に基づいて設定しました。その上で、アンケートで今後の利用意向が高いサービスは過去の実績を踏まえて設定するほか、実態に合わせて現状維持に設定するなど調整を行いました。

ア 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	障害者が自宅においても自立した生活が行えるよう、入浴、排せつ、食事など生活全般の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であって、常時介護を要する人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護、その他必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動が著しく困難で、常に介護を必要とする人に危険回避のための必要な援護、外出時の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも支援の必要性がとて高い人に、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所など様々なサービスを組み合わせて、包括的に行います。

■ 見込量

サービス名	単位	実績（第6期計画）			見込み（第7期計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	利用者数（人/月）	334	317	325	330	334	339
	利用時間数（時間/月）	4,920	4,805	4,760	4,782	4,804	4,826
重度訪問介護	利用者数（人/月）	12	15	14	15	16	17
	利用時間数（時間/月）	1,341	2,155	2,143	2,267	2,399	2,538
同行援護	利用者数（人/月）	40	42	37	41	45	49
	利用時間数（時間/月）	421	466	372	409	450	495

行動支援	利用者数 (人/月)	55	58	61	64	67	71
	利用時間数 (時間/月)	705	686	669	715	763	815
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	利用時間数 (時間/月)	0	0	0	250	250	250

見込量確保のための方策

利用者一人一人の状態やニーズに応じた質の高いサービスを提供できるよう、サービス提供事業者との連携を深め、障害者のライフステージ*や希望に沿ったサービス提供を目指し、サービス提供体制の強化やサービス量の確保・充実に努めます。

サービスなどの提供を担う人材を確保するため、引き続き福祉人材バンク事業に取り組むとともに、多職種間の連携を推進し、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを関係者が協力して周知・広報などに取り組みます。

自立支援協議会において、サービスの新規参入を促すとともに、事業者間の情報共有を図ることで、効率的なサービス提供に努めます。

障害福祉サービス等に関する情報を利用者に分かりやすく提供し、利用を促進します。

イ 日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主として昼間に入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間のプログラムに基づき、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	障害の状況から自立生活が困難な人に、一定期間のプログラムに基づき、地域での生活を営む上で必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間のプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援A型	事業者が雇用契約に基づき就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	一定の賃金水準の下で継続した就労の機会を提供し、職場内訓練（OJT）、雇用への移行支援などのサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象とします。

就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行したが、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている人に対し、企業・自宅などへの訪問や来所により課題を把握するとともに、課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による医療的ケアと、常時の介護を必要とする重度の障害者（進行性筋萎縮症*（筋萎縮性側索硬化症（ALS）*や筋ジストロフィー*など）の患者、重症心身障害者など）に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所（福祉型）	介護者の疾病その他の理由で介護が行えない場合に、短期間入所して夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います。
短期入所（医療型）	介護者の疾病その他の理由で介護が行えない場合に、短期間入所して夜間も含め、病院、診療所、介護老人保健施設において、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います。

■見込量

サービス名	単位	実績（第6期計画）			見込み（第7期計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	利用者数 （人/月）	595	607	618	629	639	651
	利用量 （人日/月）	12,498	12,801	12,534	12,750	12,970	13,194
自立訓練 （機能訓練）	利用者数 （人/月）	5	2	1	3	3	3
	利用量 （人日/月）	96	30	1	45	45	45
自立訓練 （生活訓練）	利用者数 （人/月）	28	24	24	25	25	25
	利用量 （人日/月）	384	309	268	320	320	320
就労移行支援	利用者数 （人/月）	42	37	37	40	40	40
	利用量 （人日/月）	606	562	570	580	580	580
就労継続支援 A型	利用者数 （人/月）	115	136	140	147	154	162
	利用量 （人日/月）	2,423	2,786	2,693	2,799	2,909	3,023
就労継続支援 B型	利用者数 （人/月）	692	710	711	730	749	768
	利用量 （人日/月）	12,668	12,713	12,110	12,398	12,693	12,994

就労定着支援	利用者数 (人/月)	11	15	16	17	18	19
療養介護	利用者数 (人/月)	68	70	68	68	69	69
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	147	157	152	155	157	160
	利用量 (人日/月)	1,297	1,397	1,274	1,296	1,318	1,340
短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	8	10	9	10	10	10
	利用量 (人日/月)	62	110	109	120	120	120

見込量確保のための方策

ハローワークや障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、適切な就労支援に取り組みます。

企業や市民に対し、障害者雇用に対する理解を深めるための啓発を行い、就労場所の充実や仕事内容の多様化を促進します。また仕事量の確保やスキルアップ、販路拡大などを支援して平均工賃の向上を目指し、各種制度の周知を図り、利用を促進します。

ウ 居住系サービス

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	日常生活上の援助が必要な障害者に対して、地域での小人数の共同生活を営むための住居を提供し、家事等の援助や相談支援等を行います。
自立生活援助	施設やグループホームなどでの生活から、一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や関係機関との連絡調整を行うほか、相談などに電話やメールなどで随時対応します。
施設入所支援	障害者が入所し、日中は、当該施設の日中活動のサービスを利用し、夜間においては、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行います。

■見込量

サービス名	単位	実績 (第6期計画)			見込み (第7期計画)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	234	234	237	247	257	268
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	2	2	2	2	2
施設入所支援	利用者数 (人/月)	321	315	313	308	303	299

見込量確保のための方策

共同生活援助については、施設や病院からの地域移行を進める中での需要の増大に対応できるよう整備を推進していくとともに、地域住民の障害者理解を促進し、障害のある人が安心して生活できる環境づくりに努めます。

施設入所支援については、地域移行の推進を進めつつ、今後も適切なサービスの支給に努めます。

エ 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人が、適切に障害福祉サービスを利用できるように、サービス利用申請の勧奨、サービス等利用計画案の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の場の確保、地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所への同行などの支援を行います。
地域定着支援	単身居宅の障害者又は家庭の状況などにより同居家族からの支援を受けることができない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態などにおける相談、緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

■見込量

サービス名	単位	実績（第6期計画）			見込み（第7期計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	540	571	634	696	764	838
地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人/月)	16	16	17	18	18	19

見込量確保のための方策

地域生活支援拠点、自立支援協議会、相談支援事業所、医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関によるネットワークを構築し、多様な相談者のニーズに対応するなど、地域における相談支援体制の充実を図ります。

令和4年度に設置された重層的支援推進室と連携し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するとともに、社会的に孤立している障害者が必要とするサービスへつなげていくよう取り組みます。

新たに設置を検討している基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の更なるスキルアップを図り、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(2) 児童に対する福祉サービス等

児童に対する福祉サービス等は、障害児通所支援，相談支援，子ども子育て支援となっています。

第3期障害児福祉計画における障害児通所支援及び相談支援の見込量は、令和元年度から令和5年度の実績値の伸び率の平均に基づいて設定しました。その上で、利用実績のない居宅訪問型児童発達支援についてはサービス提供体制の強化などの取組を考慮し、令和7年度以降の利用を想定して設定しました。

また、子ども・子育て支援については、横ばいで推移するものと見込んでいます。

ア 障害児通所支援

サービス名	内 容
児童発達支援	通所施設を利用し、又は居宅で生活している未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の習得，集団生活への適応訓練などを行うとともに、その家族に対する支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児などであって、外出することがとても困難な児童の居宅を訪問し、児童発達支援を提供します。
放課後等デイサービス	学校に就学している児童が、放課後や夏休みなどに通所施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進などを行うものです。
保育所等訪問支援	保育所などを利用中の児童が、保育所などにおける集団生活に適応できるように、保育所などを訪問して児童に対する支援（集団生活適応のための訓練）や、受入先施設のスタッフに対する支援（支援方法などの指導）を行います。

■見込量

サービス名	単位	実績（第2期計画）			見込み（第3期計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	373	387	312	405	423	441
	利用量（人日/月）	2,263	2,607	2,202	3,008	3,294	3,606
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	1	2
	利用量（人日/月）	0	0	0	0	1	2
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	697	740	773	839	911	989
	利用量（人日/月）	7,007	8,210	7,877	8,727	9,669	10,712
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	2	5	6	7	7	8
	利用量（人日/月）	3	5	6	7	7	8

見込量確保のための方策

障害のある幼児，児童及び生徒並びにその保護者などが，早期の相談と支援を適切に受けられるよう，教育，福祉，医療などの関係機関と連携し，児童のライフステージに応じた切れ目のない療育支援体制を推進します。

障害児通所支援の需要は年々高まっており，それに対応できるよう事業所の整備を促進していきます。

サービスなどの提供を担う人材を確保するため，研修の実施，多職種間の連携を推進します。また，障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを，関係者が協力して周知・広報などに取り組みます。

イ 相談支援

サービス名	内 容
障害児相談支援	児童が障害児通所支援（児童発達支援，放課後等デイサービスなど）を利用できるように，保護者に対しサービス利用申請の勧奨，障害児支援利用計画案の作成，サービス事業者との連絡調整などを行います。

■見込量

サービス名	単位	実績（第2期計画）			見込み（第3期計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	利用者数 （人/月）	285	314	348	392	442	499

見込量確保のための方策

療育相談における療育指導や，庁内関係部署との連携により必要とされる支援のニーズを把握し，適切な療育へつないでいきます。

サービスの実施事業者と連携しながら，身近な地域で療育指導，相談などが受けられるよう療育機能の拡充を図ります。

ウ 子ども・子育て支援

サービス名	内 容
乳児家庭全戸訪問事業	保健師と民生委員児童委員が連携し、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行います。
子育てヘルパー派遣事業	養育支援が必要と認められる世帯に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事、育児等の援助を行います。
子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。
子育て家庭支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病等により養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、児童を預かります。
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦や中学3年生までの子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助をしたい人が援助を受けたい人に、有償ボランティアによる支援をします。
病児・病後児保育事業	病気や病気からの回復期で集団生活が困難な児童について、就労などで自宅での保育が困難な場合に、病院などに付設された専用スペースで、看護師などにより一時的に保育を行います。
保育所	保護者の就労などで保育を必要とする乳幼児を、家庭の保護者に代わり保育を行います。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設で、地域の子育て支援も行います。
幼稚園	満3歳から就学前までの幼児を対象に、小学校以降の教育の基礎を築くための幼児期の教育を行います。
一時預かり事業	保護者が急病やその他の事情により、一時的に保育ができなくなった時や、育児による負担を和らげるため、一時的に保育が必要となる児童を対象として、保育所などで受け入れます。
延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間まで延長し、保育を行います。
放課後児童会（放課後児童健全育成事業）	保護者等が就労等により昼間常時家庭にいない場合に、児童を放課後から夕方まで預かり、遊びや生活の場を提供します。
その他の子ども・子育て支援事業	障害児などや保護者が、子ども・子育て支援事業の中から適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

■見込量

項 目	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	見込み（第3期計画）		
		R6年度	R7年度	R8年度
保育所・認定こども園（人）	100	100	100	100
放課後児童会（人）	46	46	46	46

見込量確保のための方策

障害児の保育に適した環境や、保育所・認定こども園などにおける受入体制の整備を図り、併せて関連施設で子育てに関する相談・援助を行い、育児に対する負担や不安の軽減と、障害に対する理解の促進に努めます。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者が自立した生活を営むために必要な事業を行うものです。

第7期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量は、令和元年度から令和5年度の実績値の伸び率の平均に基づいて設定しました。その上で、利用者数が多くない事業については、過去の実績も踏まえた上で設定するなど調整を行いました。

なお、理解促進研修・啓発事業は、「第6期呉市障害福祉計画」では位置付けてはいませんが、令和5年度から地域生活支援事業として実施しています。

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害等に関する理解を深めるためのイベントの開催のほか、理解促進を図るガイドブックを活用して学校へ出前講座などを行います。
自発的活動支援事業	精神障害者及びその家族の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、精神障害者の地域活動を支援するため、「精神障害者家族相談員紹介事業」を行います。
相談支援事業	障害者又はその家族などからの相談に応じ、障害の種類や程度、年齢や相談内容にかかわらず、必要な情報の提供などを行い、障害者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。
身体障害者等相談支援事業	主に在宅の身体障害児・者及びその家族などからの様々な相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、各種福祉サービスの利用援助や調整、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ケアマネジメント*などを総合的に行います。
児童療育相談事業	発達について気になる児童の検査や医師による診査などを行うことで、その原因（自閉症*、アスペルガー症候群*などのあらゆる発達障害など）を早期発見し、保護者や保育所・学校などと連携を取りながら、必要な療育について相談・指導を行います。
精神障害者相談支援事業	在宅の精神障害者及び保護者などに対し、専門職員による障害や病状の理解、不安の解消、家族関係・人間関係、生活技術、社会参加、権利擁護などに関する助言、指導を行うとともに、必要に応じて関係機関などへの連絡を行い、安心できる居場所の提供を行います。

地域生活支援拠点事業（まるごとネット呉）	障害者の高齢化、重度化、「親亡き後」を見据え、障害児者が地域で安心して暮らすための機能を提供するもので、市内を四つのエリアに分け、「相談対応」、「緊急時対応」、「体験の機会・場の提供」を行うほか、「地域の体制づくり」、「専門的人材の養成」等を行います。
基幹相談支援センター事業	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として障害者の総合的な相談業務を行うほか、地域移行・地域定着に係る地域の連携やコーディネートの実施や、地域の相談支援体制の強化として、相談支援事業所の人材育成や専門的な指導なども行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、呉市権利擁護センターなどにより成年後見制度の利用を促進するとともに、支援者がいない障害者に対しては、必要に応じて市長が申立てを行うなど、引き続き権利の擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者などに、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、市役所本庁舎などに手話通訳者を配置します。
手話通訳者設置事業	聴覚障害者などが、社会生活において円滑な意思疎通を行うことができるように、市役所本庁舎（障害福祉課内）及び身体障害者福祉センターに手話通訳者を配置します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話を用いて聴覚障害者の日常生活の意思疎通の支援と、聴覚障害者などとの社会参加の促進を図るため、手話通訳者の派遣を行います。また、意思伝達の仲介が得られない聴覚障害者（音声又は言語器官の障害者を含む。）の意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者の派遣を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で意思疎通を行う聴覚障害者などの日常生活を支援し、社会参加を促進するため、手話技術を取得した手話奉仕員を養成する講座を実施します。
日常生活用具給付事業	在宅で重度の身体障害者及び知的障害者を対象とし、日常生活の利便性と自立度を高めるため、特殊寝台、入浴補助用具、特殊便器などの購入費を支給します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者などの地域生活支援の促進を図ります。
障害児等療育支援事業	発達に課題のある児童やその家族などに対し、家庭、保育所、幼稚園、学校、施設などへの訪問、電話での相談を行うことで、生活に必要な情報の提供や助言を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け通訳・介助員の養成を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	盲ろう者及び失語症者向けに通訳・介助員の派遣を行います。

訪問入浴サービス事業	地域における障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者などの日中における活動の場を提供します。
一時利用型	障害者などの時間単位での日中預かりを行うとともに、日中活動の場を提供します。
継続型(学生)	放課後、学校行事の代休日、長期休暇中などに児童・生徒を預かり、行事、レクリエーションなどの日中活動の場を提供します。
継続型(就労支援)	介護給付、訓練等給付などの日中活動を提供している事業所において、当該日中活動を行う時間の前後の時間帯を延長し、障害者の活動の場を提供します。
社会参加支援事業	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むための、必要な事業を行います。本市では、次のような社会参加支援事業を実施します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇などに資するため、また、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーションを開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、広報誌などを始め、地域生活をする上で必要度の高い情報を、点字や音声で提供します。
奉仕員養成研修事業	聴覚、視覚障害者などの日常生活を支援し社会参加を促進するため、要約筆記、点訳又は朗読(音訳)に必要な技術を習得した奉仕員を養成する各種講座を実施します。
自動車運転免許取得費給付事業・自動車改造費給付事業	障害者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、又は障害者が自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。
芸術文化活動振興事業	障害者のための芸術・文化講座を開催するとともに、作品や活動の発表の場を設けるなどにより、障害者の芸術・文化活動の振興を図ります。
その他の事業	これまでに掲げた事業のほか、ヘルプマーク*の普及・啓発を図るなど、障害者などに対する虐待の防止や差別の解消を推進し、共生社会の実現に向けて必要となる事業について、ニーズを踏まえて適宜実施します。

■見込量

サービス名	単位	実績(第6期計画)			見込み(第7期計画)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	-	-	-	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	実施箇所数(か所)	7	7	7	7	8	8
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人/年)	3	4	-	4	4	5

意思疎通 支援事業	手話通訳者 設置事業	実施箇所 数(か所)	2	2	2	2	2	2
	手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用件数 (件/月)	62	51	53	54	55	56
	手話奉仕員 養成研修事業	修了者数 (人/年)	22	17	-	22	25	28
日常生活用具給付事業	介護・訓練 支援用具	利用者数 (人/年)	14	19	-	24	27	30
	自立生活 支援用具	利用者数 (人/年)	26	31	-	31	31	31
	在宅療養等 支援用具	利用者数 (人/年)	55	35	-	35	35	35
	情報・意思疎通 支援用具	利用者数 (人/年)	37	39	-	40	40	40
	排せつ管理 支援用具	利用者数 (人/年)	5,742	5,580	-	5,406	5,320	5,236
	居宅生活動作補助 用具(住宅改修)	利用者数 (人/年)	8	7	-	7	8	8
移動支援事業	利用者数 (人/年)	150	181	183	192	202	212	
	利用時間数 (時間/月)	1,681	2,694	2,710	2,847	2,991	3,142	
地域活動支援センター機能 強化事業	実施箇所 数(か所)	4	4	4	4	4	4	
	利用者数 (人/月)	45	47	62	63	64	65	
障害児等療育支援事業	実施箇所 数(か所)	2	2	2	2	2	2	
成研修事業 専門性の高い意思疎 通支援を行う者の 養成	手話通訳者・ 要約筆記者	修了者数 (人/年)	24	17	-	20	20	20
	盲ろう者向け 通訳・介助員	修了者数 (人/年)	0	7	-	2	2	2
	失語症者向け 意思疎通支援者	修了者数 (人/年)	3	0	-	1	1	1
派遣事業 意思疎通の高い 専門性の高い 支援の派遣	盲ろう者向け 通訳・介助員	利用者数 (人/年)	1	1	-	1	1	1
	失語症者向け 意思疎通支援者	利用者数 (人/年)	2	2	-	3	3	3
訪問入浴サービス事業	実施箇所 数(か所)	4	3	3	3	3	3	
	利用者数 (人/月)	11	11	10	10	10	10	
日中一時支援事業	利用者数 (人/月)	234	220	213	218	224	229	
	利用量 (人日/月)	1,962	2,075	1,834	1,880	1,927	1,975	

見込量確保のための方策

令和4年度に制定した「呉市情報コミュニケーション条例（令和4年呉市条例第19号）」及び「呉市手話言語条例（令和4年呉市条例第20号）」を踏まえ、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用や手話の普及促進を始め、市民への障害者に対する合理的配慮の理解促進を進めていきます。

障害者の更なる社会参加を促進するため、自立支援協議会と調整しながら、利用者のニーズに合わせて事業の充実を図るとともに、必要とする障害者が利用できるよう、事業内容の周知を図ります。

参考：本市における施策一覧（再掲）

障害福祉サービス

サービス		区分	備考
ア 訪問系サービス	(ア) 居宅介護	介護給付	
	(イ) 重度訪問介護	介護給付	
	(ウ) 同行援護	介護給付	
	(エ) 行動援護	介護給付	
	(オ) 重度障害者等包括支援	介護給付	
イ 日中活動系サービス	(ア) 生活介護	介護給付	
	(イ) 自立訓練（機能訓練）	訓練等給付	
	(ウ) 自立訓練（生活訓練）	訓練等給付	
	(エ) 就労移行支援	訓練等給付	
	(オ) 就労継続支援A型	訓練等給付	
	(カ) 就労継続支援B型	訓練等給付	
	(キ) 就労定着支援	訓練等給付	
	(ク) 療養介護	介護給付	
(ケ) 短期入所（福祉型、医療型）	介護給付		
ウ 居住系サービス	(ア) 共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付	
	(イ) 自立生活援助	訓練等給付	
	(ウ) 施設入所支援	介護給付	
エ 相談支援	(ア) 計画相談支援		
	(イ) 地域移行支援		
	(ウ) 地域定着支援		

児童に対する福祉サービス等

サービス		備考
ア 相談支援	(ア) 障害児相談支援	
イ 障害児通所支援	(ア) 児童発達支援	
	(イ) 居宅訪問型児童発達支援	
	(ウ) 放課後等デイサービス	
	(エ) 保育所等訪問支援	
ウ 子ども・子育て支援	(ア) 保育所	
	(イ) 認定こども園	
	(ウ) 放課後児童会（放課後児童健全育成事業）	
	(エ) その他の子ども・子育て支援事業	

地域生活支援事業

事業名	内容
ア 理解促進研修・啓発事業	○障害者週間による啓発イベント実施 ○理解促進を図るガイドブック作成
イ 自発的活動支援事業	○精神障害者家族相談員紹介事業
ウ 相談支援事業	○身体障害者等相談支援事業 ○児童療育相談事業 ○精神障害者相談支援事業 ○地域生活支援拠点事業 ○基幹相談支援センター事業
エ 成年後見制度利用支援事業	○成年後見制度利用支援事業
オ 意思疎通支援事業	○手話奉仕員養成研修事業 ○手話通訳者設置事業 ○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業
カ 日常生活用具給付事業	○日常生活用具の給付 ・介護・訓練支援用具 ・自立生活支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・排せつ管理支援用具 ・点字図書給付事業 ・居宅生活動作補助用具(住宅改修)
キ 移動支援事業	○移動支援事業
ク 地域活動支援センター機能強化事業	○地域活動支援センターⅠ型 ○地域活動支援センターⅢ型
ケ 障害児等療育支援事業	○障害児等療育支援事業
コ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	○手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ○失語症者向け意思疎通支援者の養成事業
サ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ○失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業
シ 訪問入浴サービス事業	○訪問入浴サービス事業
ス 日中一時支援事業	○一時利用型 ○継続型(学生) ○継続型(就労支援)
セ 社会参加支援事業	○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ○点字・声の広報等発行事業 ○奉仕員養成研修事業 ○自動車運転免許取得費給付事業・自動車改造費給付事業 ○芸術文化活動振興事業
ソ その他の事業	○その他必要となる事業

第6章 計画の推進方策

1 市民意識の醸成

障害の有無にかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちを実現するため、広報誌やホームページの活用、福祉教育、人権教育及び人権啓発活動の一層の推進により、全ての障害者が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することについて、理解を深めるための啓発に取り組みます。

また、啓発に当たっては、当事者団体、地域コミュニティ、ボランティア団体、関係諸機関、庁内関係各課と連携しながら、市民意識の醸成に努めます。

2 計画の推進体制づくり

(1) 関係機関などとの連携

障害者のニーズに対応した適切なサービス利用や相談への迅速な対応が図られるよう、自立支援協議会を中心に、相談支援事業所、教育機関、当事者団体や支援団体などの関係機関との一層の連携を図り、協働関係の構築に努めます。

(2) 市の関係各課の連携

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅、市民協働などあらゆる分野にわたっています。

このため、庁内関係各課との情報共有や意見交換を図り、連携しながら、総合的・効果的な取組を推進していきます。特に、障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

また、教育施策との連携も十分に行い、就学時及び卒業時における支援が円滑に進むことを含めて、切れ目のない支援体制の整備を図ります。

さらに、職員への障害に対する理解促進を図り、共生社会の実現に向けた体制づくりを推進していきます。

(3) 県・関係自治体との連携

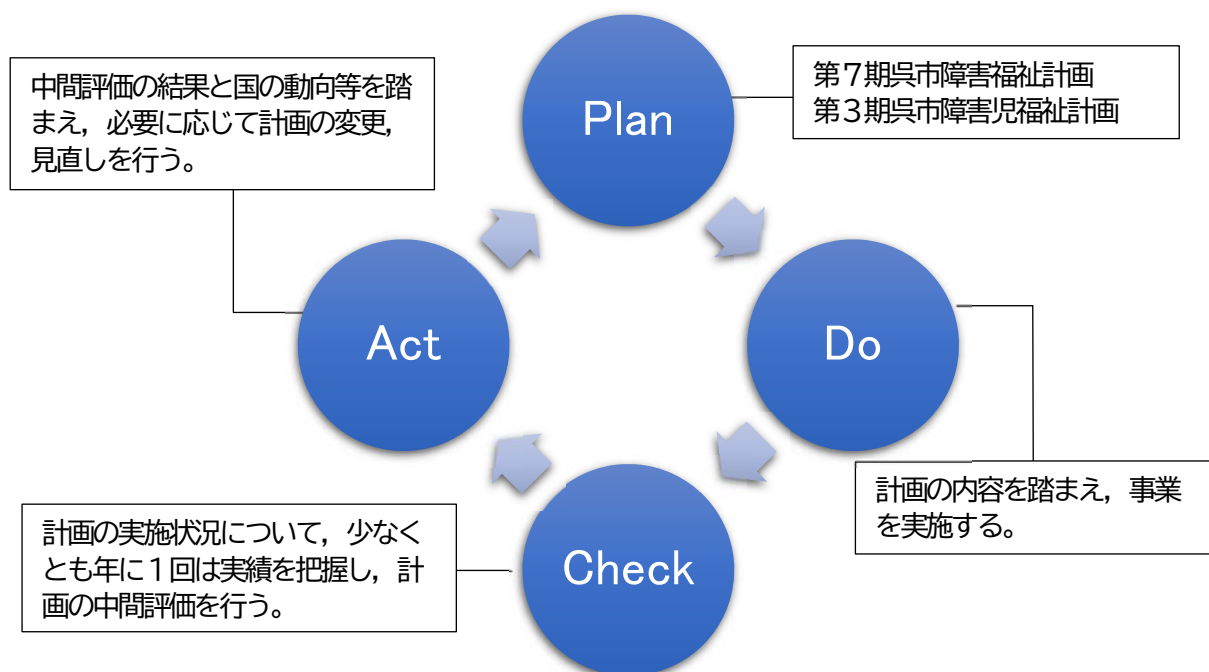
次期計画を推進するため、県や関係自治体と協議しながら、円滑なサービス提供などを進めるとともに、福祉施策の充実や制度の見直しなどについて、国に働き掛けを行います。

3 計画の進行管理

計画の進捗状況や内容について、P D C Aサイクルの考え方にに基づき、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更その他の必要な措置を講じます。そのために、成果目標及び活動指標について、少なくとも年に1回は実績を把握し、自立支援協議会において、現状報告、課題の分析及び評価を行います。

【P D C Aサイクルとは】

さまざまな分野で活用されているマネジメント手法で、目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する「計画（Plan）」、計画に基づき活動を実行する「実行（Do）」、活動を実施した結果を把握・分析し、考察する「評価（Check）」、考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする「改善（Act）」を順に実施していくものです。



参考：第5次呉市障害者基本計画

第1章 計画の目標と方針

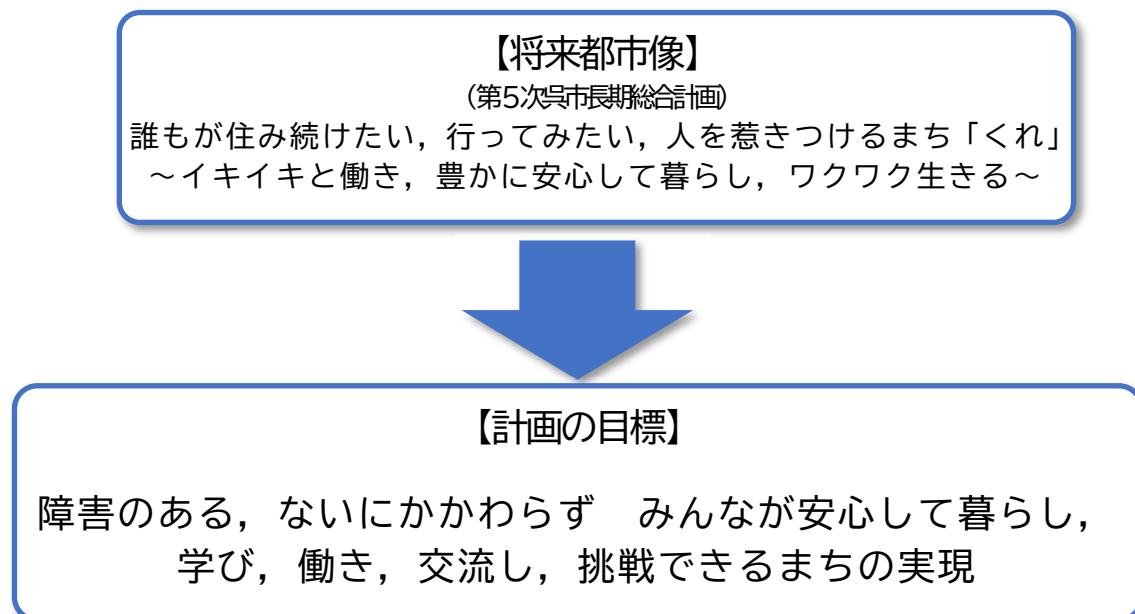
1 上位計画における障害者福祉施策の位置付け

本計画の上位計画である第5次呉市長期総合計画では、将来都市像を『誰もが住み続けたい，行ってみたい，人を惹きつけるまち「くれ」～イキイキと働き，豊かに安心して暮らし，ワクワク生きる～』とし，政策を8つの分野に分類し，それぞれの政策分野で「目指すべき姿」を掲げ，取組を進めることとしています。

本計画は，上位計画における福祉保健分野の，障害者福祉に係る実施計画の役割を担う計画として位置付けられ，上位計画に掲げられた目指すべき姿に基づき，「障害の有無にかかわらず，心身の状態に応じたケアを提供し，自分らしい暮らしを送ることができるよう，全ての市民が共に支え合いながら，自らの意思で社会活動に参加できる地域づくり」を推進するものです。

2 計画の目標

上位計画に基づき，本計画の目標を「障害のある，ないにかかわらず みんなが安心して暮らし，学び，働き，交流し，挑戦できるまちの実現」とします。



3 計画の基本方針

(1) 地域における生活の支援

障害者やその家族が、地域において安心して住み続けられるよう、ニーズに適切に対応した障害福祉サービス等の提供、相談支援体制の構築により、その生活を支援します。

(2) 就労支援の充実と雇用の促進

就労を希望する障害者が、その適性に応じた能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、就労支援の充実を図るとともに、市役所での障害者雇用を推進するほか、企業に対して障害者雇用を促進します。

(3) 健康づくりへの支援

障害者やその家族の健康状態を維持するとともに、障害の原因となる疾病などの予防、障害の早期発見及び治療を行えるよう、身近な地域における医療の提供体制の整備、保健サービスの利用促進により、健康づくりを進めます。

また、精神障害者や難病患者などが、障害特性や病状に応じた療養生活を送ることができるよう支援します。

(4) 特別支援教育*の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行います。

(5) 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するため、安心して暮らせる居住の場を確保するとともに、公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化を進めます。

また、災害時における避難支援体制の整備により、安全に暮らせる環境づくりを進めます。

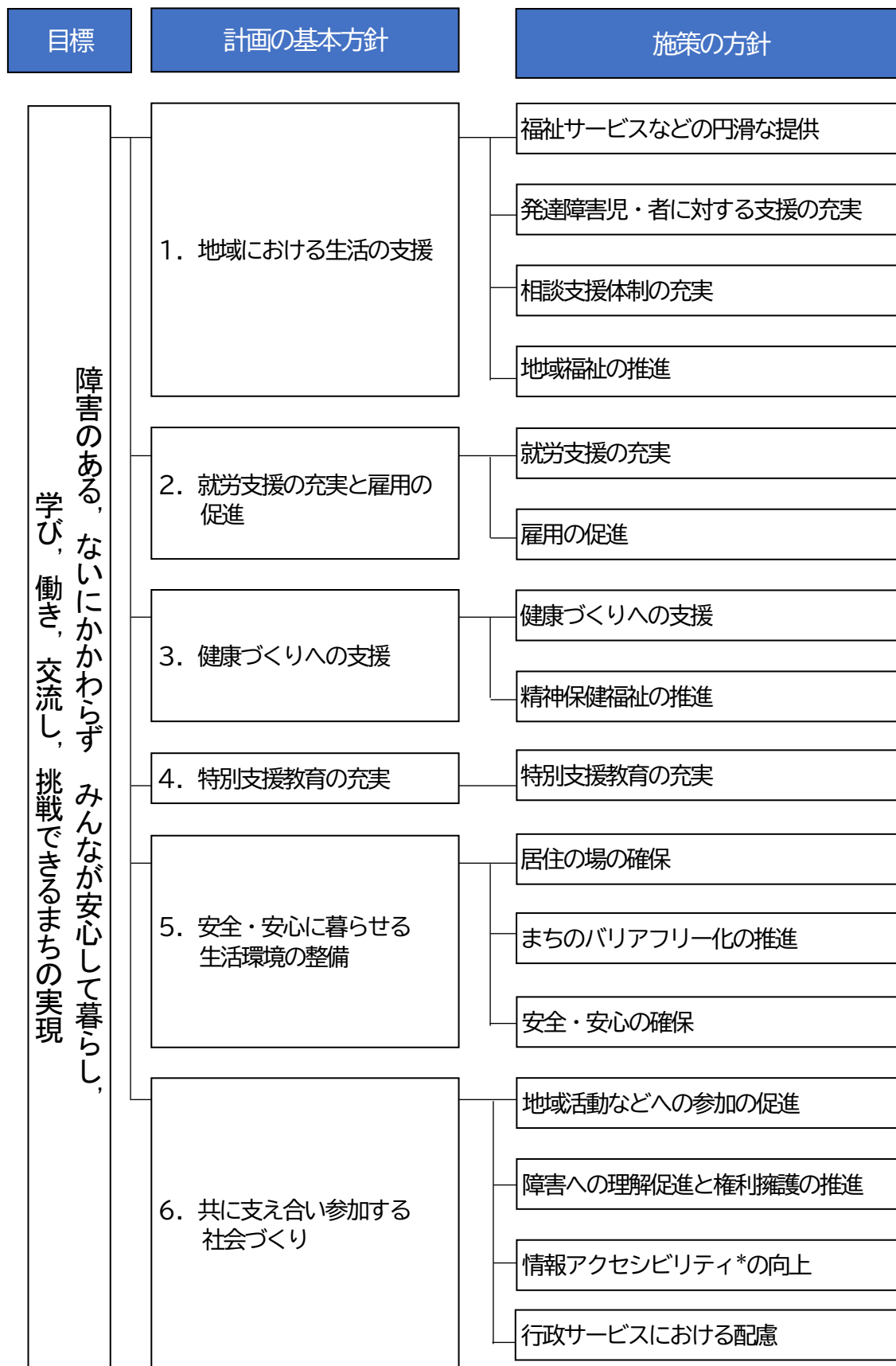
(6) 共に支え合い参加する社会づくり

障害者が、地域活動などや文化・スポーツ活動などに親しむことができるよう、参加しやすい環境づくりを進めます。

また、誰もが支え合う共生社会を実現するため、障害に対する理解の促進を図るとともに、障害者の権利擁護に関する取組を進めます。

さらに、障害者の円滑な情報取得、活用を支援するため、情報提供体制の充実、意思疎通支援の充実などを図ります。

【計画の体系】



第2章 分野別施策の方針

1 地域における生活の支援

【基本的な考え方】

- 障害者や家族のニーズに対応した障害福祉サービスなどの提供により、住み慣れた地域における日常生活，社会生活を支援します。
- 発達障害に係る専門的な療育支援体制の整備検討，療育体制の充実により，発達障害児・者や家族などに対する支援の充実を図ります。
- 障害者やその家族が，安心して相談支援を受けることができる，包括的な相談支援体制を構築します。
- 地域全体で，障害者やその家族を支える仕組みづくりを進めます。

計画の基本方針	施策の方針	取組の方針
地域における生活の支援	(1)福祉サービスなどの円滑な提供	ア 障害福祉サービスなどの充実 イ 地域生活支援事業の推進 ウ その他のサービスなどの充実
	(2)発達障害児・者に対する支援の充実	ア 相談支援の充実 イ 療育体制の充実
	(3)相談支援体制の充実	ア 身近な地域における相談支援の充実 イ 包括的な相談支援体制の構築
	(4)地域福祉の推進	ア 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築 イ ボランティアの育成，支援

(1) 福祉サービス等の円滑な提供

障害者や家族などのニーズに対応できるよう、障害福祉サービス等、地域生活支援事業の円滑な提供を図ります。

また、質の高い自立した生活を営むことができるよう、経済的な支援を行います。

(2) 発達障害児・者に対する支援の充実

発達の遅れや障害などが発見された場合、その家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。

障害児が将来、自立した生活を送ることができるよう、できるだけ早い時期から、障害の状況に応じた適切な指導や訓練を受けられる体制を強化します。

(3) 相談支援体制の充実

地域の医療、保健、福祉などの関係者と連携した包括的な相談支援体制の充実を図ります。

(4) 地域福祉の推進

障害者を含む地域住民、障害当事者団体、支援団体、サービス提供事業者、その他関係機関が相互に協力して、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加する機会が確保された地域共生社会の実現を図ります。

2 就労支援の充実と雇用の促進

【基本的な考え方】

- 働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労支援の充実・強化、多様な就業機会の確保を図ります。
- 企業に対し、障害に対する理解を深める取組を進めるとともに、雇用に関する助言などにより、雇用を促進します。

計画の基本方針	施策の方針	取組の方針
就労支援の充実と雇用の促進	(1)就労支援の充実	ア 総合的な就労支援
		イ 就労支援体制整備の推進
	(2)雇用の促進	ア 市役所での雇用促進
		イ 企業などでの雇用促進

(1) 就労支援の充実

障害者の継続的な就労につながるよう、相談支援体制、情報提供体制の充実を図ります。

また、年齢、障害の状態、利用者の希望やライフステージに沿った就業機会を確保します。

(2) 雇用の促進

障害の有無にかかわらず、全ての人がその能力と適性に応じた就労内容で雇用され、適性や職業経験などに応じて自らの職業生活を設計できる社会の実現を目指して、企業などに対する啓発、関係機関との連携を行い、幅広い雇用を促進します。

3 健康づくりへの支援

【基本的な考え方】

- 生涯にわたる健康づくりを目指し、障害者一人一人の状況に応じた保健・医療サービスを充実します。
- 精神障害者が地域で暮らせる環境整備に取り組みます。

計画の基本方針	施策の方針	取組の方針
健康づくりへの支援	(1)健康づくりへの支援	ア 疾病などの予防と健康づくりへの支援
	(2)精神保健福祉の推進	イ 障害の早期発見
		ウ 保健・医療サービスの充実
		ア 精神科医療との連携
イ 精神障害者の地域生活の支援		

(1) 健康づくりへの支援

障害者が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、保健サービスの充実及びその周知と利用促進、ライフステージに応じた保健指導などにより、健康づくりを推進します。

(2) 精神保健福祉の推進

精神障害者の自立支援に向けて、個々の状態に応じた相談や助言、指導をはじめ、社会復帰を促進するための支援を行います。

4 特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

- 障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで継続的な支援を行います。
- 障害のある児童生徒の発達 の程度、適応の状態に応じた教育環境の整備を進めます。
- 障害に対する理解を深める取組により、教職員の専門性の確保、指導力の向上を図ります。

計画の 基本方針	施策の方針	取組の方針
特別 支援 教育 の 充 実	(1)特別支援教育の充実	ア 相談、指導体制の充実 イ 教育内容の充実 ウ 教育環境の向上

(1) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行います。

5 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

【基本的な考え方】

- 安心して暮らせる居住の場を整備します。
- 公共施設や公共交通機関など、まちのバリアフリー化を進めます。
- 災害時における安全の確保，防犯・交通安全対策に取り組みます。

計画の 基本方針	施策の方針	取組の方針
安全・安心に暮らせる生活環境の整備	(1)居住の場の確保	ア 住宅のバリアフリー化の促進 イ 市営住宅の整備の推進 ウ 共同居住施設の整備の促進
	(2)まちのバリアフリー化の推進	ア 公共施設のバリアフリー化 イ 公共交通機関のバリアフリー化 ウ 民間建築物のバリアフリー化
	(3)安全・安心の確保	ア 緊急時の対応の充実 イ 災害時支援体制の充実 ウ 防犯対策の充実 エ 交通安全対策の充実

(1) 居住の場の確保

障害者が安心して、かつ、安全に暮らせるよう、障害者に配慮した居住の場の確保を図ります。

(2) まちのバリアフリー化の推進

障害のある人もない人も、誰もが快適に暮らせるよう、建築物、公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。

(3) 安全・安心の確保

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、緊急時への対応の充実，防災・防犯対策，交通安全対策を推進します。

6 共に支え合い参加する社会づくり

【基本的な考え方】

- 障害者が、文化・スポーツ活動へ参加したり、地域住民と交流するなど、積極的な社会参加ができる環境づくりを進めます。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に認めあい、尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、差別の解消、障害者虐待の防止など、権利擁護のための取組を進めます。
- 障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通を行うことができるよう、情報提供の充実、意思疎通支援の充実を図ります。
- 市の職員は、障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、障害者への配慮、理解促進に努めます。

計画の基本方針	施策の方針	取組の方針
共に支え合い参加する社会づくり	(1)地域活動などへの参加の促進	ア 文化・スポーツ活動の充実 イ 交流の支援 ウ 外出の支援
	(2)障害への理解促進と権利擁護の推進	ア 障害に対する理解の促進 イ 権利擁護の推進 ウ 成年後見制度の周知・活用促進 エ 虐待の防止 オ ケアラーへの支援
	(3)情報アクセシビリティの向上	ア 情報提供の充実 イ 意思疎通支援の充実
	(4)行政サービスにおける配慮	ア 窓口業務での配慮 イ 投票所での配慮 ウ 議会傍聴での配慮

(1) 地域活動などへの参加の促進

障害者の社会参加を促進するため、地域活動などに参加しやすい環境づくりを進めます。

(2) 障害への理解促進と権利擁護の推進

障害や障害者に対する認識を深めるための啓発活動、学校などにおける福祉教育により差別の解消を図るとともに、障害者の権利擁護を推進します。

(3) 情報アクセシビリティの向上

障害者が、各種情報を迅速かつ的確に収集できるよう、情報提供や意思疎通の支援を充実します。

(4) 行政サービスにおける配慮

市の職員は、障害の理解促進に努めるとともに、障害者が円滑に行政サービスを受けられるよう、窓口などにおいて配慮します。

【用語解説】

	用語	説明
【ア行】	アクセシビリティ	施設・設備，サービス，情報，制度等の利用しやすさのこと。
	アスペルガー症候群	自閉症(118ページ参照)の三つの特徴のうち、「対人関係の障害」，「パターン化した興味や活動」の二つの特徴を有する障害。「知的発達，言葉の発達の遅れ」は伴わない。
	医療的ケア	たん吸引や経管栄養など，在宅などで家族等が日常的に行う医療的な行為のこと。医師や看護師が行う医療行為と区別して，医療的ケアと呼ぶ。
	インクルージョン	障害などの有無を問わず，すべての人を包み込み支え合うこと。
【カ行】	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で，障害者等の相談，情報提供，助言を行い，地域の相談支援事業者間の連絡調整や，関係機関の連携支援を行う。
	強度行動障害	自分の体をたたいたり食べられないものを口に入れる，危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動，物を壊したりするなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が，著しく高い頻度で起こるため，特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
	筋萎縮性側索硬化症（ALS）	脳や末梢神経からの命令を筋肉に伝える運動ニューロン（運動神経細胞）が侵される病気。運動ニューロンが侵されると，筋肉を動かそうとする信号が伝わらなくなり，手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がやせて力がなくなる。
	筋ジストロフィー	筋線維の変性・壊死を主病変とし，進行性の筋力低下を見る遺伝子の疾患
	ケアマネジメント	日常生活援助を必要とする利用者が，迅速かつ効果的に保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携において，この手法が取り入れられている。
	コーディネーター （医療的ケア児の支援）	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて，関連分野の支援を調整する専門的な知識を持つ人のこと。 コーディネーターは，医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用調整により，総合かつ包括的な支援の提供につなげるとともに，協議の場に参加し，地域における課題整理や地域資源の開発等を行いながら，医療的ケア児支援のための地域づくりの推進といった役割を担っている。
	高次脳機能障害	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により，記憶，注意，遂行機能，社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し，器質性精神障害として位置付けられる。
	合理的配慮	障害のある方から，社会の中にある障壁を取り除くために，何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに，負担が重すぎない範囲で対応すること。

	用語	説明
【サ行】	児童発達支援センター	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行い、障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う、地域の中核的な児童福祉施設
	自閉症	多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害で、①対人関係の障害（他人との社会的関係の形成の困難さ）、②コミュニケーションの障害（言葉の発達の遅れ）、③パターン化した興味や活動（興味や関心が狭く特定のものにこだわる）、という三つの特徴を持つ。
	重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複している状態のこと。
	手話通訳者	都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成講座の講習会を終えて、手話通訳者全国統一試験に合格し、「手話通訳者」として登録された者で、手話を駆使して、聴覚障害者と日常会話が可能な人
	手話奉仕員	市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了し、「手話奉仕員」として登録された者で、日常会話程度の手話表現技術を習得した人
	障害支援区分	障害者の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの
	自立支援医療費（精神通院）	精神疾患（てんかんを含む）により、通院による治療を継続的に必要とする障害者に対し、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度
	自立支援協議会	障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体及び学識経験者など、地域の障害者・保健福祉関係者で構成される組織のこと。 個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
	進行性筋萎縮症	筋肉又はそれを支配する神経に原因があるもので、四肢や体幹などの筋肉がほぼ左右対称に、徐々に脱力、萎縮を起こす疾患群
	身体障害者手帳	身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付される。
精神障害者保健福祉手帳	知的障害を除く精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、自立や社会参加をすることを目的として、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から3級までの手帳が交付される。	
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分ではない人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、これらの人を法的に支援する制度	

	用語	説明
【夕行】	地域生活支援拠点	障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが、一体的に確保、提供されること。
	特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。
【ナ行】	難病	原因が不明で、治療方法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少ない疾病や、経過が慢性にわたり、身体的問題ばかりでなく、精神的・社会的・経済的な負担を伴うことが多い疾病をいう。 障害者総合支援法の対象となる疾病は 366疾病（令和3年11月1日時点）である。
【ハ行】	発達障害	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害と定義されている。生来又は生後ごく早期に、何らかの認知機能の偏りを来すような脳機能障害が存在すると考えられている。
	ピアサポート	同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。
	ペアレントメンター ヘルプマーク	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。 内部障害や難病の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマーク
【ヤ行】	要約筆者	都道府県が行う要約筆記者認定試験の合格者、都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者及び難聴者協会の推薦を受けた者で、聴覚障害者の意思伝達を仲介するため、話の内容を要約し、文字として伝える筆記（要約筆記）を行い、より専門性が高い知識を持った人のこと。

	用語	説明
【ラ行】	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
	療育	障害のある乳幼児、児童に対し、社会的自立を目指して行われる発達に関する支援のこと。
	療育手帳	<p>児童相談所又は知的障害者更生相談所（広島県では「こども家庭センター」）において、知的機能の障害があると判定を受けた人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳のこと。</p> <p>広島県では障害の程度に応じて㊤（最重度）、A（重度）、B（中度）、B（軽度）の手帳が交付される。</p>